

碧南市給水装置工事施行基準

令和7年4月

碧南市水道事業

碧南市給水装置工事施行基準

目 次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 法令等	1
3 用語の定義	1
4 給水装置の種類	2
5 給水装置工事の種別	3
6 工事の費用負担	3
7 使用水量の検針方法	4
8 管理分界	5
9 工事の申込み、設計審査、施工、工事完了検査	7
10 給水装置の構造、材質及び工法等の指定	7
11 主任技術者の職務	7
12 附帯工事を必要とする給水装置工事	8
第2章 給水装置の設計と施工	10
1 設計の基本条件	10
2 施工の基本条件	10
3 調査及び事前協議	10
4 1敷地1給水の原則と特例	12
5 給水方式の選定	16
6 計画使用水量の算定	17
7 メーター口径の選定	17
8 給水管口径の選定	18
9 給水管の取出しと埋設	19
10 給水装置の使用材料	25
11 メーターの設置	28
12 止水栓、仕切弁及び逆止弁の設置	34
13 給水管引込み及びメーター設置標準図	38
14 掘削、埋戻し、残土処理及び路面復旧	44
15 宅内給水装置	46
16 危険な接続（クロスコネクション）	48
17 給水装置の撤去	48

18	安全管理	4 9
19	保安設備	4 9
20	給水台帳図（申請図及び完成図）の書き方	4 9
21	工事記録写真の撮影	5 2
第3章	事務手続き	5 5
1	事務手続きフロー	5 5
2	工事申込書及び関係書類の提出	5 7
3	工事申込の受付	6 1
4	審査	6 1
5	道路占用及び使用許可申請書の道路管理者への提出	6 1
6	分担金・手数料納付書の発行及び書類の返却	6 1
7	道路使用許可申請書の警察署への提出	6 2
8	道路使用許可書の受理及び協議書の提出	6 2
9	施工承認	6 2
10	関係各所管理者への連絡調整及び地元周知	6 2
11	工事着手届の提出	6 2
12	工事施工	6 3
13	工事立会い	6 3
14	完了検査（指定工事業者が行う自主検査）	6 3
15	水道メーター出庫願の提出	6 4
16	完了届及び関係書類の提出	6 5
17	メーターの貸与	6 6
18	完了検査（管理者が行う検査）	6 6
19	完了検査済証の交付	6 7
20	給水装置工事記録の保存	6 7
21	工事申請内容の変更及び申請の取下げ	6 7
22	工事申込書及び工事完了届作成要領	6 8
第4章	給水装置の移譲移管と維持管理	7 6
1	給水装置の移譲移管	7 6
2	給水装置の維持管理	7 6
3	メーターボックス及び止水栓（または仕切弁）筐の維持管理	7 6
4	メーターの維持管理	7 6
5	給水装置の水質における責任分界	7 6

第5章 貯水槽給水	7 8
1 貯水槽の維持管理	7 8
2 貯水槽の届出	7 8
3 貯水槽の有効容量	7 8
4 貯水槽への給水量制限	7 8

第6章 中高層集合住宅における共用給水装置の各戸検針及び徴収に関する基準	7 9
1 基本事項	7 9
2 用語の定義	7 9
3 各戸検針の方式	7 9
4 申請等手続き	7 9
5 直読検針方式メーター設置基準	8 0
6 集中検針方式に係る基準	8 0

第7章 3階直結直圧給水	8 2
1 対象建物	8 2
2 配管	8 2
3 水栓の高さ	8 2
4 配水管の口径	8 2
5 メーターの口径	8 2
6 最小動水圧	8 2
7 給水装置の材料及び給水器具の制約	8 2
8 申請書及び水圧測定記録の提出	8 3

附則	8 4
----------	-----

様式集

給水装置工事申請に係る提出書類の様式

第 1 章 総則

1 目的

この基準は、水道法及び関係法令並びに碧南市水道事業給水条例及び同施行規程等に規定する給水装置工事の設計、施工、検査、維持管理及び事務手続等についての必要事項を定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

2 法令等

この基準に掲げる法令等は次のとおりとする。

(1) 法

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）をいう。

(2) 施行令

水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）をいう。

(3) 施行規則

水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）をいう。

(4) 給水装置の構造及び材質の基準

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号）をいう。

(5) 水質基準

水質基準に関する省令（平成 15 年厚生省令第 101 号）をいう。

(6) 条例

碧南市水道事業給水条例（平成 5 年条例第 11 号）をいう。

(7) 施行規程

碧南市水道事業給水条例施行規程（平成 5 年水道事業管理規程第 1 号）をいう。

(8) 事業者規程

碧南市指定給水装置工事事業者規程（平成 9 年水道事業管理規程第 7 号）をいう。

3 用語の定義

この基準において、次の各項に掲げる用語の意義は、次の各項の定めるところによる。

(1) 水道事業者

碧南市水道事業をいう。

(2) 管理者

水道事業管理者の権限を行う碧南市長をいう。

(3) 給水装置

需要者に水を供給するために、水道事業者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第 3 条第 9 項）

水道水を貯水槽に受けて給水する場合は、貯水槽への注水口までが給水装置であり、貯水槽以下の設備はこれに当たらない。

(4) 給水管

配水管又は他の給水装置から分岐し、宅地や家屋内に引き込まれる管をいう。

(5) 給水用具

給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる用具（分水栓、止水栓、仕切弁、逆止弁、メーター、給水栓等）をいう。

(6) 給水引込管

配水管との分岐部から第1止水栓までの間の給水装置をいう。ただし、メーターボックス及び第1止水栓筐は含まない。

(7) 第1止水栓

配水管から分岐した給水管の最初に設置する止水栓（または仕切弁）をいう。

(8) 支管分岐

1つの給水引込管を民地内で分岐し、2つ以上のメーターを設置して使用する給水形態をいう。

(9) 給水装置工事

給水装置の新設、改造、修繕または撤去工事をいう。

(10) 附帯工事

給水装置工事を施行する場合において必要とする、配水管の布設又は布設替えの設計及び工事をいう。（条例第6条第6項）

(11) 幹線配水管

Φ350mm以上の配水管及び震災対策管をいい、原則として、給水管の分岐を許可しない配水管をいう。ただし、大工場等の給水引込みについては協議によるものとする。

(12) 配水管

広義では、配水池、配水塔または配水ポンプを起点として、不特定多数の水道使用者または給水装置の所有者に配水するために布設した管をいうが、本基準では、震災対策管を除くΦ300mm以下の管で、給水管の分岐を許可する管をいうものとする。

(13) 指定工事業者

事業者規程に基づき、管理者が指定する碧南市指定給水装置工事事業者をいう。

(14) 主任技術者

給水装置工事主任技術者試験（国家試験）に合格し、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者で、指定給水装置工事事業者の選任を受け、給水装置工事の技術上の管理や従事者の指揮監督等、水道法第25条の4第3項に掲げる職務を行う者をいう。

4 給水装置の種類

給水装置の種類は、次のとおりとする。（条例第3条）

(1) 専用給水装置

1戸又は1箇所専用する給水装置をいう。

(2) 共用給水装置

2戸以上又は2箇所以上で共用する給水装置をいう。

(3) 臨時用給水装置

工事その他の理由により臨時の用に供する給水装置をいう。

5 給水装置工事の種別

給水装置工事の種別は、次のとおりとする。

(1) 新設

新規に給水装置所有権を取得して、給水装置を設置する工事。

(2) 改造

既得の給水装置所有権を使用して、既設給水装置の原形を変更する工事。または別の場所に位置を変更して給水装置を設置する工事。(※)

(3) 修繕

既設給水装置を修繕する工事。(※)

(4) 撤去

既設給水装置を撤去する工事。

(※) 法第16条の2第3項及び施行規則第13条に定める、下記の軽微な変更を除く。
給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等
給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

6 工事の費用負担

工事の費用負担は、次のとおりとする。

(1) 給水装置工事及び附帯工事に要する費用

工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めたものについては、水道事業者においてその費用を負担することができる。(条例第8条)

水道事業者において費用を負担することができるものは次のとおりとする。

ア 給水装置撤去申込書（ただし、給水装置所有権の放棄を伴うもの）の提出がなされ、管理者が給水引込管の撤去工事を行うときの費用。

イ 附帯工事については、条件により管理者が費用を負担する場合がある。詳細は本章第12条を参照すること。

ウ その他管理者が特に必要と認めたもの。

(2) 工事申込みに係る費用

工事申込者は次の各号に掲げる額を管理者の定める期限までに支払わなければならない

い。

ア 水道事業建設改良工事分担金（以下「分担金」という。）

（ア）給水装置を新設、または改造（メーター口径を増径）する場合、次の表の左欄のメーター口径に応じ、同表の右欄の額に消費税を加算した額。

（イ）給水装置の改造に係る分担金の額は、改造後のメーター口径に対応する額から改造前のメーター口径に対応する額を控除した額に、消費税を加算した額。ただし、減径の場合、分担金は返金しない。

（ウ）臨時用給水装置の工事を行う場合は、分担金の徴収は行わない。（条例第 25 条）

メーター口径	金 額
1 3 m m	4 5 , 0 0 0 円
2 0 m m	9 0 , 0 0 0 円
2 5 m m	1 8 0 , 0 0 0 円
4 0 m m	6 0 0 , 0 0 0 円
5 0 m m	1 , 0 2 0 , 0 0 0 円
7 5 m m	2 , 7 9 0 , 0 0 0 円
1 0 0 m m	5 , 6 0 0 , 0 0 0 円
1 0 0 m m を超えるもの	市長の定める額

イ 設計審査手数料

給水装置工事申込 1 件につき 2 0 0 円（非課税）

ウ 工事検査手数料

給水装置工事申込 1 件につき 3 0 0 円（非課税）

7 使用水量の検針方法

（1）メーターの種類

メーターは、次の 2 種類に分類される。

ア 公設メーター

水道事業者が、使用者の使用水量を計量するために設置・所有する水道メーター。

イ 私設メーター

水道事業者以外の、家主または管理会社等が設置・所有する水道メーター。

（2）使用水量の検針方法

水道事業者が行う使用水量の検針方法は、次の 2 種類に分類される。

ア 直読検針

戸建て住宅及び集合住宅等において、各戸ごとに設置した公設メーターにより検針を行う方法。

共用給水装置による使用水量の検針もこの方法による（各戸均等方式）。なお、この場合の水道料金の算定方法は、条例第 28 条及び第 29 条第 2 項によるものとする。

イ 集中検針

集合住宅等において、所有者が設置した集中検針装置により各戸ごとの使用水量の検針を行う方法。なお、各戸ごとに設置された私設メーターが示す指針は遠隔で集中検針装置に送られる構造であり、私設メーターの直接検針は行わない。

8 管理分界

第1止水栓を管理分界とし、給水引込管（配水管との分岐部から第1止水栓までの間の給水装置）の維持管理は管理者が行う。

給水引込管については、当該給水装置工事後直ちに管理者に移譲移管するものとする。

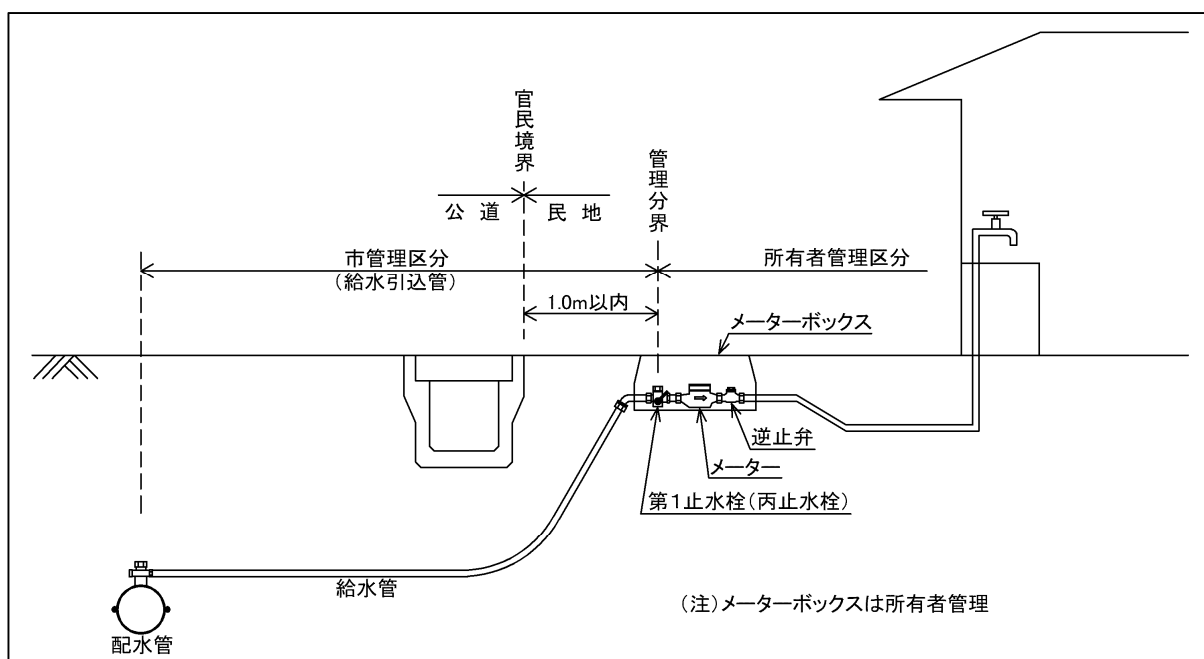


図 1 - 8 - 1 管理分界（Φ13～25 丙止水栓を設置する場合）

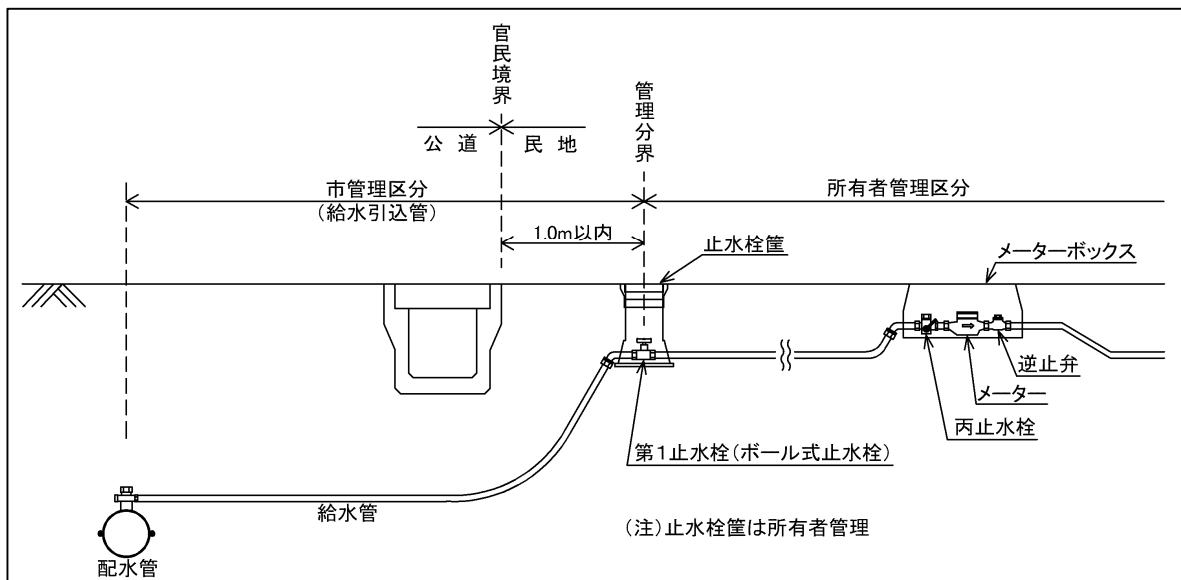


図 1 - 8 - 2 管理分界 (Φ13~25 第1止水栓=ボール式止水栓を設置する場合)

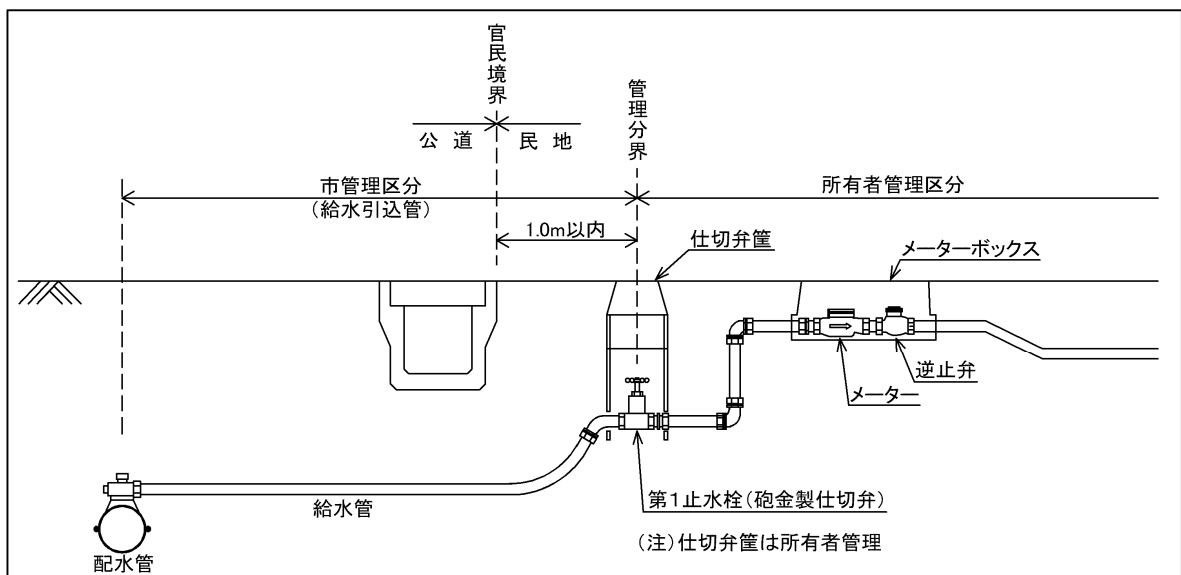


図 1 - 8 - 3 管理分界 (Φ40 以上の場合)

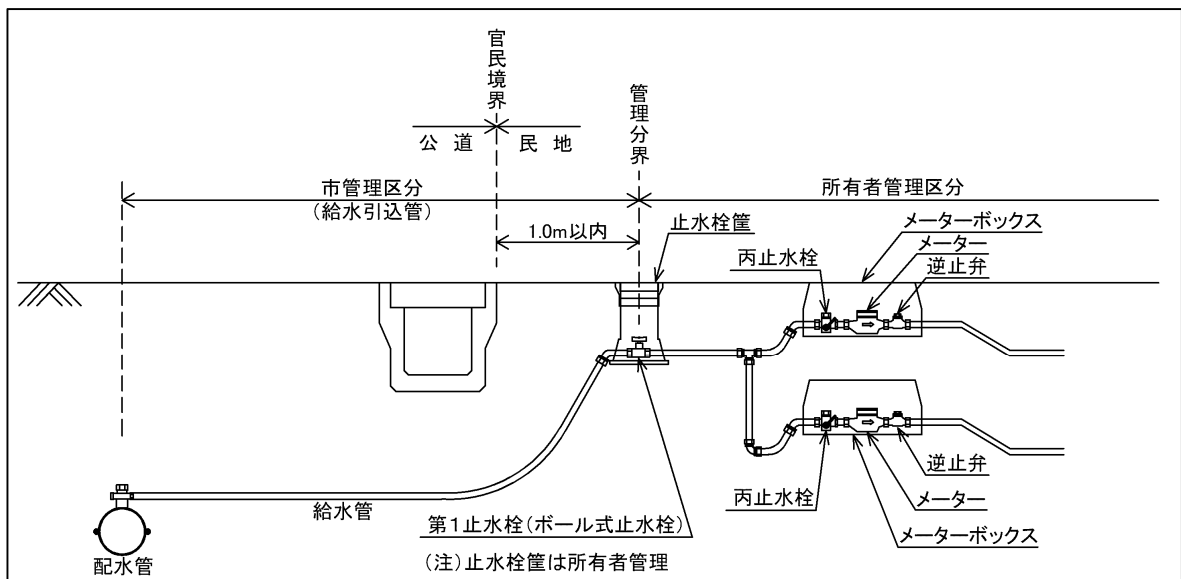


図 1 - 8 - 4 管理分界 (支管分岐の場合)

9 工事の申込み、設計審査、施工、工事完了検査

(1) 申込み

給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、設計審査（使用材料の確認を含む。）及び承認を受けなければならない。

(2) 設計審査

管理者は、安全な水の供給と健全な水道事業の運営を行う上から、本基準に基づき給水装置工事の適正な施行を審査する。

(3) 施工

給水装置工事は、管理者または指定工事業者が施工するものとする。

(4) 工事完了検査

給水装置工事完了後に管理者の検査を受けなければならない。

10 給水装置の構造、材質及び工法等の指定

(1) 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置について、その構造及び材質について指定することができる。（条例第7条第1項）

ただし、メーターの下流側に逆止弁及び仕切弁を設置する場合はこれを含むものとする。

(2) 管理者は、指定工事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。（条例第7条第2項）

(3) 給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準（施行令第6条）に適合していないときは、管理者は、その者の給水契約の申込を拒み、またはその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。（法第16条）

11 主任技術者の職務

主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。（法第25条の4第3項、施行規則第23条）

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第6条で定める基準に適合していることの確認

(4) 配水管の位置の確認、工法、工期その他の工事上の条件に関する、水道事業者との連絡調整

(5) 給水装置工事を完了した旨の、水道事業者への連絡

1 2 附帯工事を必要とする給水装置工事

給水装置工事にあたり、附帯工事を必要とする場合は、「開発・建築事業等に伴う水道施設取扱基準 碧南市水道課（下記に掲載）」に基づき施行するものとする。なお、附帯工事とは、給水装置工事を施行する場合において必要とする、配水管の布設又は布設替えの設計及び工事をいう。

開発・建築事業等に伴う水道施設取扱基準

碧南市水道課

（目的）

第1条 開発・建築事業等により公道（事業後、碧南市に寄付等をして公道となる予定の私有地を含む。）に水道施設を新設し、碧南市水道事業（以下「管理者」という。）に移譲移管する場合、また、管理者管理の既設水道施設を改良する場合における基準を定めるものとする。

（計画・設計・施工）

第2条 開発・建築事業に伴い水道施設を布設等するときは、「碧南市開発・建築事業に伴う水道施設工事に係る設置基準」に基づき計画すること。

2 営利目的の事業に伴い水道施設を布設等するときは、「碧南市水道施設承認工事取扱要領」に基づき計画すること。なお、営利目的の事業とは、開発・建築事業以外の土地の売買を目的とした建築もしくは宅地造成工事とし、自家住宅もしくは自家住宅外の建築工事で1年以内に当該土地または建物の売買を行わないものは含まない。

3 位置指定道路等を市に寄付採納することに伴い水道施設の布設等をするときは、「碧南市水道施設承認工事取扱要領」に基づき計画すること。なお、位置指定道路等内の既設水道施設が各戸への給水引込管のみの場合、もしくは給水共有管の口径が50mm未満の場合、または、管材料が現基準を満たさない場合は、水道施設を口径50mm以上の配水管に布設替えし、給水引込管は配水管に対し直角に布設替えすること。

4 第1項から第3項以外で事業者により水道施設を布設するときは、「碧南市水道施設承認工事取扱要領」に基づき計画する。なお、布設する配水管の最小口径は50mmとする。

（費用負担）

第3条 開発・建築事業等に起因して水道施設を布設または改良する費用負担は、別表1のとおりとする。

（1／2）

別表 1

事業 区域	開発・建築事業	営利目的 の事業	寄付採納に 伴う事業	左記以外
市街化区域	事業者※ 1	事業者※ 1	事業者※ 2	管理者
市街化調整区域				事業者※ 3

※ 1 事業地と接している道路以外の区間で、水道供給の安定のために配水管の布設または増径が必要であると管理者が判断した場合、管理者の指定する区間及び管の口径等にて事業者が施工するものとし、費用は事業者が負担するものとする。

※ 2 事業による水道施設の必要口径が 50 mm 未満の場合は、配水管の材料費については管理者が負担するものとする。

※ 3 水道需要の増加により既設配水管の増径が必要となる場合は、管理者の指定する区間及び管の口径等で事業者が施工し費用も負担する。ただし、既設配水管の口径が 50 mm 未満で管理者の都合により増径をする場合は、管理者が施工し費用も負担する。また、事業により新設する水道施設の必要口径が 50 mm 未満の場合は、配水管の材料費については管理者が負担するものとする。

附 則

この基準は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

第 2 章 給水装置の設計と施工

1 設計の基本条件

- (1) 給水装置の構造及び材質は、法第 16 条及び施行令第 6 条の「給水装置の構造及び材質の基準」に定められた基準に適合したものでなければならない。
- (2) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 0.3 m 以上離れていること。
- (3) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (4) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (5) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、または漏れるおそれがないものであること。
- (6) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (7) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (8) 水槽、プール、流しその他水を入れ、または受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (9) 施行令第 6 条第 2 項により、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の定めに適合している製品を使用すること。なお、基準適合の確認は自己認証、第三者認証機関の証明、または構造材質基準を満足する製品規格に適合している製品でその証明のあるものとする。

2 施工の基本条件

- (1) 給水装置は、安全上及び衛生上支障のない構造としなければならない。
- (2) 一般給水用の直圧給水装置は、本市の水道水のための専用系統による給水装置とし、他の系統と連結してはならない。
- (3) 施工は、本基準及び所定の工事仕様書等に準拠して行わなければならない。
- (4) 主任技術者は、常に現場の工程、施工状況等を把握し、適切な施工管理に努めるとともに、危険防止のために必要な対策及び措置を講じなければならない。
- (5) 現場及び周辺は、常に清潔に整理し、交通及び保安上の障害とならないよう配慮しなければならない。

3 調査及び事前協議

- (1) 指定工事業者は、給水装置工事の依頼を受けたときは、現場状況を確実に把握するための必要な調査を行うものとする。

調査は、設計の基礎となる重要な事項であり、調査の良否は設計、施工、さらには給水装置自体に様々な影響を与えるため、慎重に行うものとする。

- (2) 事前調査

現場調査を効率的に行うため、事前に次の事項について調査すること。

- ア 道路掘削を伴う工事の場合、付近の配水管及びその他の地下埋設物の埋設状況（下水道、N T Tケーブル、中部電力ケーブル、東邦ガスパイプ、農業用水管、工業用水管、各種通信ケーブル、その他）
- イ 改造工事の場合、給水装置所有者の確認及び既設給水管の配管状況

（３）現場調査

現場においては、給水装置工事申込者（以下「申込者」という。）と立会いし、事前協議を十分に行い、次に示す設計の基本事項について調査する。

- ア 建築配置図、外構図、その他関係図面
- イ 付近の配水管の管種、口径、埋設位置、給水能力及び配水管から分岐する給水管の管種、口径、埋設位置
- ウ 改造工事の場合、既設給水管の配管状況、既設メーターボックスの状況及び設置場所に適合した器具や材料の選定及び適正な配管の位置
- エ メーターボックス及び第１止水栓の設置位置は、原則として官民境界から１．０m以内の民地内とし、水道メーターは検針、開閉栓や漏水修理等の維持管理、メーターの検定満期時の取替えが容易にできる場所を選定する。この場合の水道メーターボックス及び第１止水栓は配水管から直角に分岐し、給水管の埋設位置が容易に想定できるように計画すること。
- オ 道路、河川、水路の現況、関連する他工事、地元調査のうえ、交通規制の方法等を検討する。必要に応じ道路管理者、河川管理者及び警察署等と事前協議を行うこと。
- カ 改造工事を行う際、現況の給水引込管の構造が現行基準から外れている場合（例：メーターボックスの設置場所や向き、給水装置の規格や構造 等）は、申込者に十分な説明を行い、本基準に合った構造に改良するよう努めること。

（４）事前協議

- ア 次の各号に該当するときは、事前に管理者と協議すること。
 - （ア）集合住宅に給水する場合
 - （イ）共用給水装置で給水する場合
 - （ウ）附帯工事を必要とする場合
 - （エ）区画整理事業施行中で配水管が布設されていない区画道路から引込みをする場合
 - （オ）メーター口径４０ミリメートル以上を計画する場合
 - （カ）配水管布設替工事と同時施工となる場合
 - （キ）給水管が水路等道路構造物以外の構造物を横断する場合
 - （ク）この基準に記載の無いことが生じた場合
- イ 次の各号に該当するときは、事前に各所管理者と協議すること。
 - （ア）工事施工にあたり、緊急車両の通行に支障をきたす恐れのある場合（通行止め施工の場合など）は、事前に碧南消防署と協議し、道路工事届出書を提出すること。

- (イ) 工事施工にあたり、ゴミ収集車の通行に支障をきたす恐れのある場合は、事前に碧南市環境課と協議し、必要な事項について確認調整を図ること。
- (ウ) 工事施工にあたり、くるくるバス（市内巡回バス）の運行に支障をきたす恐れのある場合は、事前に碧南市商工課と協議し、必要な事項について確認調整を図ること。
- (エ) 通学路に位置付けられた道路で工事施工しようとする場合は、事前に学校等と協議し、必要な事項について確認調整を図ること。
- (オ) 付近において、下水道、ガス等他工事がある場合には、事前に関係者と協議し、同時施工するなど調整を図ること。
- (5) 都市計画法第32条の同意を必要とする工事の場合は、開発・建築事業（変更）協議申出書により、管理者と協議を行い、承諾を得るものとする。

4 1 敷地 1 給水の原則と特例

- (1) 給水引込管及びメーターの設置数は、1つの敷地につき1つを原則とする。

ア 1つのメーターで、1世帯又は1箇所専用するもの

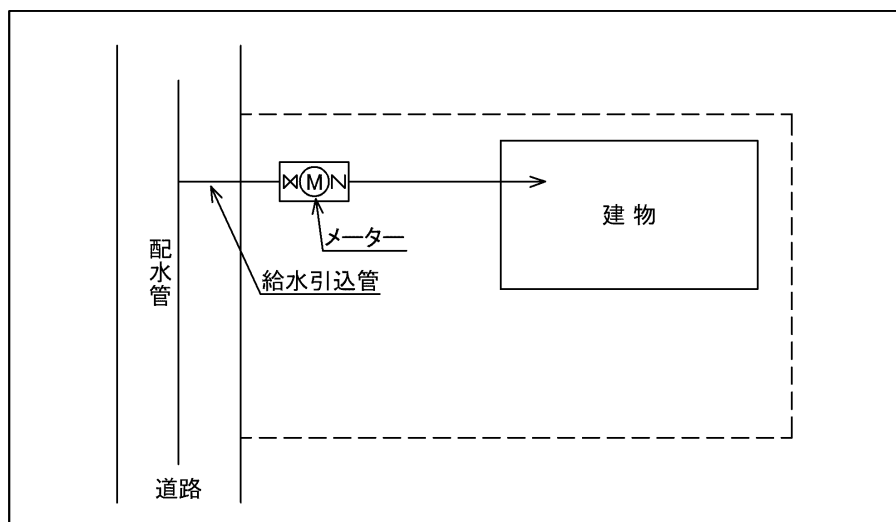


図 2 - 4 - 1

- イ 同一使用者及び同一用途に使用される複数の建物及び施設
 (例：学校、病院、工場等)

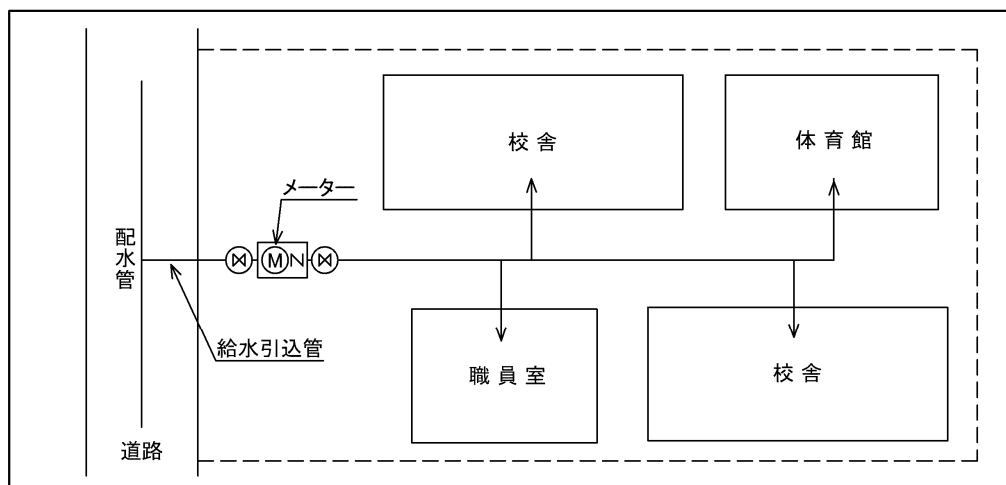


図 2 - 4 - 2

- (2) 給水装置の使用者または使用用途（住居、事務所、店舗等）が異なり、かつ次の各号のいずれかの場合は、1つの敷地につき、給水引込管は1本とするが、民地内で支管分岐し、複数のメーターを設置することを認めるものとする。以下はその事例である。

- ア 集合住宅または共同店舗等（1つの建物）で、世帯または店舗等ごとに玄関、台所、トイレ、浴室等生活や店舗経営等に必要な設備を備えている場合

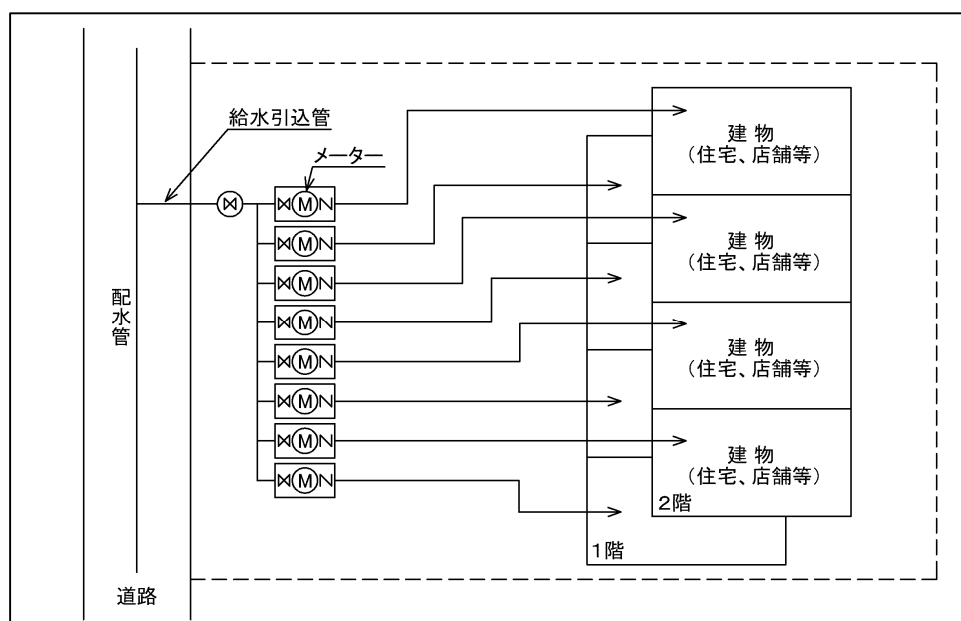


図 2 - 4 - 3

イ 2世帯住宅（1つの建物）で、世帯ごとに玄関、台所、トイレ、浴室等生活に必要な設備を備えている場合

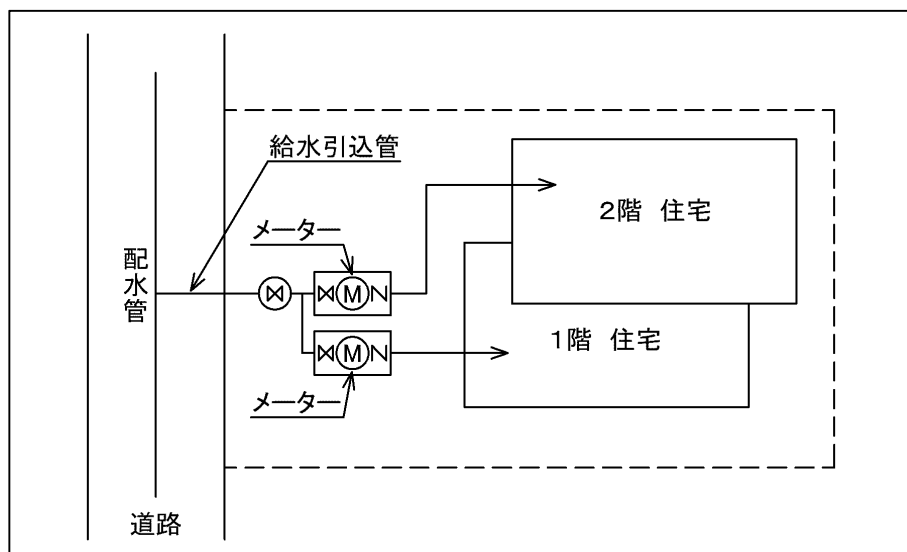


図 2 - 4 - 4

ウ 1つの建物において、同一使用者であっても、機能的に独立した住居用、事務所用、店舗用等に建物内が分割されている場合（事業所付住宅、店舗付き住宅等）

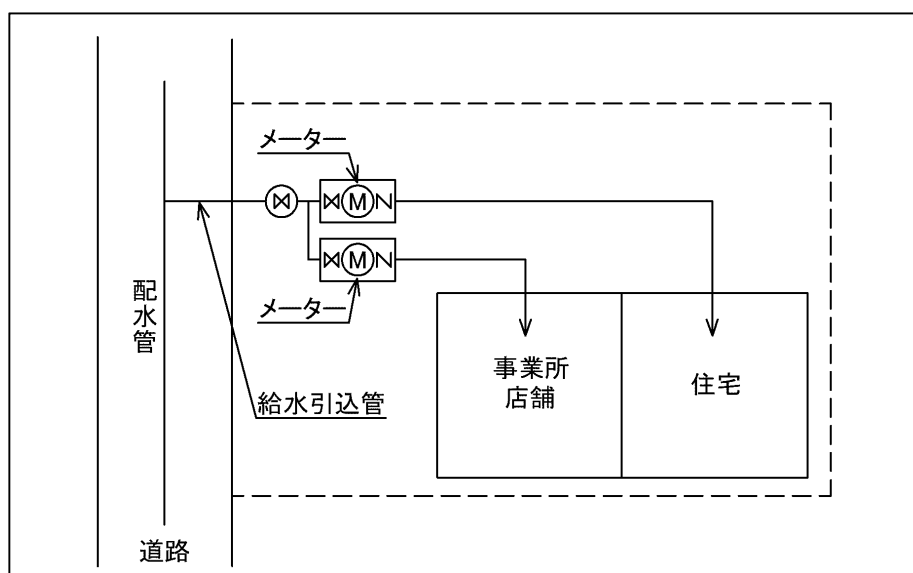


図 2 - 4 - 5

(3) 給水装置の使用者または使用用途（住居、事務所、店舗等）が異なり、かつ独立した複数の建物の場合は、1つの敷地内においても、建物それぞれに対して給水引込管及びメーターを設置することを認めるものとする。以下はその事例である。

ア 二世帯住宅など機能的に独立（世帯ごとに玄関、台所、トイレ、浴室等生活に必要な設備を備えている）した2戸以上の住宅、または店舗、事務所等の場合

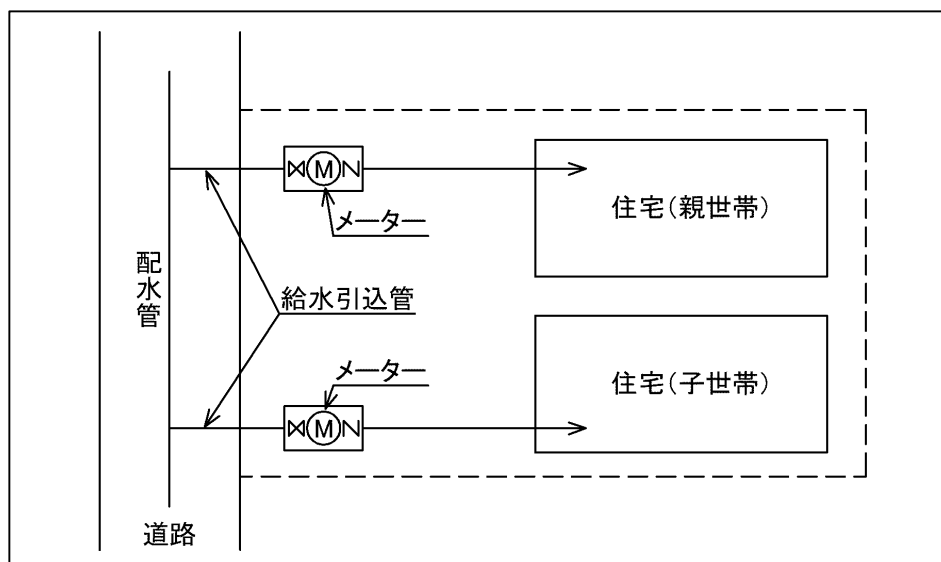


図 2 - 4 - 6

イ 同一使用者であっても、使用用途の異なる2つ以上の建物及び施設（例：工場と社宅）

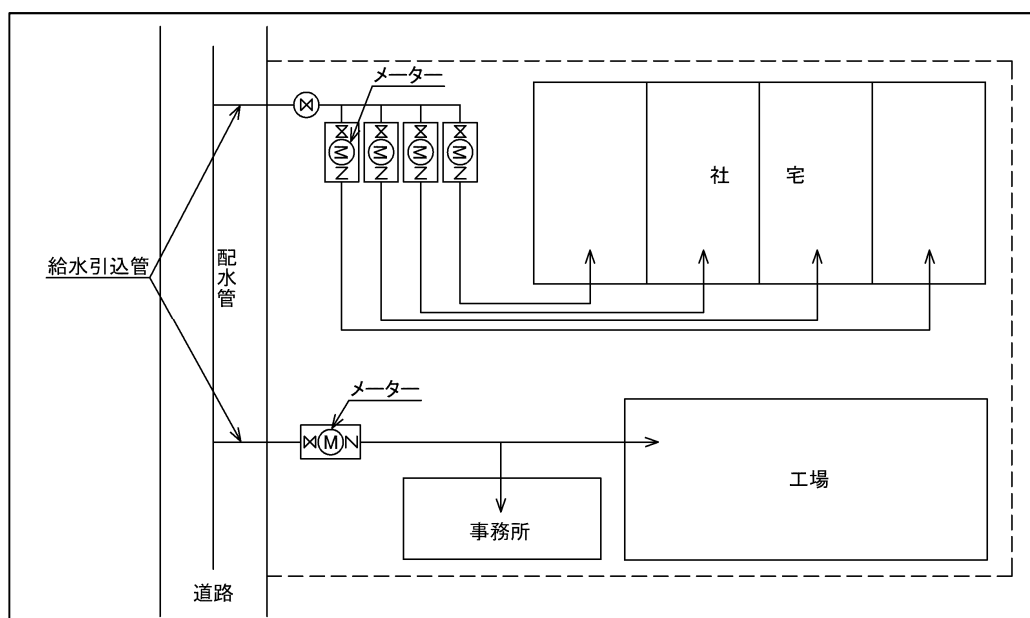


図 2 - 4 - 7

(4) 前2項については、1つの敷地に複数の給水引込管及びメーターを設置することは特例であるため、この適用にあたっては拡大解釈しないこと。疑義がある場合は、工事申込の事前に管理者と協議を行うこと。

5 給水方式の選定

給水方式は、直結直圧方式、貯水槽方式及び直結直圧・貯水槽併用方式に分類される。各々の特徴・長所・短所を十分に理解し、所要水量、建物の利用用途に適した給水方式を選定する必要がある。

(1) 直結直圧方式

配水管と給水管及び給水用具を直結して配水管の水圧を利用し給水する方式である。原則として2階建てまでの建物への給水を対象とする。ただし、3階までの建物のうち、「第7章 3階直結直圧給水」の基準に適合する場合は、この方式を採用することができるものとする。

(2) 貯水槽方式

ア 配水管及び給水管から送られた水道水を一旦水槽その他（以下「貯水槽」という。）に受け、その貯水槽から給水する方式で、次のいずれかに該当する場合に適用されるものとする。

（ア）需要者の必要とする水量・水圧が、直結直圧方式では得られない場合。

（イ）給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に必要とする場合。

（付近の給水に支障をおよぼすおそれのある場合を含む。）

（ウ）常時一定の水量・水圧を必要とする場合。

（エ）災害・事故・渇水などによる減断水時にも、必要最小限の給水を確保する必要がある場合。（医療施設、住居を伴う福祉施設、ホテル、飲食店、美容院等）

（オ）薬品を使用する工場など、逆流によって配水管等の水質を汚染するおそれがある場合。（クリーニング、メッキ、印刷などの薬品を取扱う施設）

（カ）その他、管理者が必要と認めた場合。

イ なお、貯水槽方式の種類には次のものがある。

（ア）加圧ポンプ方式（ポンプ直送方式）

貯水槽に受水したのち、使用水量の変動に応じて加圧ポンプの運転台数や回転速度を制御して給水する方式。

（イ）圧力タンク方式（圧力水槽方式）

貯水槽に受水したのち、ポンプで圧力タンクに貯水し、その内部圧力によって給水する方式。

（ウ）高置（高架）水槽方式

貯水槽に受水したのち、ポンプで揚水して高置（高架）水槽に貯留し、自然流下で給水する方式。

(3) 直結直圧・貯水槽併用方式

一つの建築物内で、直結直圧方式と貯水槽方式の両方を併用し給水する方式である。

給水方式は建物階ごとに決定するものとし、同一階での併用はできない。また、給水方式はそれぞれ連続した階で統一し、階をまたいで他の給水方式を採用することはでき

ない。

6 計画使用水量の算定

- (1) 計画使用水量とは、対象施設等へ給水される水理計算上の水量であり、メーター及び給水管口径選定の基礎となる。水理計算において使用する計画使用水量は、原則として次の各号によるものとする。

ア 1時間当たりの計画使用水量

イ 1か月当たりの計画使用水量

- (2) 計画使用水量は、給水用具の種類別吐水量とその同時使用率を考慮した水量、または業態別使用水量等を考慮して決定する。

給水用具の種類別吐水量、標準使用水量、同時使用率及び業態別使用水量等は、水道施設設計指針（社団法人 日本水道協会）等の文献を参考とするものとする。

7 メーター口径の選定

- (1) メーター口径は、配水管口径より1口径以上小さいものとする。

- (2) メーター口径は、計画使用水量及び使用形態を考慮して、次の各号のいずれかの基準を満足する口径以上を選定するものとする。

ア 一般家庭の場合は、給水栓数（屋内に設置する蛇口の数）によりメーター口径を選定することを標準とする。

給水栓口径が13mmの場合

給水栓数	メーター口径
1～6個	13mm
7～15個	20mm
16～23個	25mm

ただし、下記の各号に留意すること。

- (ア) 散水栓や水栓柱など主に草木等への水遣りを目的として屋外に設置する給水栓は、同時使用への影響が小さいものと想定し、給水栓数に計上しないものとする。ただし、使用方法が特殊で同時使用に影響する恐れのある場合は計上すること。（例：散水用スプリンクラー等）
- (イ) タンクレストイレは13mm換算で水栓2個分、大便フラッシュバルブトイレは水栓16個分にそれぞれ換算すること。
- (ウ) 給水栓口径が20mmの場合は給水栓数を3倍に、25mmの場合は6倍に換算し選定するものとする。
- (エ) 上記の表にあてはまらないメーター口径を選定する場合（基準よりも小さいメーター口径を選定しようとする場合）は、工事申込時に「メーター口径確認書」を提出し、許可を得ること。

イ 店舗・事務所・工場等で、計画使用水量によりメーター口径を選定する場合は、次の表を基準とする。

計画使用水量／1時間	計画使用水量／1か月	メーター口径
0.8 m ³ 以下	85 m ³ 以下	13 mm
1.6 m ³ 以下	170 m ³ 以下	20 mm
1.8 m ³ 以下	190 m ³ 以下	25 mm
6.5 m ³ 以下	700 m ³ 以下	40 mm
15.0 m ³ 以下	2,100 m ³ 以下	50 mm

(3) 貯水槽を設置する場合の親メーター口径及び貯水槽有効容量は、対象施設等への計画1日使用水量を基に選定することを原則とする。

ただし、本基準は参考とし、申請者の水理計算をもって決定するものとする。貯水槽を設置する場合は、貯水槽施設調査票に水理計算書を添付し提出すること。

使用水量及び貯水槽有効容量による親メーター口径の選定は、次の表を参考とする。

ア 使用時間10時間

計画1日使用水量 (m ³ ／日)	貯水槽有効容量 (m ³)	親メーター口径
24 m ³ 以下	12 m ³ 以下	20 mm
39 m ³ 以下	19 m ³ 以下	25 mm
90 m ³ 以下	45 m ³ 以下	40 mm
147 m ³ 以下	73 m ³ 以下	50 mm
334 m ³ 以下	167 m ³ 以下	75 mm

イ 使用時間5時間

計画1日使用水量 (m ³ ／日)	貯水槽有効容量 (m ³)	親メーター口径
12 m ³ 以下	6 m ³ 以下	20 mm
19 m ³ 以下	9 m ³ 以下	25 mm
45 m ³ 以下	22 m ³ 以下	40 mm
73 m ³ 以下	36 m ³ 以下	50 mm
167 m ³ 以下	83 m ³ 以下	75 mm

8 給水管口径の選定

(1) 給水引込管口径は20 mm以上とし、メーター口径13 mmを除いて原則メーター口径と同口径とする。

ただし、支管分岐及び貯水槽給水の場合は、使用水量に比し著しく過大とならない範囲で口径を選定するものとする。

- (2) 集合住宅等で支管分岐により専用給水装置を各戸に設置する場合の給水引込管口径は、各戸メーター口径が13mmの場合、次の表を基準とする。

戸 数	～ 4	5 ～ 22	23 ～ 61	62 ～ 124	125 ～
給水引込管口径	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm

ただし、散水栓のメーターは含まず、戸数（部屋数）により算定する。

- (3) メーターより下流側の給水管口径は、メーター口径より大きくしないものとする。
 (4) メーター口径の減径を伴う改造工事を行う場合の既設給水管の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

ア 給水引込管

改造前後のメーター口径に関わらず、既設給水引込管の流用を認めるものとする。

イ メーター下流側の給水管

原則、改造後のメーター口径以下の管径の給水管に布設替えを行うこと。ただし、既存建物の改修を伴い布設替え工事が困難であるなど、管理者がやむをえないと認めた場合に限り、改造後のメーター口径より1口径大きい既設管までに限り、流用を認めるものとする。（2口径以上大きい既設給水管の流用は不可。）

9 給水管の取出しと埋設

配水管分岐部及び給水引込管の使用材料、位置及び構造は、道路状況等を総合的に検討し決定するものとし、次の各項を厳守して設計・施工しなければならない。

- (1) 分岐に際しては、水道以外の管との誤接続(クロスコネクション)をしないよう十分な調査を行わなければならない。
 (2) 給水装置の分岐は、震災対策管を除くΦ300mm以下の配水管から行わなければならない。
 (3) 給水引込管は、道路及び官民境界線に対して原則、直角に引込むこと。
 (4) 交差点付近において配水管に仕切弁が設置されている場合、仕切弁より交差点内での分岐は、原則できないものとする。ただし、接道部分が仕切弁よりも交差点内のみである場合は、この限りではない。
 (5) 分岐位置は、他の給水装置の分岐部及び配水管継手類から0.3m以上、仕切弁及び消火栓等からは1.0m以上離さなければならない。
 (6) 異形管等、直管以外の管から分岐してはならない。
 (7) 分岐工法及び分岐材料は、管理者に承認されたもので行わなければならない。
 (8) 分岐は、基本的に不断水工法にて施工するものとし、具体的な工法は、次の各号によるものとする。

ア 穿孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル・カッターを使用しなければならない。

イ 粉体塗装又はモルタルライニングされたダクタイル鋳鉄管における穿孔は、内面塗

膜面等に悪影響を与えないように行うとともに、密着形コアを挿入しなければならない。

ウ 管の穿孔及びチーズ取出しの場合の管切断は、通水が阻害されないよう施工しなければならない。

エ 分水器具の取付けにおいて、ボルトの締付けは片締めにならないよう均一に締め付けなければならない。

(9) 分岐材料は、給水管の口径に応じて次表を参考にすること。なお、給水管口径100ミリメートル超の分岐については、管理者と協議の上決定する。

口径別分岐材料

(単位：mm)

給水管 配水管	20	25	40	50	75	100
25						
30		チーズ管				
40						
50						
75						
100						
150		サドル付分水栓				
200					不断水 割T字管	
250						
300						

(10) サドル付分水栓とポリエチレン管との接続部に使用する分・止水栓用ソケットには、パッキンの耐震性向上、劣化防止及び長寿命化を図るため、メタル入りパッキン（内部の金属板にゴムを焼き付けている構造）を使用しなければならない。

(11) ロングベンド（ベンド）の二次側丙止水栓との接続部には、パッキンの耐震性向上、劣化防止及び長寿命化を図るため、メタル入りパッキンを使用しなければならない。

(12) 前2項の他、土中配管の継手に使用するパッキンについては、パッキンの耐震性向上、劣化防止及び長寿命化を図るため、全てメタル入りパッキンを使用しなければならない。

(13) 金属製のサドル付分水栓設置箇所及び閉栓箇所には、防食ポリエチレンスリーブを使用してサドル付分水栓全体を覆うようにして包み込み、テープ等で確実に密着及び固定し、土壌との接触を断って侵食の防止を図らなければならない。

(14) 铸铁管からの引込工事を行う場合は、穿孔部から出る鉄サビにより通水断面が減少するおそれがあるため、密着形コアまたはメタルスリーブを挿入しなければならない。

ア サドル付分水栓 給水管口径20～50mm : 密着形コア

イ 不断水割T字管 給水管口径50mm以上 : メタルスリーブ

(15) チーズ管による分岐箇所には、防食テープを使用して、次の方法により侵食の防止を図らなければならない。

管の外面を清掃し、継手部との段差をマスチック（下地処理）で埋めた後、プライマーを塗布する。さらに、防食テープを管軸に対して直角に1回巻き、次にテープの幅1/2以上を重ね、螺旋状に反対側まで巻く。そこで直角に1回巻き付けて同じ要領で巻きながら、巻き始めの位置まで戻る。そして最後に直角に1回巻いて完了する。

(16) 不断水割T字管設置箇所には、管の外面をポリエチレンスリーブで被覆し、テープ等で確実に密着及び固定することにより、侵食の防止を図らなければならない。

(17) 不断水分岐作業を行う場合は、分岐作業終了後、水質確認（残留塩素の測定及び色、におい、濁り、味の確認）を行うこと。

(18) 給水引込管は、他の埋設物（埋設管、構造物の基礎等）より原則として30cm以上の離隔を確保し配管すること。

基準離隔の確保が困難な場合は、必ず施工の事前に管理者へ報告を行い、承諾を得た方法で施工すること。

なお、やむを得ず基準離隔の確保が不可能な場合の対策として、給水管にゴム板等による防護工を施し、互いの施設の損傷防止を図る方法等がある。

(19) 給水引込管の埋設深さ（土被り）については、公道内は分岐した配水管の埋設深さ（土被り）と同じ深さで埋設し、官民境界付近で第1止水栓（丙止水栓を含む）へ向かって浅く埋設することを基本とする。

なお、配水管の埋設深さは、口径50mmまでは土被り0.6m、配水管口径75mm以上は土被り1.0mを基本としている。ただし、国県道における埋設深さは、車道部は土被り1.2m、歩道部は1.0mを基本としている。

(20) 管の施工にあたっては、管の特性、布設場所の土質、配管方法、管の受ける内外圧等を十分考慮して、管種（管厚等を含む）を選定するとともに、抜け出し防止、腐食防止等の適切な防護を施すこと。

(21) 凍結、損傷又は浸食等の恐れがある場合は、適切な防護を施すこと。

(22) 給水管が水路等開渠を横断する場合は、水路等の清掃や流下物等による管の損傷を避けるため、水路の下に埋設することを原則とする。

これが困難な場合は、水路の高水位以上の高さで上越し横断にて布設する。この場合は原則、乗入れ等構造物に添架すること。

ただし、占用位置については、当該施設の管理者と事前に協議し、その指示に従うこと。

(23) 水道用ポリエチレン二層管（1種）（PP）の配管は、次の各号を厳守して施工しなければならない。

ア 有機溶剤、ガソリン、灯油、油性塗料、クレオソート（木材用防腐剤）、シロアリ駆除剤等に管や継手部のゴム輪が長期間接すると、管は侵されて膨潤軟化したり、管内

に臭気が浸透し、ゴム輪は亀裂や膨潤軟化により漏水事故や水質事故を起こすことがあるため、これらの物質と接触させないこと。

また、これらが浸透する恐れのある場所への使用は避けること。

イ 接合には、水道用ポリエチレン二層管金属継手（耐震性能強化型）を使用しなければならない。

ウ 管の切断は管軸に対して垂直に行い、内外面とも面取器を使用して糸面のまくれを除去すること。

エ 管継手の構造がロック方式であるため、接合時における管のねじれ等については、特に注意しなければならない。

オ 生曲げ配管を行う場合は、管外径の約20倍の曲げ半径をとること。なお、下表の最小曲げ半径の限度内で施工しなければならない。

呼び径 (mm)	13	20	25	40	50
最小曲げ半径 (cm)	45	55	70	100	120

カ 最小曲げ半径未満の配管経路となる場合は、エルボやベンド等の水道用ポリエチレン二層管金属継手（耐震性能強化型）を使用しなければならない。

キ 最小曲げ半径未満で無理に曲げたり、管体をトーチランプ等の炎にあてて曲げ加工をしてはならない。管材質が劣化し寿命を縮め水圧性能低下の原因となる。

ク 埋設配管時、地震時の揺れ等による継手部の抜け出し防止のため、蛇行配管（余裕を持った配管）をすること。蛇行配管の目安は、コイル状に巻かれた管材の巻き癖を取り除きながら、一直線に引き延ばさない程度の配管を目安とする。

ケ 継手を接合する前に、その部分の管体に傷が付いていないかをよく確認しなければならない。傷付いた管をそのまま接合すると、水漏れの原因になる。

コ 貫孔内に管を引き込む場合は、損傷を与えないよう注意するとともに、管内に土砂が入らないよう適切な処置を施すこと。

(24) 水道配水用ポリエチレン管（PEPまたはHPE）の配管は、次の各号を厳守して施工しなければならない。

ア 有機溶剤、ガソリン、灯油、油性塗料、クレオソート（木材用防腐剤）、シロアリ駆除剤等に管や継手部のゴム輪が長期間接すると、管は侵されて膨潤軟化したり、管内に臭気が浸透し、ゴム輪は亀裂や膨潤軟化により漏水事故や水質事故を起こすことがあるため、これらの物質と接触させないこと。

また、これらが浸透する恐れのある場所への使用は避けること。

イ 使用可能な口径は、50・75・100・150mmとする。

ウ 仕切弁は、「一体型ソフトシール弁」の使用を標準とする。

エ 継手接合は、EF融着接合を基本とする。ただし、次に掲げる条件の場合は金属製

継手（金属継手、メカニカル継手）を使用することができる。

（ア）地下水位が高いなどポリエチレン管を乾燥した状態に保てず、融着作業ができない場合。

（イ）既設铸铁管と接合する場合。ただし、NS型及びGX型を除く。

（ウ）既設硬質塩化ビニル管と接合する場合。

(25) 水路上越し施工時など屋外露出配管部には、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-V D）を使用するものとし、次の各号を厳守しなければならない。なお、水路下越し施工により配管する場合も同様とする。

ア ねじ継手部材には、コアが内蔵された管端防食継手（水道用ライニング鋼管用ねじ込み式）を使用すること。また、埋設部には原則、管端防食継手の外面を合成樹脂で覆った外面樹脂被覆継手を使用すること。なお、外面樹脂被覆継手を使用しない場合は、防食テープを巻く等の防食処理等を施さなければならない。

イ ライニング鋼管とバルブを接合する際は、管端防食のため、管端防食コア構造のバルブまたは異種金属接触防止型バルブを使用すること。

ウ バルブやメーターとの接合方法は、日本水道鋼管協会発行の「取扱製品カタログ 管端防食施工 器具接続用管端防食継手」及び「ライニング鋼管の器具などの接続」を参照すること。

エ 管材の切断には、ハンドソー（帯のこ）などの金のこを使用し、管軸に対して直角に切断すること。

ガス切断、アーク切断、高速砥石、チップソーカッター及びパイプカッターは、鋼管と被覆管が剥離したり、被覆管が熱に溶け、腐食やサビの原因になるため、使用してはならない。

オ 切断後のバリや返りは、スクレーパまたは半丸形のやすりで取り、内面の塩ビはスクレーパなどの工具を用いて面取りを行うこと。

カ ねじ切り方法は、自動切り上げ式のねじ切り器、水道用ライニング鋼管用ねじ切り油剤（JWWA K137 規格適合）、専用チャック、チェーザを使用し、ねじ切り後には「ねじゲージ」による検査を行うこと。検査で不合格のねじのものは、漏水などの原因となるため、使用してはならない。

キ 接合に際しては、錆の発生を防止するため、防食シール材（水道用ライニング鋼管用液状シール剤（JWWA K161 規格適合））をねじ部及び管端面に塗布し、管切断面及び接合部の防食処理を行ったうえで接合すること。

ク 液状シール剤を塗布した後、少なくとも24時間は通水を行わないこと。この時間内に通水するとシール剤の剥離が発生する恐れがある。

ケ シールテープは、管端防食の機能が無いため、使用しないこと。

コ ねじ込み作業の際に、パイプまたは継手の外面に傷が発生した場合、必ずさび止めペイントなどで補修を行ったうえで、防食テープ等で防食処理を行うこと。

サ 露出配管部は、凍結防止のため、発砲プラスチック保温材（発砲スチロール、ポリスチレンフォーム、ポリエチレンフォーム等）を使用して管の外面を被覆し、ビニルテープ等で固定しなければならない。なお、保温材の厚みは原則として20mm以上とする。

シ 凍結した鋼管の解氷作業を行う際は、湯、電気解氷器、あるいは蒸気解氷器で行うこと。トーチランプ等を使用した直火加熱は、内面のライニングが融解してしまうため絶対に行ってはならない。

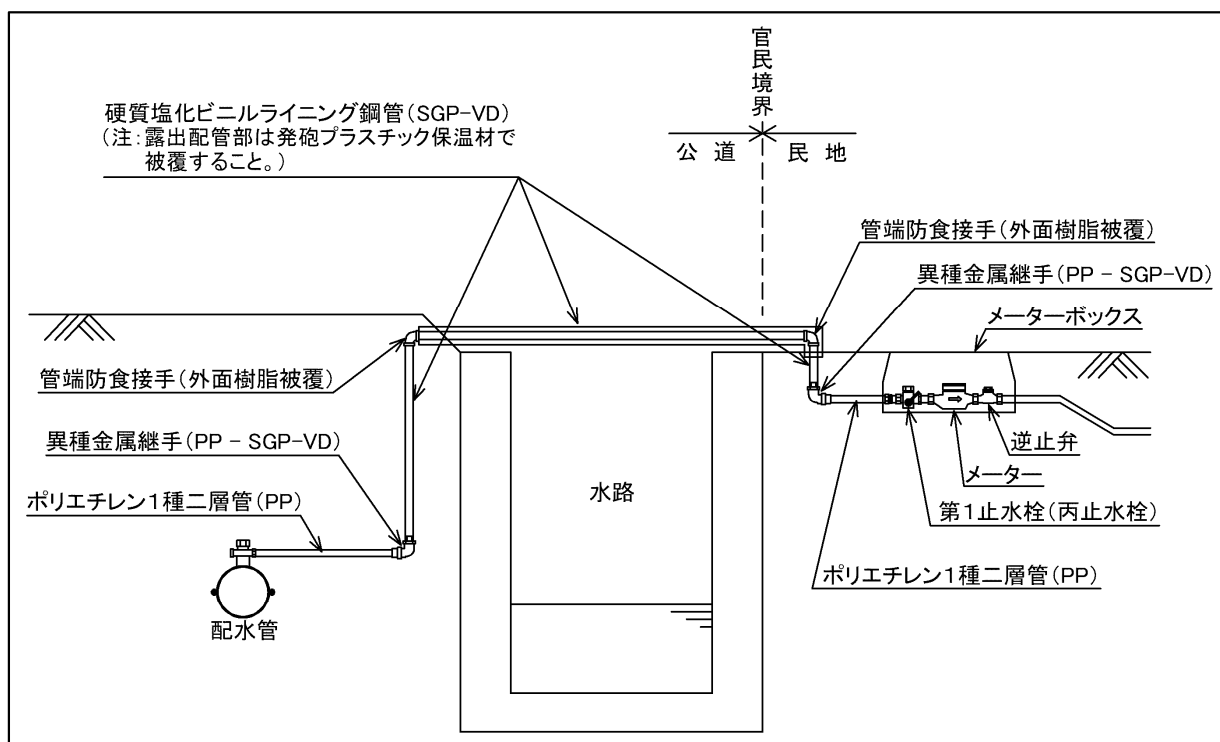


図2-9-1 水路上越し配管 施工標準図

(26) 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（H I V P）の配管は、次の各号を厳守して施工しなければならない。

ア 有機溶剤、ガソリン、灯油、油性塗料、クレオソート（木材用防腐剤）、シロアリ駆除剤等に管や継手部のゴム輪が長期間接すると、管は侵されて膨潤軟化したり、管内に臭気浸透し、ゴム輪は亀裂や膨潤軟化により漏水事故や水質事故を起こすことがあるため、これらの物質と接触させないこと。

また、これらが浸透する恐れのある場所への使用は避けること。

イ T S継手（接着剤により接合する継手）またはR R継手（ゴム輪形継手）を使用すること。ただし、T S継手は第1止水栓（または仕切弁）の上流側における使用を禁止する。

ウ 接合時にはパイプ端面をしっかりと面取りし、継手だけでなくパイプ表面にも適量の接着剤を塗布すること。接着剤を塗布後、直ちに標線まで継手を挿入し、管の戻り（抜け出し）を防ぐため、呼び径50mm以下は30秒以上、呼び径75mm以上は

60秒以上そのまま保持すること。

エ 接着接合後、通水または水圧試験を行う場合、継手及び接着剤に規定される養生時間（24時間以上）を経過してから実施すること。

オ 管体をトーチランプの炎にあてるなどにより熱を加えての曲げ加工や接合をしてはならない。管材質が劣化し寿命を縮めるとともに、水圧性能低下や漏水事故の原因となる。

(27) ダクタイル鋳鉄管（DIP-GX）の配管は、次の各号を厳守して施工しなければならない。

ア 配管設計は、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会が発行する「GX形ダクタイル鉄管 管路の設計」を参考に設計すること。

イ 管防食のため、ポリエチレンスリーブによる管被覆をおこなわなければならない。

(28) 管の接合は、適切な工具を使用して確実に行い、接合部からの腐食助長、通水阻害、漏水及び離脱等が起こらないように施工しなければならない。

(29) 耐震性確保のために、給水管と継手は真っ直ぐに接合し、施工時からパッキンに曲げ方向の力がかからないように接合しなければならない。

(30) 給水装置工事は、いかなる場合においても衛生に十分注意し、布設の中断及び1日の工事終了後は、管端にプラグ等をして汚水等が侵入しないようにすること。

(31) 施工中に発生した事故については、工事責任者が責任を持って解決すること。

10 給水装置の使用材料

(1) 配水管分岐部から止水栓及びメーター前後までの間に使用する給水装置については、次の承認材料を使用すること。

ア 口径50mm以下

材料名	規格他	口径	備考
水道用ポリエチレン二層管（1種）（PP）	JIS K 6762	20～50	通称：黒ポリ 露出・河川横断等は不可
水道用ポリエチレン二層管金属継手分・止水栓用ソケット（耐震性能強化型）	JWWA B 116 かつ WSA B 011	20～50	インコア メタル入りパッキンを使用すること
水道用ポリエチレン二層管金属継手60°・90°ベンド 〃 ロングベンド（耐震性能強化型）	JWWA B 116 かつ WSA B 011	20～50	インコア メタル入りパッキンを使用すること
水道用ポリエチレン二層管その他金属継手（メーター用ソケット、オネジ付ソケット、エルボ、チーズ等）（耐震性能強化型）	JWWA B 116 かつ WSA B 011	20～50	インコア メタル入りパッキンを使用すること
水道配水用ポリエチレン管（PEP・HPPE）	JWWA K 144	50	通称：青ポリ
〃 異形管（EF継手）	JWWA K 145	50	通称：青ポリ

〃 メカニカル継手	PTC B 21 PTC G 30	50	
硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VD)	JWWA K 116	20～50	外面硬質ポリ塩化ビニル被覆)
〃 継手	JWWA K 150	20～50	管端防食継手 (コア内蔵)
耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HIVP)	JIS K 6742 JWWA K 129	20～50	接着剤 : JWWA S 101
〃 継手	JIS K 6743 JWWA K 130 JWWA K 131	20～50	接着剤 : JWWA S 101
水道用サドル付分水栓 (ボール式)	JWWA B 117 JWWA B 136 PTC B 20 PTC K 13	20～50	铸铁管の穿孔部には密着形コアを挿入すること 耐震性能強化型 (サドル上部回転型) の使用可
H I - L A チーズ		20～40	小口径配水管分岐部に使用 ロックリング内蔵
開閉防止型逆止弁付ボール式伸縮止水栓 (丙止水栓)	JWWA 認証	13～25	伸縮機能を有すること レバーハンドル脱着式 合成ゴム製パッキン含む
逆止弁 (リフト式または自重式、かつカートリッジ式)	JWWA 認証	13～50	Φ40 の場合は、伸縮式を使用すること Φ50 の場合は、伸縮式 (フランジ用) を使用すること
ボール式止水栓	JWWA B 108	13～25	平行おねじ (外ネジ式) 蝶ハンドル 両側パッキンにはメタル入りパッキンを使用すること
減圧弁	JWWA 認証	13～50	
砲金製仕切弁	JIS B 2011	40～50	青銅製 内ネジ式 丸ハンドル
割T字管	接水部エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112)	50	捨バルブ付 铸铁管の穿孔部にはメタルスリーブを挿入すること
合フランジ	JIS 認証	50	
埋設表示シート			W=150mm 材質 : ポリエチレン 地色 : 青色 文字 : 白色
防食ポリエチレンスリーブ	JWWA 認証		
防食テープ	JIS Z 1901		防食用塩化ビニル粘着テープ

イ 口径75mm以上

材料名	規格他	口径	備考
水道配水用ポリエチレン管 (PEP・HPPPE)	JWWA K 144	75～	通称：青ポリ
〃 異形管 (EF継手)	JWWA K 145	75～	通称：青ポリ
〃 メカニカル継手	PTC B 21 PTC G 30	75～	
PE挿し口付フランジ短管	PTC G 32 内外面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112)	75～	
ダクタイル鋳鉄管 直管I種・異形管 (DIP-GX)	JWWA G 120 JWWA G 121 内面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112)	75～	
割T字管	接水部エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112)	75～	捨バルブ付 鋳鉄管の穿孔部にはメタルスリーブを挿入すること
耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HIVP)	JIS K 6742、JWWA K 129	75～	接着剤：JWWA S 101
〃 異形管	JIS K 6743、JWWA K 130、 JWWA K 131 接水部エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112)	75～	
ソフトシール仕切弁 (水道配水用ポリエチレン挿し口付)	PTC B 22 内外面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112)	75～	FCD 製
ソフトシール仕切弁 (DIP-GX形)	JWWA B 120 内外面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112)	75～	FCD 製
逆止弁 (スイング式)		75～	フランジ用
埋設表示シート			W=150mm 材質：ポリエチレン 地色：青色 文字：白色
防食ポリエチレンスリーブ	JWWA 認証		
防食テープ	JIS Z 1901		防食用塩化ビニル粘着テープ

※掲載していない材料についても、管理者が同等品以上と認めたものは使用することができる。

(2) 給水管及び給水用具の使用材料は、日本産業規格品 (JIS)、日本水道協会規格品 (JWWA)、第三者認証品 (日本水道協会：JWWA、日本燃焼機器検査協会：JHIA、

電気安全環境研究所：J E T、日本ガス機器検査協会：J I A、U L Japan：U L）、自己認証品または検査品等、法性能基準の適合品であることを主任技術者が確認すること。

1.1 メーターの設置

- (1) メーターを設置する位置は、管理者が定める。(条例第 17 条第 2 項)
- (2) メーターは、給水装置に直結して設置しなければならない。
- (3) メーターは、次に掲げる区分により設置すること。

ア 民地内の地面に設置する場合

(ア) メーターは、メーターボックス（以下「ボックス」という。）内に設置し保護しなければならない。

(イ) 官民境界より原則 1.0 m 以内の民地内に設置すること。

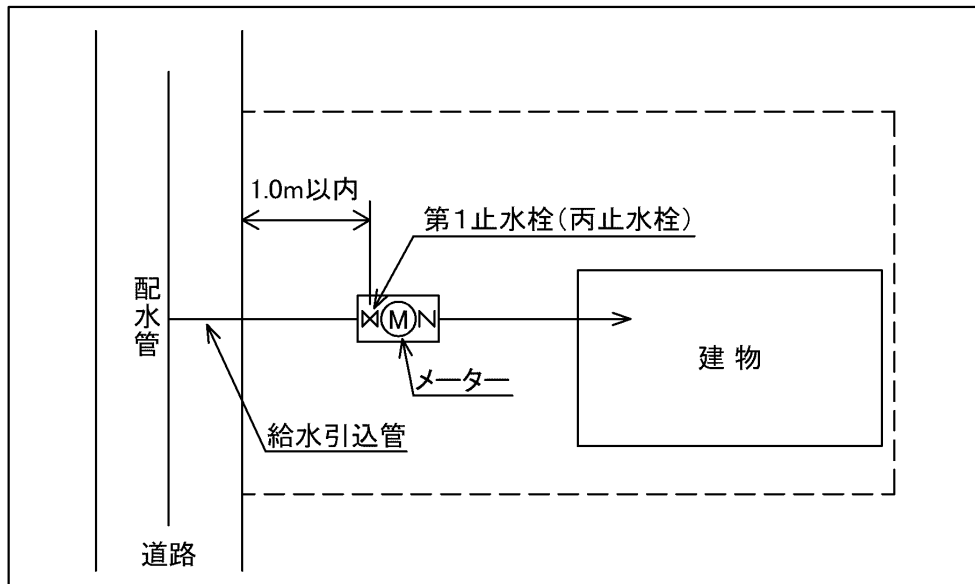


図 2-11-1 一軒家等

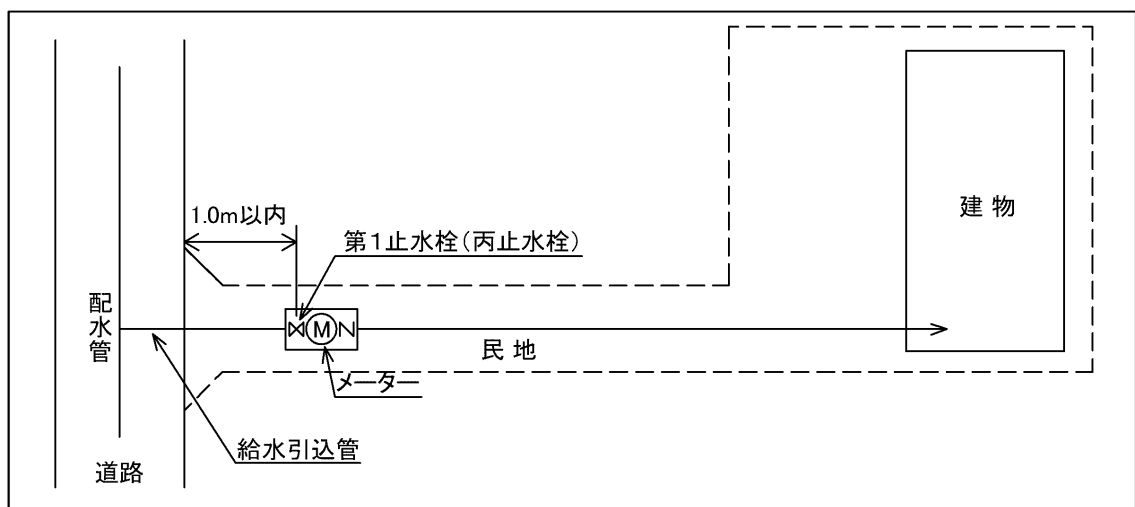


図 2-11-2 延長宅地（旗竿地）

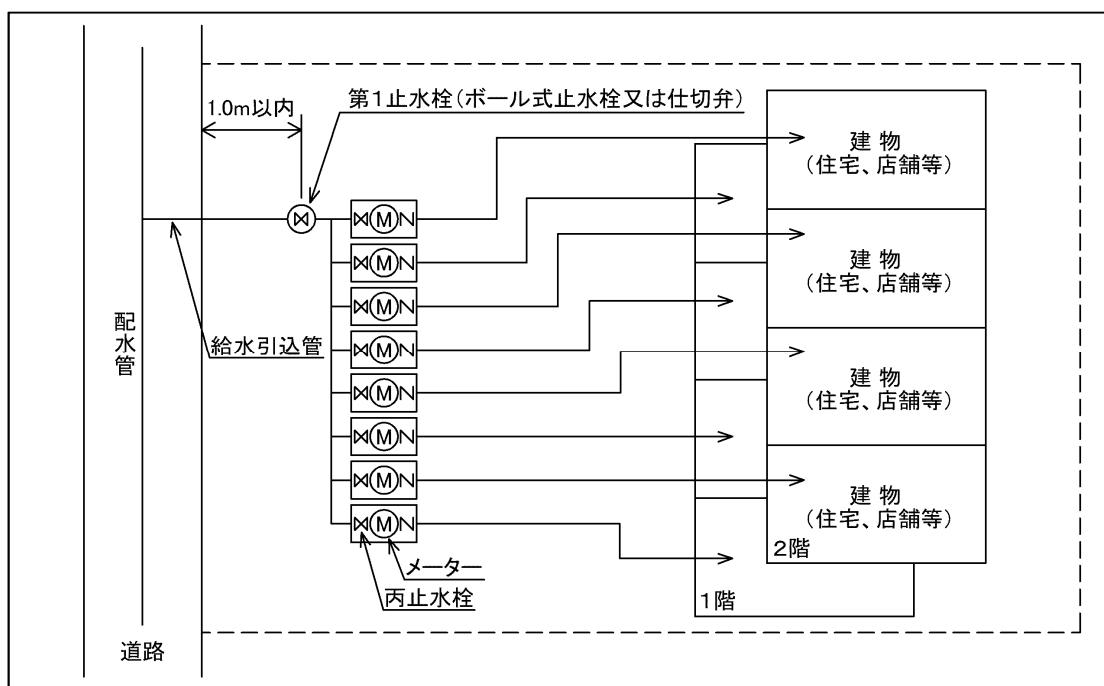


図 2 - 1 1 - 3 集合住宅（官民境界付近にメーターを設置）

（ウ）共有の私道に、複数戸が1本の給水管（主管）を埋設し、この主管から個々に支管分岐して給水管を引込むことは原則認めない。この場合は、私道に個々に給水引込管を埋設し、官民境界より原則1.0m以内の私道内にメーターを設置すること。

ただし、当該私道に面した戸数が多く、私道内に個々に給水管を埋設するためのスペースが確保できないなど、管理者がやむをえないと認めた場合は、主管の埋設及び主管からの支管分岐による給水管の引き込みを行うことができる。

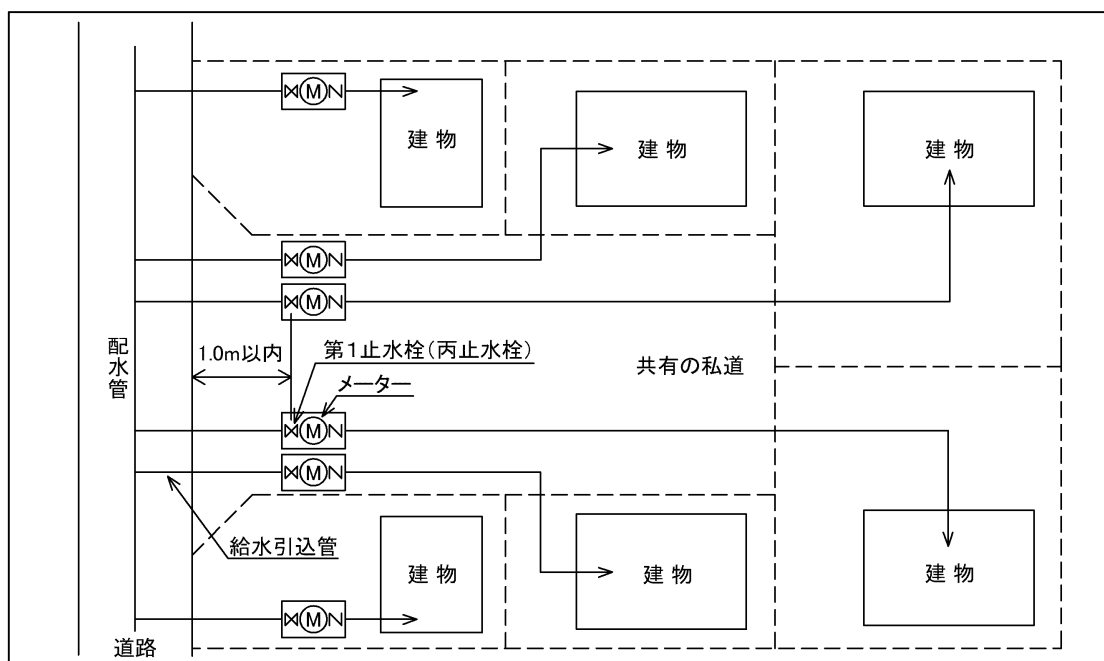


図 2 - 1 1 - 4 共有の私道

(エ) 集合住宅の場合で、敷地の奥行き延長が長く、メーターを官民境界付近に設置した場合、水圧低下により計画給水量を満たすことが不可能な場合に限り、建物付近に設置することができる。

この場合、メーターを官民境界付近に設置したとき、水圧低下により計画給水量を満たすことが不可能であることを示す水理計算資料を提出すること。管理者は提出を受けた水理計算資料により、メーターを設置すべき場所を検討し回答するものとする。

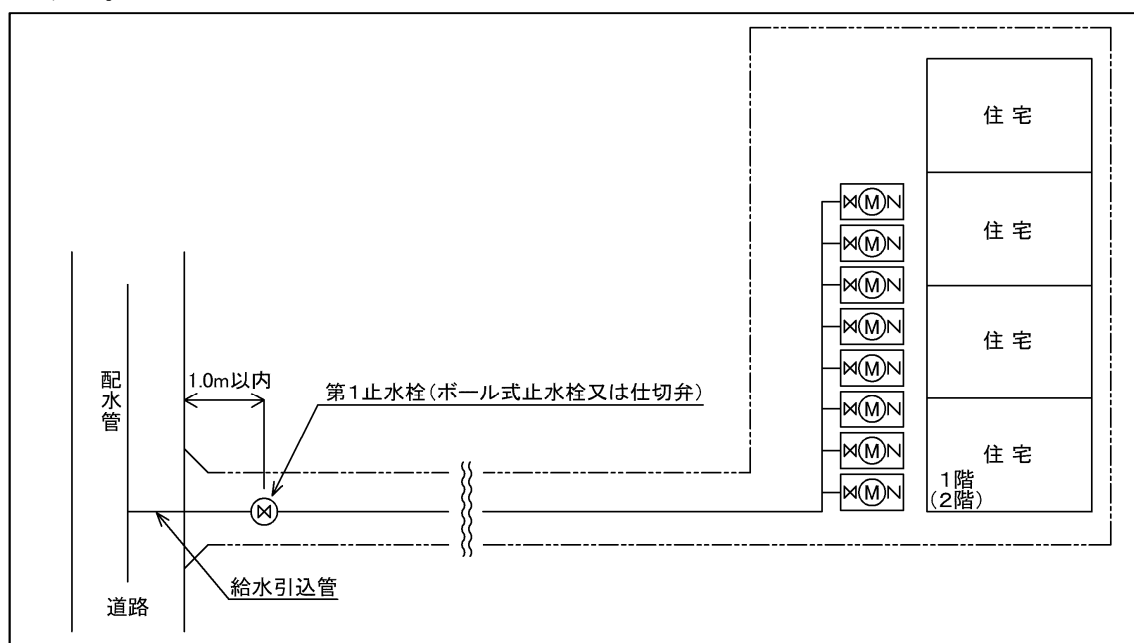


図 2 - 1 1 - 5 集合住宅（建物付近にメーターを設置）

- (オ) 3階建て以上の集合住宅については、パイプシャフト内に設置することができる。
- (カ) 計画家屋、増改築、塀、フェンス、築山、土盛り等を考慮し、将来に渡って常に検針、開閉栓作業、漏水修理作業及び検定満期時の取替え等の維持管理が容易にでき、かつ常に乾燥し、汚染・損傷・凍結等の恐れのない場所に設置しなければならない。
- (キ) 車両が通行する場所を避けて設置すること。他に設置する場所がなく避けられない場合は、重荷重用（ダクタイル鋳鉄製）のボックスを選定すること。
- (ク) ボックスは、給水引込管の埋設位置が容易に想定できるよう、給水引込管の延長線上に縦向き（ボックスの短辺を本管と平行）に設置しなければならない。

ただし、縦向きに設置するスペースが無い場合、建築物配置図及び外構計画図を確認し、やむをえないと管理者が認めた場合に限り、横向きに設置することを可とする。この場合、給水引込管の引き込み位置から必要最小限に横振りした位置（目安として20cm程度）に設置すること。また、給水引込管の引き込み位置の目印として、官民境界に沿った民地内に水道用標示杭（例：青色杭 45mm 角×長さ 450mm、「水」の標記入り）を打ち込むこと。

- (ケ) 塀、門扉等付近に設置する場合は、これらの外側（道路側）とし、門扉の開閉を

せずに（民地内に立ち入ることなく）道路側からメーターの検針及び維持管理等ができる位置とすること。

（コ）駐車場に設置する場合は、できる限り道路に近い位置に設置すること。駐車場間口の中央付近は、車の停車位置により検針できないことがあるため避けること。なお、シャッター、扉等を設置する場合は、（ケ）と同様にそれらの外側（道路側）に設置すること。

（サ）ボックスの蓋を全開にした時に、周辺のブロック塀などの構造物と蓋が接触しない位置に設置すること。

（シ）ボックスは、次に掲げるような設置に適さない場所に設置してはならない。

なお、第1止水栓（仕切弁）筐の設置位置も本号に準ずること。

i) カーポート、車庫等で車両の下になる場所（検針等作業を適時に行うことができない）

ii) 荷物及びその他の物品の下になりやすい場所

iii) フェンス、門塀、車庫等で囲まれた内側の場所

iv) 車両の通路、出入口等で検針等作業時に危険を伴う場所

v) 将来、建物改築や外構工事等により検針等作業に支障となる可能性がある場所

vi) 車両の通過、載荷等により、ボックスやメーターが破損するおそれがある場所

vii) 窪地や、水はけの悪い場所

viii) 汚砂、汚水等の侵入のおそれがある場所（花壇、ゴミステーション内等）

ix) 植栽が近接する場所（検針等作業を行うことが困難となる。また、ボックス及び給水管内部へ根が侵入し漏水の原因となるおそれがある）

x) 建築基準法第42条第2項によるセットバック用地内

イ 3階建て以上の集合住宅において、パイプシャフト内に設置する場合

（ア）共用通路に面したところで、乾燥し、汚水が入り難く、常にメーターの検針、点検、取替等維持管理がし易い構造とすること。

（イ）扉を開けてメーターが確認できるよう、メーターの手前及び上部に支障となる物を設置しないこと。

（ウ）1つのパイプシャフト内に2個以上のメーターを設置する場合は、全階のメーターの並び順を統一し、止水栓に各戸ごとの識別札（部屋番号）を付けること。

（エ）メーター前後の配管構造は、本章第12条第3項イ（ア）の各号の規定を厳守しなければならない。

（オ）凍結による破損を防ぐため、必要に応じ凍結防止カバーを設置すること。

（カ）メーターの検針等作業に支障をきたさぬよう、メーターの上部は0.5m以上、メーターの前後は全長0.5m以上、メーターとパイプシャフト扉の距離は0.2m以内の間隔を設けること。

（キ）メーターが格納されているパイプシャフト扉は常時開閉できること。

(ク) オートロック装置を設置している建物は、解錠方法を管理者に届け出ること。

ウ 共通事項

(ア) メーターは、使用者が在宅していない場合でも、検針、開閉栓作業、漏水修理作業、検定満期時の取替え等の維持管理が支障なく行える場所に設置すること。

(イ) 本条各項の規定を踏まえ、工事申込者に設計時点で十分な説明及び打合せを行ったうえで、メーターの設置位置を決定すること。

(ウ) メーター設置後に、建物の改築や外構工事等によりメーター設置に適さない場所になった場合において、管理者から改善の指示を受けたときは、いかなる理由においても所有者は速やかに改善を行わなければならない。

なお、メーター設置位置を変更する場合は、管理者に給水装置工事申込書を提出し、工事申込者（所有者）の費用負担で変更すること。

(4) ボックスは、次に掲げる区分により設置すること。

ア 車両荷重のかからない場所（車両の乗入れが無い場所）に設置する場合
標準型（強化樹脂製）のメーターボックスを使用することを標準とする。

イ 車両荷重のかかる場所またはその可能性のある場所に設置する場合
重荷重用のメーターボックスを使用すること。

開発道路内、分譲宅地等、今後の住宅及び外構計画が不明の場合も、原則として重荷重用のメーターボックスを使用すること。

ウ ボックスの標準規格は次のとおりとする。

材料名	口径	材質等
メーターボックス[標準型]	13～40	【蓋・本体・底板】強化樹脂製 【耐荷重】T-2 相当以上 【その他】土留め板を設置すること
メーターボックス[重荷重用]	13～	【蓋】FCD（ダグタイル鋳鉄）製 【本体・底板】FD（鋳鉄）製 【耐荷重】T-8 相当以上 【その他】土留め板を設置すること
メーターボックス[大型]	40～	【蓋】FCD（ダグタイル鋳鉄）製または強化樹脂製 【本体】SGHC（熔融亜鉛メッキ鋼板）製、レジンコンクリート製、または強化樹脂製 【底板】再生プラスチック製 【耐荷重】T-2 相当以上 【その他】土留め板を設置すること

エ 集合住宅の場合、1つのボックス内に複数のメーターを設置可能なもの（複式メー

ターボックス）を設置することができる。ただし、止水栓に各戸ごとの識別札（部屋番号）を付けること。

（５）親メーターと子メーター

ア 集合住宅等において、貯水槽方式（直結直圧方式との併用を含む）による給水を行う場合で、一つの貯水槽を通じて水を供給する戸数が２戸以上あり、かつ該当の各戸ごとにメーター（公設・私設を問わない。）を設置する場合は、各戸ごとのメーターとは別に、貯水槽より上流側に「親メーター」を設置しなければならない。この場合の親メーターより下流側で各戸ごとに設置したメーターを「子メーター」という。

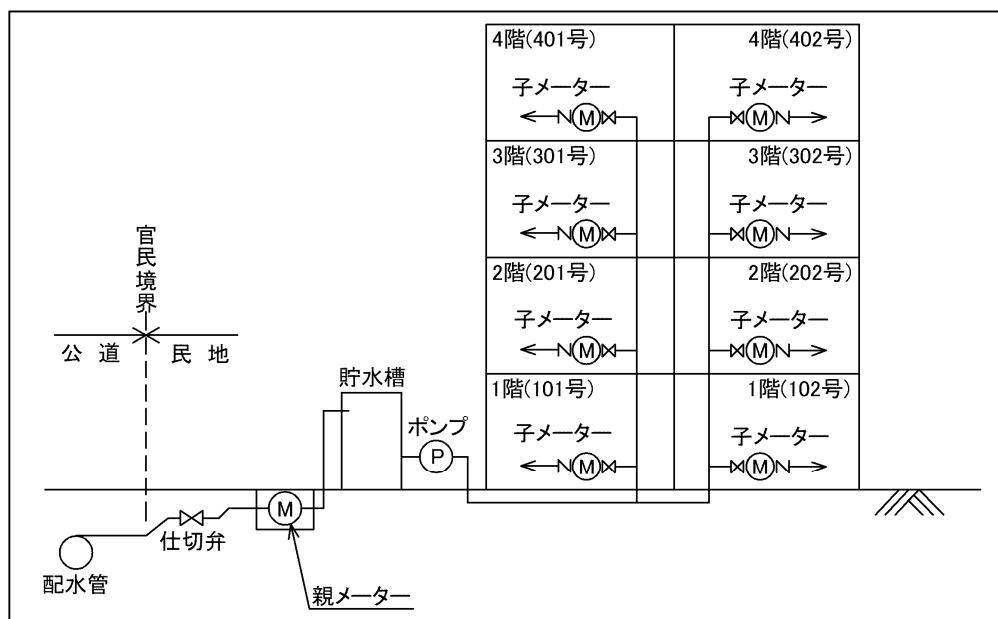


図 2-11-6 親メーターと子メーター

イ 上記の場合、該当の貯水槽を通じて供給する給水管系統と、直圧の給水管系統とは地上部で分岐させること。親メーターは、貯水槽を通じて供給する給水管系統の配管上に設置すること。

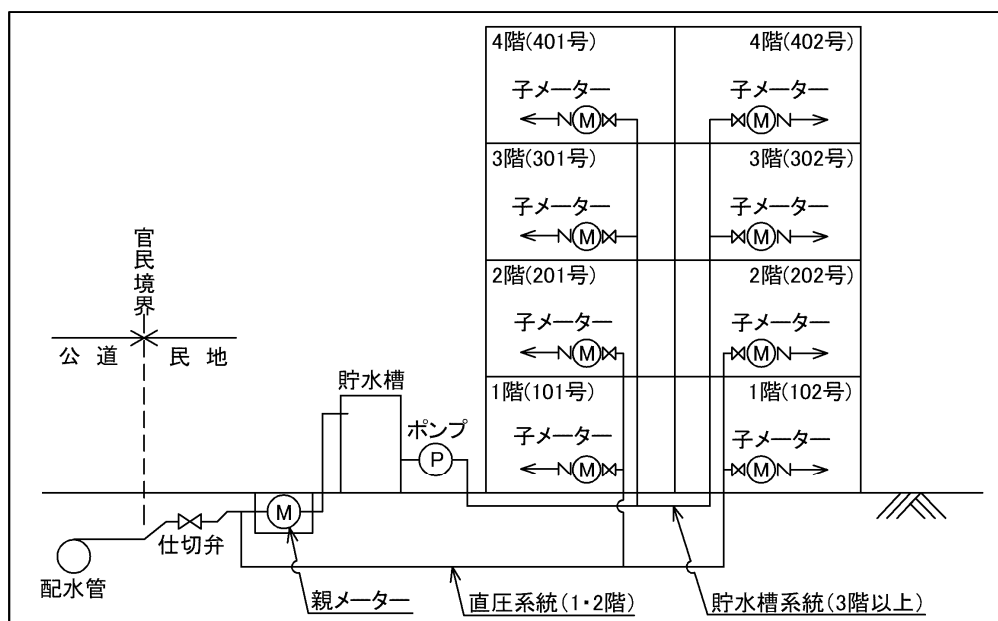


図 2-11-7 親メーターと子メーター（直圧系統と貯水槽系統）

(6) メーターは、次の各号に留意して設置すること。

ア メーターは、水平に取り付けるものとし、取付けにあたっては、流水方向を確認し、逆付けとならないようにしなければならない。

イ メーターは、取替え等の維持管理が容易に行えるようボックス底部とメーターとの間に間隔を取って設置しなければならない。

(7) ボックスは、次の各号に留意して設置すること。

ア 丙止水栓、メーター及び逆止弁等の継手部を含めた装置全体をボックス内部に収めなければならない。

また、これら装置の開閉栓操作、取替え、修理など維持管理作業に支障が生じないことは当然のことながら、作業が容易に実施できるよう内部空間に余裕を確保した寸法のボックスを選定しなければならない。

イ 水平に設置することを原則とする。

地形上やむをえない場所では、地形に合わせて設置してもよいが、メーターが水平に設置できるよう、内部配管は必ず水平に施工すること。

ウ 床面を水平に仕上げ、沈下及び傾斜等が起こらないように設置すること。

エ 雨水や土砂等の流入をできる限り少なくし、水捌けをよくするよう努めること。給水管挟み込み部に土留め板を設置すること。

オ 上部と下部は、設置後にずれないように施工すること。

カ 集合住宅等でボックスを複数設置する場合は、蓋の裏面に部屋番号を表示すること。

(8) 改造工事を行う際、現況のボックスの位置及び構造が本基準の規定に適合していない場合は、工事申込者に十分説明を行ったうえで、原則、本基準に適合するよう改造工事を行うこと。ただし、管理者がこれによりがたい理由があると認めた場合については、この限りではない。

1 2 止水栓、仕切弁及び逆止弁の設置

(1) 止水栓及び仕切弁は、メーターの開閉栓及び取替え作業並びに給水装置の修繕及び改造工事等の目的で給水を停止するために、メーターの1次側及び2次側に設置するものとする。

(2) 逆止弁は、配水管への逆流事故の防止及びメーター取替え等の維持管理を適切に行うために設置するものとする。

(3) 止水栓、仕切弁及び逆止弁の設置方法及び構造は、次の各号を厳守しなければならない。

ア 止水栓及び仕切弁は、容易に開閉でき、耐久性があり、かつ漏水の生じない構造及び材質のものを設置すること。

イ 使用材料は、次の各号のとおりとする。

(ア) メーター口径13～25mmの場合

- i) メーター設置位置の一次側に止水栓を、二次側に逆止弁を設置しなければならない。
- ii) 止水栓は、開閉防止型逆止弁付ボール式伸縮止水栓（丙止水栓）とし、碧南市仕様の従来型レバーハンドルで開閉操作を行い、閉栓状態でレバーハンドルの着脱ができる構造であること。
- iii) 逆止弁はリフト式または自重式とし（ばね式は不可）、かつカートリッジ式でメーターを取り外すことなく上部から容易に取替えが行える構造であること。

（イ）メーター口径40mmの場合

- i) メーター設置位置の一次側に仕切弁を、二次側に逆止弁を、さらにその下流側に仕切弁を設置しなければならない。
- ii) 仕切弁は、砲金製とし、内ネジ式の丸ハンドルタイプであること。
- iii) 逆止弁は、伸縮式で、リフト式または自重式とし（ばね式は不可）、かつカートリッジ式でメーターを取り外すことなく上部から取替えが容易に行える構造であること。逆止弁は、メーターボックスの内部に収めること。

（ウ）メーター口径50mmの場合

- i) メーター設置位置の一次側に仕切弁を、二次側に逆止弁を、さらにその下流側に仕切弁を設置しなければならない。
- ii) 仕切弁は、砲金製とし、内ネジ式の丸ハンドルタイプであること。
- iii) 逆止弁は、伸縮式のフランジ用で、リフト式または自重式とし（ばね式は不可）、かつカートリッジ式でメーターを取り外すことなく上部から取替えが容易に行える構造であること。逆止弁は、メーターボックス内部に収めること。

（エ）メーター口径75mm以上の場合

- i) メーター設置位置の一次側に仕切弁を、二次側に逆止弁を、さらにその下流側に仕切弁を設置しなければならない。
- ii) 仕切弁は、ダクティル鋳鉄製のソフトシール仕切弁（内外面エポキシ樹脂粉体塗装）であること。
- iii) 逆止弁は、スイング式のフランジ用とし、メーターボックス内部に収めること。
- iv) ソフトシール仕切弁には、防食のため、ポリエチレンスリーブによる被覆を施すこと。

- （4）集合住宅や2世帯住宅など、支管分岐による給水管引込みを行う場合は、第1止水栓を官民境界より1.0m以内の民地内（各戸メーターの上流側）に設置しなければならない。この場合、第1止水栓より下流側の給水装置は所有者の管理とする。

止水栓筐は、給水引込管の埋設位置が容易に想定できるよう、給水引込管の延長線上に設置しなければならない。

なお、使用材料は、次の各号のとおりとする。

ア 給水引込管口径が20～25mmの場合

ボール式止水栓

なお、止水栓の両側パッキンには、パッキンの耐震性向上、劣化防止及び長寿命化を図るため、メタル入りパッキンを使用しなければならない。

イ 給水引込管口径が40～50mmの場合

砲金製仕切弁

ウ 給水引込管口径が75mm以上の場合

ソフトシール仕切弁

(5) 官民境界より1.0m以内の民地内にメーターを設置できないことをやむをえないと管理者が認めた場合、第1止水栓を官民境界より1.0m以内の民地内に設置しなければならない。この場合、第1止水栓より下流側の給水装置は所有者の管理とする。

止水栓筐は、給水引込管の埋設位置が容易に想定できるよう、給水引込管の延長線上に設置しなければならない。

なお、使用材料は、前項に準ずる。

(6) メーター廻りの改修を伴う改造工事を行う場合は、止水栓、仕切弁及び逆止弁の構造を本条の規定のとおり改修しなければならない。ただし、改修が困難であると管理者が認めた場合は、この限りではない。

(7) 止水栓及び仕切弁の前後配管の埋設深さは、次の各号のとおりとする。

ア ボール式止水栓（第1止水栓）

前後配管の埋設深さは0.3mを標準とする。

イ 砲金製仕切弁（第1止水栓）

前後配管の埋設深さは0.6mを標準とする。

ウ ソフトシール仕切弁（第1止水栓）

前後配管の埋設深さは0.6mを標準とする。

(8) 止水栓筐は、設置場所や維持管理を考慮し、次の材料を使用すること。

止水栓 口径	設置 場所	耐荷重	寸法	材質等			
				蓋	上部枠	下部枠	胴
13～25	車 載 の 有 無 に 関 わ ら ず	T-8 以上	内径 Φ150 全長 H=350 (標準)	JIS G 5502 に規 定する FCD500、 またはこ れらと同 等以上の もの。 ※表面に 「止水 栓」の文 字 ※蓋表面 は青色塗 装	JIS G 5502 に規 定する FCD500、 またはこ れらと同 等以上の もの。	PVC、 FRTP、 ABS、また はこれら と同等以 上のもの。 ※台座 (底板) 及び土留 め板を設 置すること。	JIS K 6741 (硬 質ポリ塩 化ビニル 管) に規 定するもの。

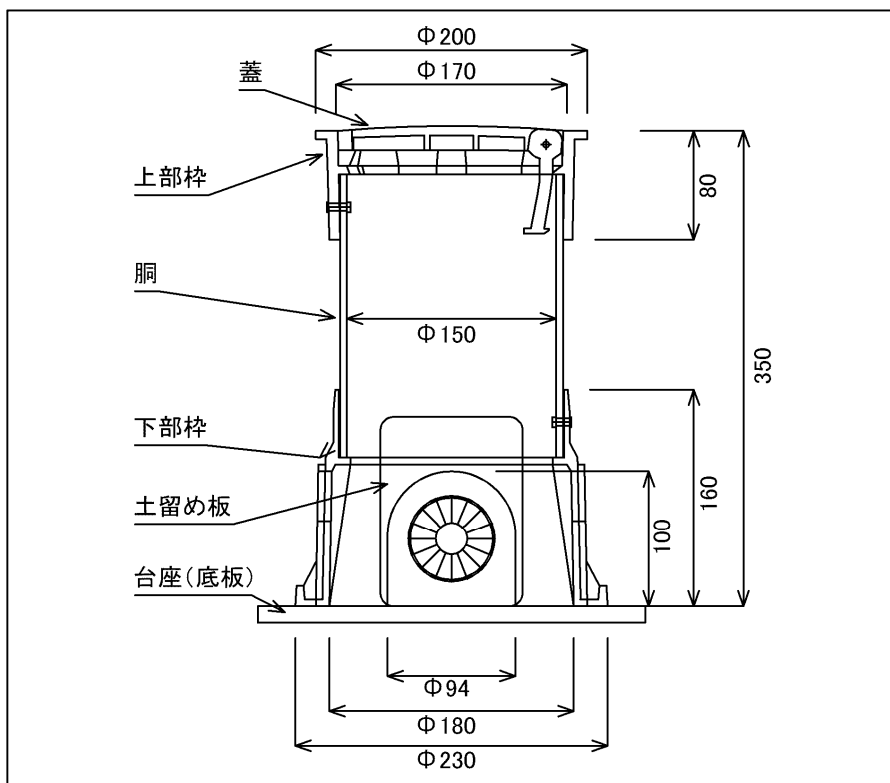


図 2 - 1 2 - 1 止水栓筐 標準構造図

(9) 仕切弁筐は、設置場所や維持管理を考慮し、次の材料を使用すること。

仕切弁 口径	設置場所	耐荷重	寸法	材質	
				蓋	上部壁・中部壁・底板
40～	車載の有無に関 わらず	T-25	内径 Φ 200	ダクタイル鋳鉄製 ・表面に「仕切弁」 の文字 ・蓋表面は青色塗 装	レジンコンクリート

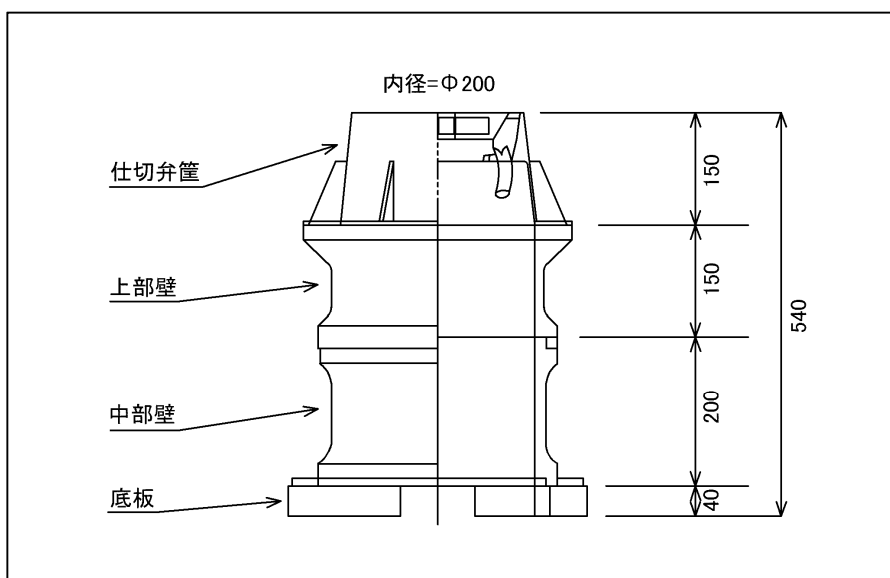


図 2 - 1 2 - 2 仕切弁筐 標準構造図

(10) 止水栓、仕切弁及び逆止弁は、次の各号を厳守して施工しなければならない。

ア 止水栓及び仕切弁は、前後の給水管に注意し維持管理上支障がなく、見やすい場所に設置しなければならない。

イ 止水栓及び仕切弁の基礎は、沈下及び傾斜等が起こらないように堅固に施工しなければならない。

ウ 止水栓筐及び仕切弁筐の設置は、開閉操作が容易にできるよう、次の各号に留意して行うこと。

(ア) 床面を水平に仕上げ、沈下及び傾斜等が起こらないように設置すること。

(イ) 上部と下部は、設置後にずれないように施工すること。

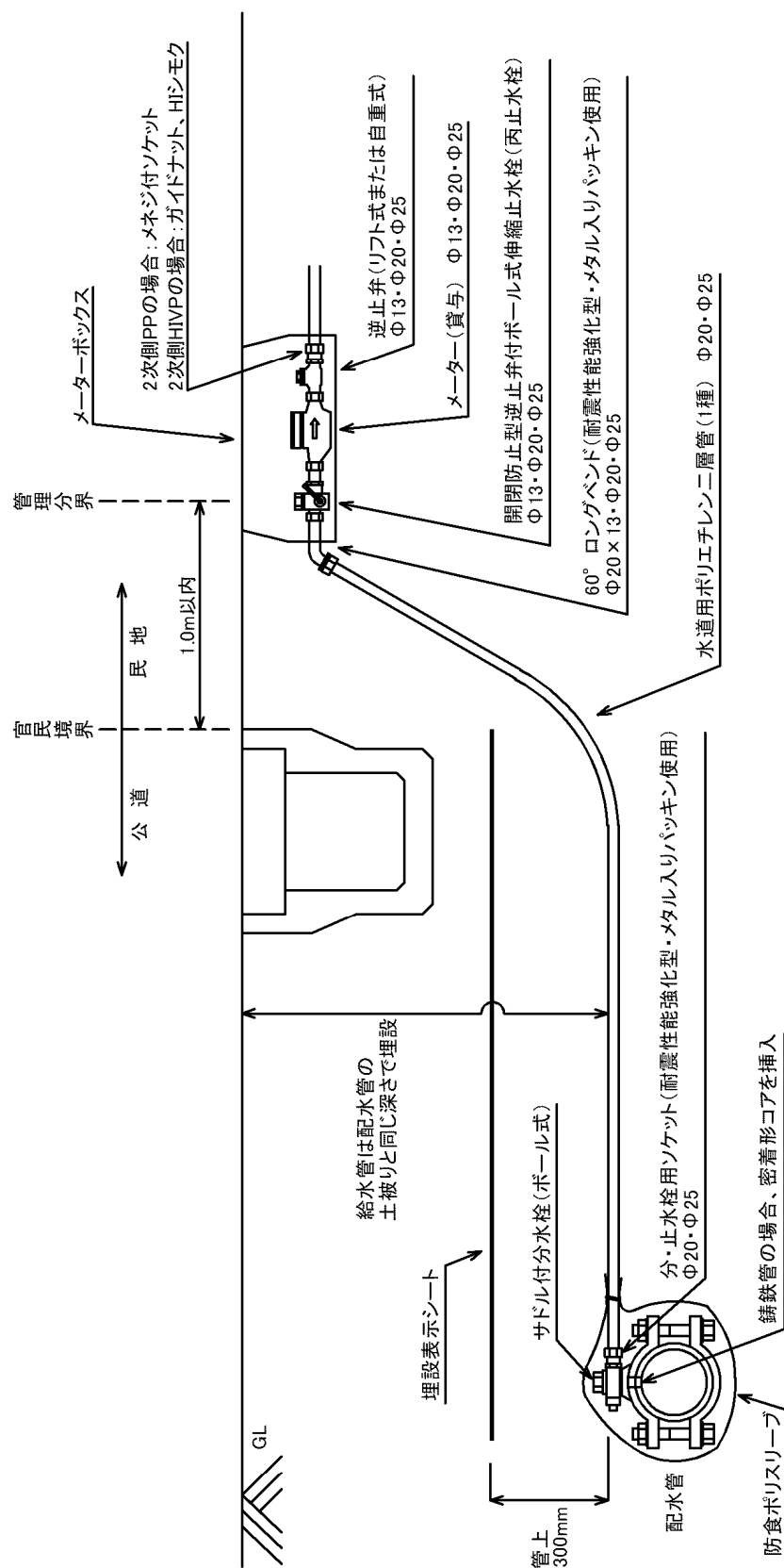
(ウ) 止水栓筐には台座（底板）及び土留め板を設置することにより、雨水や土砂等の流入をできる限り少なくし、水捌けをよくするよう努めなければならない。

エ 逆止弁は、設置する向きに注意し設置すること。

1 3 給水管引込み及びメーター設置標準図

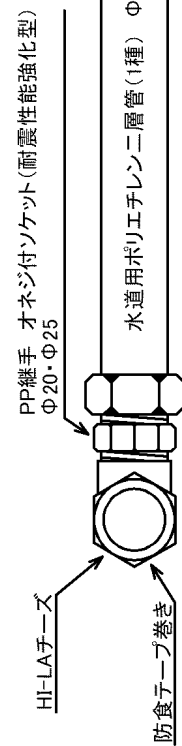
メーター口径ごとの給水管引込み及びメーター設置標準図を、次頁以降の図 2-13-1～図 2-13-5 に示す。

図2-13-1 メータ—口径13mm・20mm・25mm 給水管引込み及びメータ—設置標準図



《チーzus管分岐の場合》

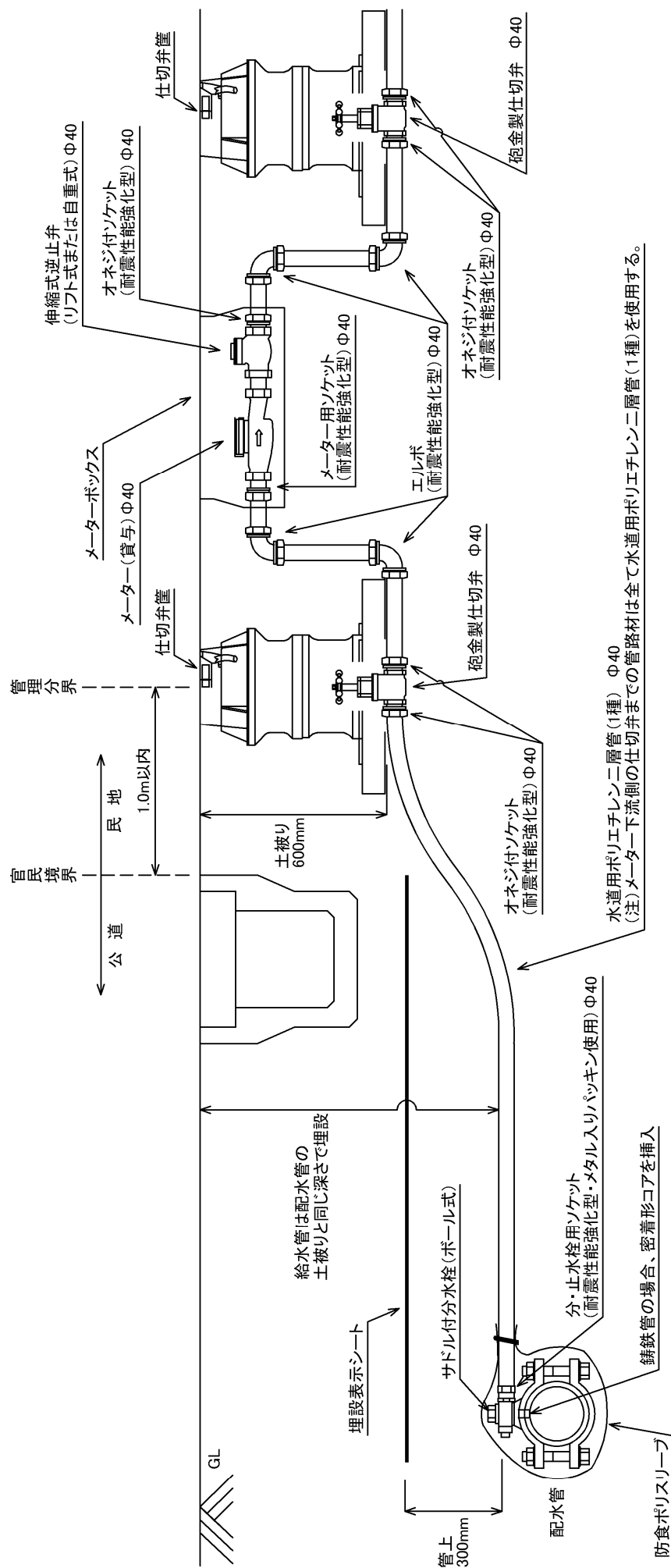
- 給水管φ20 : 配水管がHVPφ30mm以下の場合、HI-LAチーz管を使用
 ■ 給水管φ25 : 配水管がHVPφ40mm以下の場合、HI-LAチーz管を使用



以下、上図に同じ

※この標準図は、一戸建て住宅を対象としたものであり、集合住宅等は除く。

図2-13-2 ムータ-口径40mm 給水管引込み及びムータ-設置標準図



《于—ズ管分岐の場合》

- 配水管がHIVPφ50mmの場合は、HI-LAチーz管を使用
 ■ 配水管がPEPφ50mmの場合は、φ50×50のチーzにて分岐し、異種・異径ソケット(PEP×PP φ50×40)を介して給水管(PPφ40)に接続する。

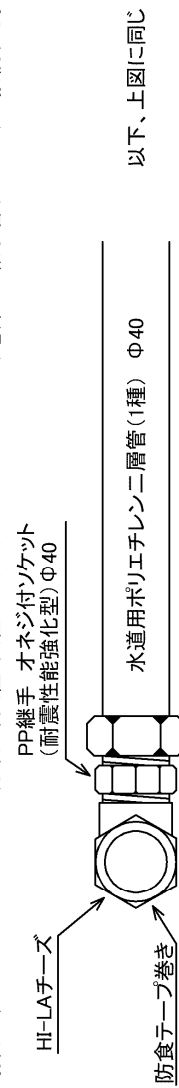


図2-13-3 メーター口径50mm 給水管引込み及びメーター設置標準図

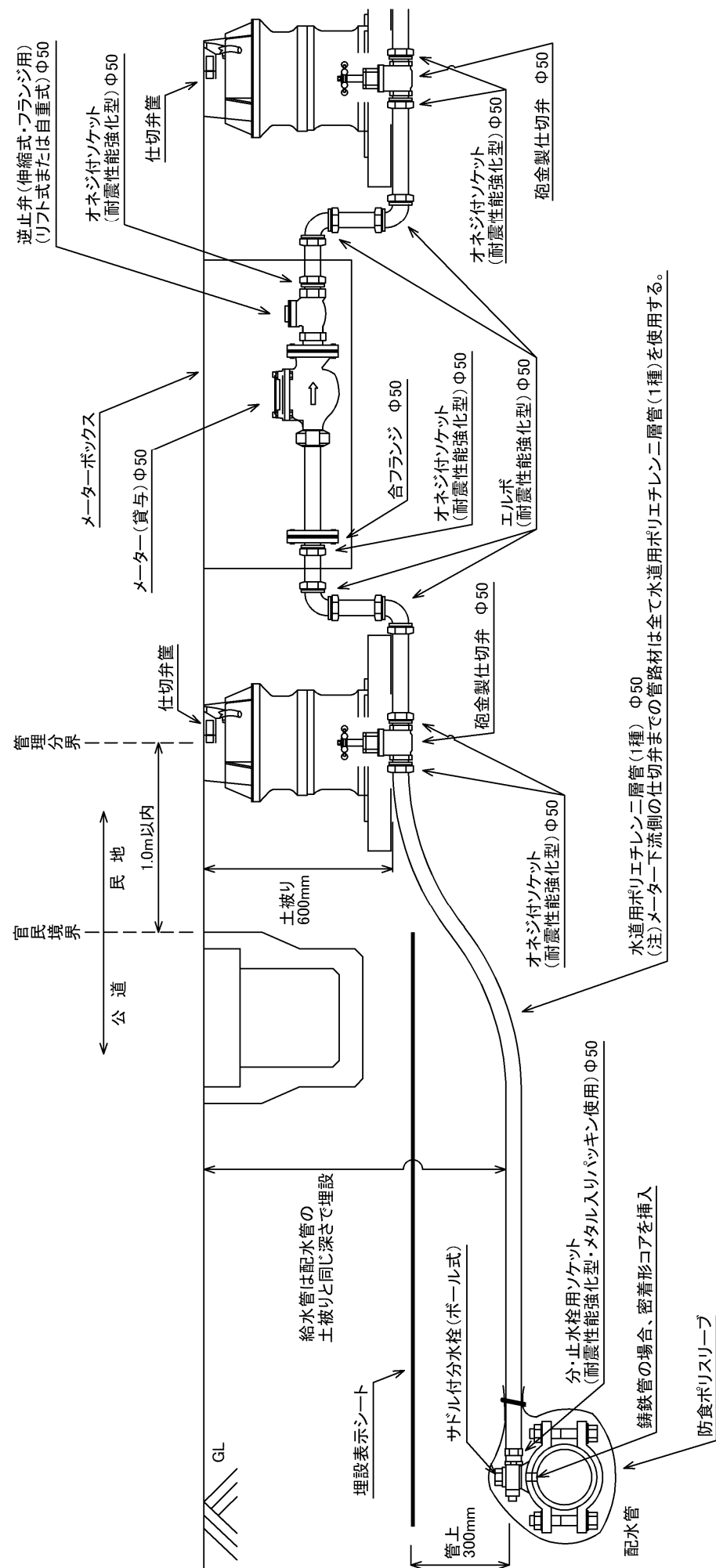


図2-13-4 メーター口径75mm以上 給水管引込み(PEP・HPPE)及びメーター設置標準図

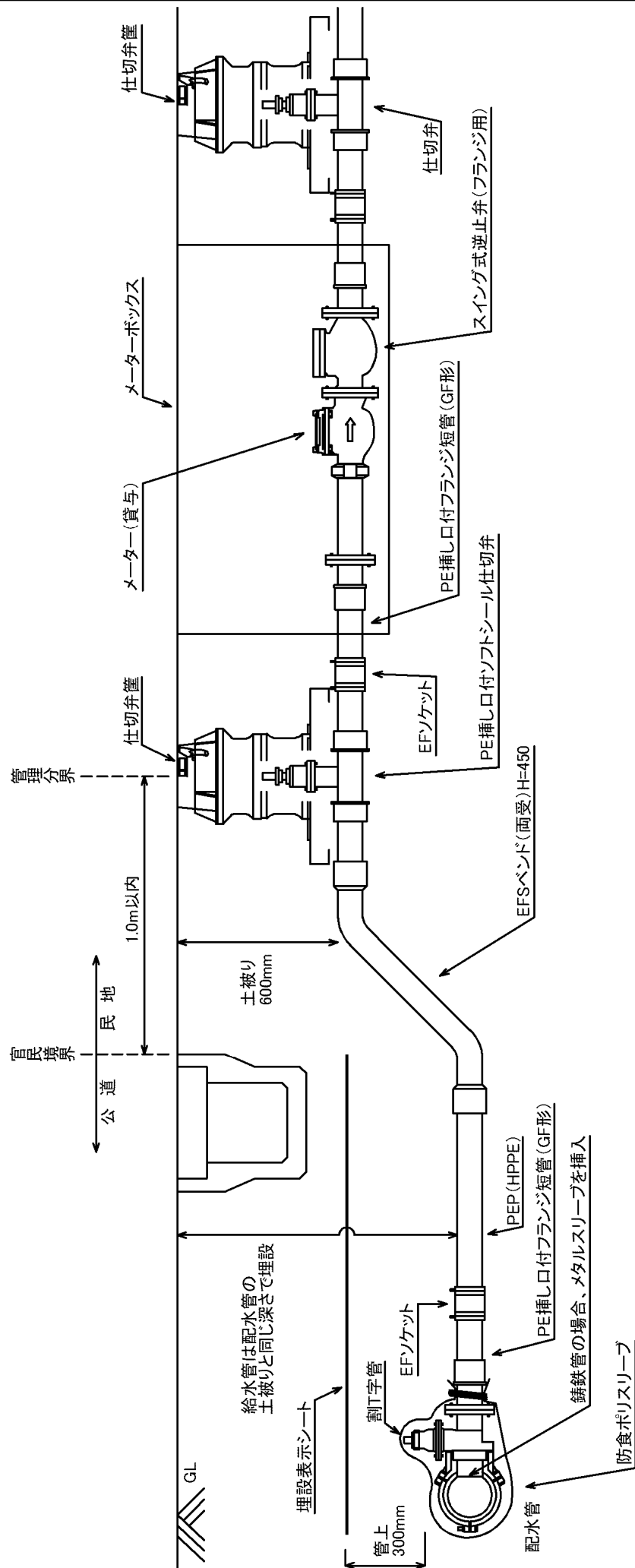
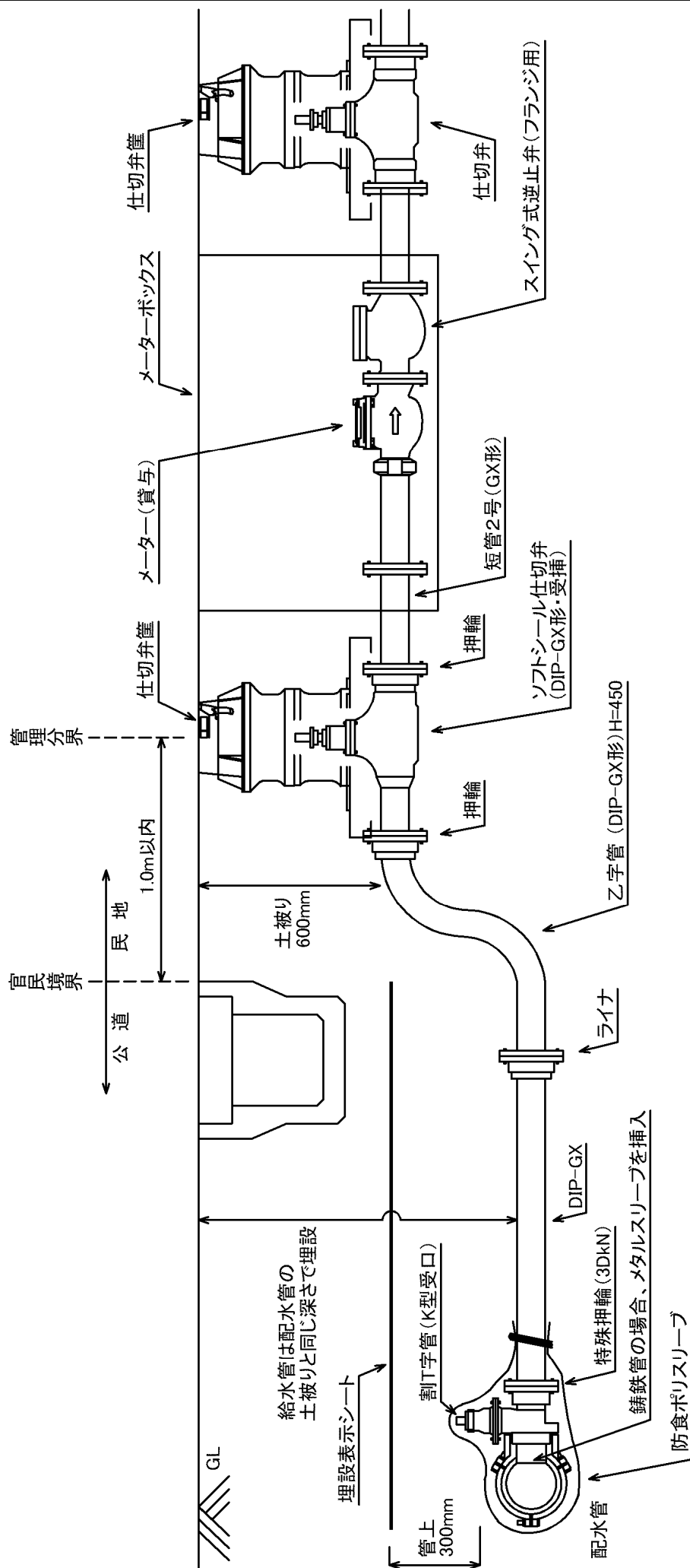


図2-13-5 メーター口径75mm以上 給水管引込み (DIP-GX) 及びメーター設置標準図



(注) 上図は参考図である。これによりがたい場合は、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会が発行する「GX形ダクタイル鉄管の設計」を参考に設計したうえで、水道課と協議すること。

1 4 掘削、埋戻し、残土処理及び路面復旧

(1) 掘削工は、次の各号を厳守して設計及び施工しなければならない。

- ア 掘削深さが1.5 m以上となる場合は、土留め工を施したうえで施工すること。
- イ 交通の頻繁な箇所及び道路管理者または警察署長から指示のあった箇所は、交通量等を考慮し施工すること。
- ウ 掘削影響範囲に既設埋設物がある場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、十分注意して施工すること。
- エ 道路及び民地等の掘削は交通に支障のないよう考慮し、工事期間及び日時を厳守するとともに、1日の作業量のみとして掘り置きはしないこと。
- オ 掘削は所定の断面に従って行い、掘り過ぎ、えぐり掘り等をしないこと。
- カ 掘削は布設する管の土被りが規定の埋設深さとなるように、かつ、床付面は凸凹のないように平坦にすること。
- キ 軟弱地盤または湧水地帯にあつては、土留め工を施し、湧水及び溜水の排水先に注意し、適切に処理し、付近の道路側溝等へ排水すること。
- ク 舗装道路の取壊しは、バキューム式コンクリートカッター等を使用して所定の幅及び長さ切断し、必要箇所以外に影響を生じさせないよう掘削すること。また、切断の際に出る泥水については、適切な方法で処理すること。
- ケ 民家の軒先に接近して掘削する場合は、居住者に承諾を得た後、細心の注意を払って処置すること。
- コ 既設構造物に近接した場所の掘削は、これらの基礎を緩めたり、危険を及ぼしたりすることのないよう十分な保護工を行うこと。
- サ 道路内及び民地内に境界杭、鉋等の境界標が設置された箇所を掘削する場合は、所有者に許可を得た上で境界標が動いたときに復元できるような措置を講じておき、施工後正確に復旧し所有者に確認をすること。
- シ 標準掘削平面は、図2-14-1のとおりとする。

(2) 埋戻し工は、次の各号を厳守して設計及び施工しなければならない。

- ア 掘削箇所は、その日の内に埋戻し、舗装仮復旧を完了すること。
- イ 埋戻しは管保護のため、管の周辺部及び布設管上10 cmまでは砂、その上層20 cmまでは改良土にて人力で埋戻しを行うこと。
- ウ 管布設上層30 cmの改良土埋戻し後の表面に、埋設表示シートを設置すること。
- エ 人力埋戻し後の埋戻しは、改良土又は再生碎石等をもって機械埋戻しをすること。
- オ 機械埋戻しは、一層の仕上り厚さを20 cm以下として、各層ごとにランマーまたはタンパー等により十分に締め固めること。また、ダンプアップによる埋め戻しは不同沈下の原因となるので、絶対に行わないこと。
- カ 湧水等がある場合は、止水工事又は集水孔を設け一箇所に集水し、ポンプ等により排水を完全に行った後、埋戻しを行うこと。

キ 標準埋戻断面は、図 2-14-2 のとおりとする。

(3) 残土処理工は、次の事項を厳守しなければならない。

掘削残土及び産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年改正国土交通省）に従い、付近住民や歩行者、通行車両に迷惑をかけることのないよう直ちに処理するものとする。

(4) 路面復旧工は、次の各号を厳守して設計及び施工しなければならない。

ア 路面復旧における舗装構成、復旧範囲及び施工方法等については、各道路管理者の道路占用許可条件に基づき設計すること。

イ 本復旧時の復旧範囲（影響範囲）は次の各号を標準とするが、決定に際しては各道路管理者の指示に従うこと。

(ア) 市道の場合

本復旧範囲は、仮復旧端部から全周に対し影響幅 30 cm を標準とする。ただし、影響幅 30 cm を取った線から舗装絶縁線（舗装の切れ目のことで、道路構造物・他の舗装切断線・大きな亀裂等をいう。）までの間の延長が「1.2 m + 路盤厚（単位 = m）未満」のときは、舗装絶縁線までを本復旧範囲に含めること。

(イ) 国・県道の場合

i) 本復旧範囲は、仮復旧端部から全周に対し影響幅 30 cm を標準とする。ただし、仮復旧端部から舗装絶縁線（舗装の切れ目のことで、道路構造物・他の舗装切断線・大きな亀裂等をいう。）までの間の延長が、歩道の場合は 1.3 m、車道の場合は 1.5 m 以内にあるときは、舗装絶縁線までを本復旧範囲に含めること。

ii) 車道の場合、縦断方向（車両進行方向）の本復旧範囲を 2.0 m 以上とすること。（あまりに狭いと、舗装面として弱く、また騒音の原因となるため。）

ウ 砂利道の本復旧は、碎石を幅 1.0 m、厚さ 20 cm に散布し十分に転圧すること。

エ 埋戻し後は、砂利道の本復旧及び舗装道路の仮復旧（加熱合材の使用を基本とする）を施工者の責任において直ちに行うこと。また、掘削箇所以外の路面と段差のないよう十分転圧し、本復旧までの期間交通荷重等に耐えるように施工すること。

オ 本復旧施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じたときは、直ちに修復すること。

カ 既設の区画線及び道路標示等を掘削した場合は、舗装仮復旧後にペイント等により、仮に復元すること。

キ 本復旧は、仮復旧後の養生期間を 2 週間程度以上（国県道車道部は原則 4 週間程度以上）とり、工期内に施工すること。

ク 本復旧は、路盤面にはプライムコートを、舗装各層間及び舗装切断面にはタックコートを散布すること。

ケ 舗装仕上面に凸凹がないよう適正な機種で施工すること。

コ 路面復旧工の標準平面及び断面は図2-14-1及び図2-14-2のとおりとする。

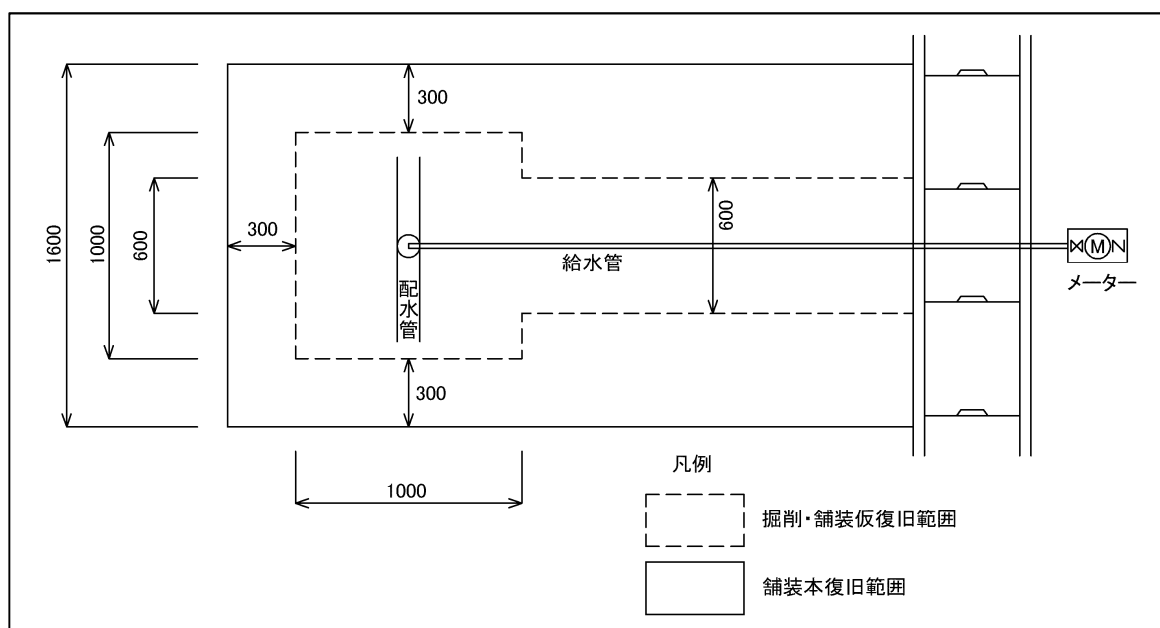


図2-14-1 掘削（舗装仮復旧）及び舗装本復旧 標準平面図

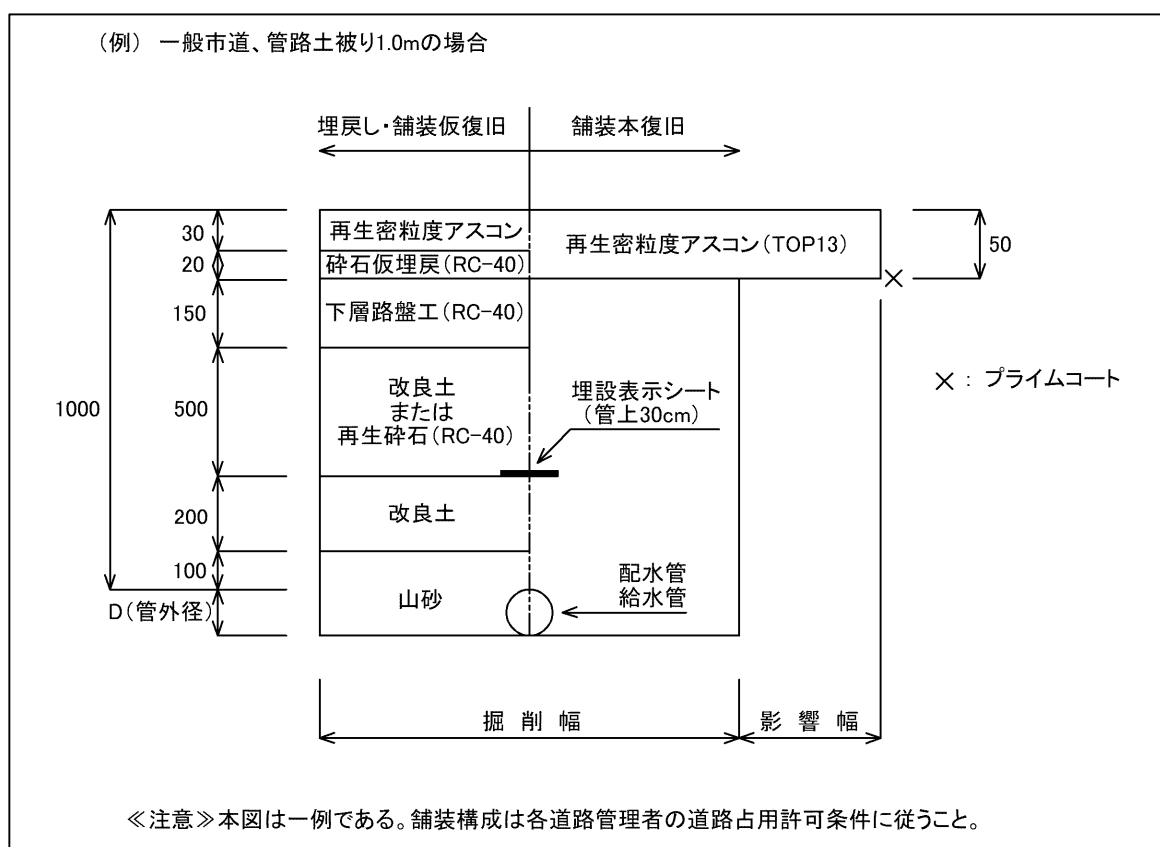


図2-14-2 埋戻し（舗装仮復旧）及び舗装本復旧 標準断面図

1.5 宅内給水装置

宅内給水装置は、次の各項を厳守して設計及び施工しなければならない。

- (1) 宅内給水管の埋設深さは、荷重、衝撃等を考慮して30cm以上を標準とする。

ただし、私道に埋設する給水管については、車両の通行荷重を十分考慮し、給水管に影響を与えない深さ及び工法を選定しなければならない。

- (2) メーターと最初の給水栓との間隔は、1.0 m以上を確保すること。
- (3) 上水道が2系統以上ある場合、各々の管の接続は認めない。
- (4) 給水管に加圧ポンプを直結してはならない。
- (5) ゴミステーションまたは汚水柵など水が汚染される恐れのある場所への配管や、建物の土台またはコンクリート等の下を横断する配管は避けること。
- (6) 配管は、建物の構造等の状況に応じて露出または隠ぺい配管とし、必要に応じて防食、防寒等の措置を施すこと。
- (7) 給水装置の構造及び材質の基準を満たす材料を使用すること。
- (8) 配管材料は、これまでの漏水事故や震災経験等を踏まえ、土中配管には水道用ポリエチレン管を、屋内配管には水道用架橋ポリエチレン管（XPEP）または水道用ポリブデン管（PBP）を使用することが望ましい。

ただし、管の特性、布設場所の地質及び管の受ける内外圧等を十分考慮して管種（管厚等を含む）及び防護措置を選定すること。

- (9) ビニル管、ポリエチレン管等の合成樹脂管は、有機溶剤等に侵されやすいので、鉱油、有機溶剤等油類が浸透するおそれがある箇所には使用しないこととし、金属管を使用することが望ましい。合成樹脂管を使用する場合は、さや管等で適切な防護措置を施すこと。

（例）ガソリンスタンド、自動車整備工場、塗装業、有機溶剤取扱い事務所

- (10) 塩化ビニル管は熱に弱いため、ボイラー、給湯器及び煙道等加熱される恐れのある場所への配管は避けること。
- (11) 給水管が薬品または電触等により腐食される恐れがあるときは、適切な防触措置を講じなければならない。
- (12) 配管は、自重によるたわみ及び水圧等による振動で損傷を受けないよう、支持金具を用い適切な間隔でスラブまたは壁面等に固定すること。
- (13) 凍結する恐れのある箇所は、発砲プラスチック保温材（発砲スチロール、ポリスチレンフォーム、ポリエチレンフォーム等）を使用して管外面を被覆し、ビニルテープ等で固定しなければならない。なお、保温材の厚みは原則として20 mm以上とする。
- (14) 損傷又は浸食等の恐れがある場合は、適切な防護を施すこと。
- (15) 水圧等により管が離脱する恐れがある場合は、必ず離脱防止を施すものとし、必要に応じてコンクリート等で防護すること。
- (16) 異常な水撃圧を生じる恐れのある給水用具を使用する場合は、給水用具の近接箇所にエアチャンバー等を設けること。
- (17) ライニング鋼管において、土中等、電食及びその他の腐食防止の必要箇所には、防食用ビニルテープによるテープ巻きを施すこと。ただし、内外面ライニング鋼管において

は不要とする。

- (18) 貯水槽、プールまたは流しなど、水を入れたり受ける器具または施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するために、吐水口と越流面及び近接壁との間に一定の間隔を保持すること。

吐水口と越流面及び近接壁との間に保持すべき間隔は、給水装置の構造及び材質の基準（第5条第1項二号）に規定のとおりとする。

1 6 危険な接続（クロスコネクション）

クロスコネクションとは、給水装置と他水設備とを直接連結することをいう。

- (1) 次の各号のものは、給水装置との直結を禁止する。

- ア 井戸水、工業用水、農業用水、排水管、その他給水装置以外の配管
- イ 受水槽以下の配管
- ウ クーラー等の特殊機械、器具及びその配管
- エ プールまたは浴場等の循環用配管
- オ スプリンクラー等の消火設備配管
- カ ポンプの呼水口及びその配管

- (2) クロスコネクションの予防として、次の各号の措置を図ることが望ましい。

- ア 水道管と他の配管とを区別するため、用途別の表示を行う。
なお、埋設管については地表面にも適切な表示を行う。
- イ その他の予防措置

1 7 給水装置の撤去

- (1) 給水装置の所有者は、給水引込管の移設工事または口径変更工事を行うときは、既設給水引込管の撤去工事を行わなければならない。なお、この工事に要する費用は、所有者の負担とする。

- (2) 給水装置の所有者は、給水装置が不要となった場合は、給水装置撤去申込書を管理者に提出し、承認を受けたうえで、撤去工事を行わなければならない。なお、撤去工事に要する費用は、所有者の負担とする。

ただし、給水装置所有者がその所有権を放棄する場合に限り、管理者負担により撤去工事を行う。なお、この場合の撤去工事とは、給水引込管（配水管との分岐部から第1止水栓までの間の給水装置）を撤去する工事をいう。

- (3) 臨時用給水装置を設置したものは、設置の要因となった工事が完了次第、速やかに給水中止届および給水装置撤去申込書を管理者に提出し、承認を受けたうえで給水装置の撤去工事を行わなければならない。なお、この工事に要する費用は、工事申込者の負担とする。

- (4) 給水引込管を撤去するときは、配水管との分岐部を止水するとともに、公道内に存す

る給水装置の全てを撤去しなければならない。

ただし、管理者がやむをえないと認めた場合において給水装置を残置するときは、土砂の流入等による路面の陥没を防止するため、管端部等開口部に木栓等を施し、セメントコンクリート等で完全に閉塞すること。

(5) 配水管との分岐部の止水方法は、次に掲げるところにより完全に止水するものとする。

ア サドル付分水栓は、閉止コックを閉じ、専用の分水栓用キャップ又は閉止プラグ止めとすること。

イ 不断水割T字管は、T字管の簡易仕切弁を閉止し、給水管を撤去し、プラグ止め又はフランジ蓋取付けとすること。

ウ チーズ管を使用した分岐部は、本管に断水措置を施したうえで、チーズ管を撤去し、直管に布設替えを行うこと。

エ T字管を使用している分岐箇所は、本管に断水措置を施したうえで、T字管を撤去し、直管に布設替えを行うこと。

オ その他不明の場合は、管理者と協議すること。

1 8 安全管理

(1) 指定工事業者は、給水装置工事の施工における労働災害及び公衆災害を防止するため、常に安全の確保に努めなければならない。

(2) 指定工事業者は、施工に際し次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

ア 労働安全衛生法その他関係法令の遵守

イ 交通事故の防止及び安全運転

ウ 免許・資格を要する作業における有資格者の従事の徹底

エ 緊急時の連絡網及び救急体制の確立

オ その他必要な事項

1 9 保安設備

(1) 公衆災害防止のため、関係法令、道路工事保安設備設置基準（愛知県）及び道路使用許可条件等に基づいて、保安設備を設置し、必要に応じて保安要員を配置させること。

(2) 労働安全衛生について、関係法令に基づき、十分留意して施工しなければならない。

2 0 給水台帳図（申請図及び完成図）の書き方

(1) 給水装置工事申込書裏面の給水台帳図（申請図）及び給水装置工事完了届裏面の給水台帳図（完成図）は、付近見取地図、給水管引込詳細図、平面図及び立体図を、統一的な線、文字及び記号などを用いて、正確かつ簡潔明瞭に記載しなければならない。

なお、給水台帳図（完成図）は、給水装置の維持管理に必要な永久保存される大切な資料となるものであることを自覚して作図しなければならない。

(2) 給水台帳図(申請図及び完成図)は、次の各号に基づき作図すること。

ア 付近見取地図

最新の住宅地図(縮尺 1/1,500 程度)を貼り付け、申請地を赤色斜線で囲むこと。

また、給水管の引込み位置を、新設既設に関わらず、赤色実線で図示すること。

イ 給水管引込詳細図

(ア) 配水管と給水引込管の管種及び口径を記入すること。

(イ) 配水管のオフセット(配水管から給水管布設側の官民境界までの距離)及び土被り(道路地盤高から配水管天端までの寸法)を記入すること。

ただし、給水管引込工事を行わない場合は、不明のため記入しないこと。

(ウ) 申請図には、想定される寸法を記入すること。

(エ) 完成図には、実寸法を記入すること。

ウ 平面図及び立体図

(ア) 道路内の配水管から宅内の末端給水栓までの平面図及び立体図を作図すること。

(イ) 道路の構造(車道、歩道、側溝及び水路等道路構造物等)を作図するとともに、道路幅員を記入すること。

(ウ) 配水管の位置、管種、口径及びオフセットを図示すること。

(エ) 給水管の位置、管種、口径及び布設延長を図示すること。

(オ) 配水管との分岐材料、給水管、止水栓、仕切弁、逆止弁、メーターボックス、メーター、散水栓、水栓柱、給水栓、給湯器及び貯水槽等、全ての給水装置を図示すること。

(カ) 隣地境界から給水引込管までの離隔距離を記入すること。

(キ) 官民境界からメーターボックス(または第1止水栓)までの距離及び隣地境界からメーターボックス(または第1止水栓)までの距離を記入すること。

(ク) 口径変更や引込位置の変更等で既設給水引込管を撤去する場合は、平面図及び立体図に、撤去する既設給水引込管を図示すること。また、「既設給水引込管全撤去」の文字と「配水管との分岐部の閉栓方法(例: サドル付分水栓キャップ止め、チーヅ管を撤去し直管に布設替)」を記入すること。

(ケ) 改造工事の場合、既設給水装置の全てを作図すること。

(コ) 集中検針盤設置時の私設メーターは、上記図面に加え、配管概略図(建物内外部の断面図等)を作図し提出すること。

エ 製図記号等

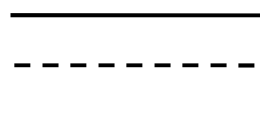
(ア) 配水管及び給水管

配水管及び給水管は、管種及び口径を、記号及び文字を用いて作図すること。

i) 新設する配水管は、黒色実線で表示する。

ii) 既設の配水管は、黒色破線で表示する。

iii) 新設する給水管は、赤色実線で表示する。



iv) 既設の給水管は、赤色破線で表示する。



v) 撤去する給水管は、赤色破線及び斜線で表示する。



vi) 管種毎に用いる記号は次の表による。

管 種	記 号	管 種	記 号
水道用ポリエチレン二層管（１種）	P P	ダクタイル鋳鉄管	D I P－〇〇
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P	普通鋳鉄管	C I P
硬質塩化ビニル管	V P	水道配水用ポリエチレン管	P E P H P P E
硬質塩化ビニルライニング鋼管	S G P－V D	架橋ポリエチレン管	X P E P
ポリブデン管	P B P		

(イ) 給水装置

給水装置は、平面図には記号を、立体図には記号、文字及び口径を用いて作図すること。装置ごとに用いる記号は次の表による。

i) 弁栓類その他の記号

名 称	記 号	名 称	記 号
丙止水栓、ボール止水栓、仕切弁		防護管（さや管）	
メーター（公設）		貯水槽	
メーター（私設）		ポンプ	
メーターボックス		立上り管	
逆止弁		キャップ止め	
口径変更		管の交差	

ii) 給水栓類の記号

名 称	記 号 (平面図)	記 号 (立体図)
一般用具 (給水栓類)		
一般用具 (ボールタップ)		
一般用具 (シャワーヘッド)		
一般用具 (フラッシュバルブ)		
その他 (特殊器具)		

オ 文字

図面に記入する名称、管延長及び口径等の文字は、ゴシック体を用いて明瞭かつ丁寧に記入すること。

カ 方位

作図にあたっては、必ず方位を記入し、北の方向を上にすることを原則とする。ただし、図面配置の都合上やむをえない場合は、これを変更してもよいが、必ず方位を明示すること。

キ 単位

(ア) 配水管及び給水管の口径の単位はmmとする。

(イ) 延長の単位はmとし、小数第1位まで（小数第2位を四捨五入）とする。

2 1 工事記録写真の撮影

工事記録写真は、次頁以降の「給水装置工事写真撮影要領（兼チェックシート）1／2及び2／2」に基づいて撮影し、工事完了後に管理者へ提出しなければならない。

給水装置工事写真撮影要領（兼チェックシート） 1 / 2

番号	写真撮影内容	留意点	市道	国道 県道	チェック
完了					
1	完了全景	道路掘削部～メーターボックス（または第1止水栓）までの全景	○	○	
給水引込管布設工					
2	(1)配水管の埋設状況 (2)分岐工事完了	(1)黒板に、掘削断面図並びに配水管の管種、口径、オフセット（配水管から給水管布設側官民境界までの距離）及び土被りを記入 (2)サドル分水栓、割T字管またはチーズ設置完了 ※(1)(2)を1枚の写真に収めてもよい	○	○	
3	分岐部への防食処理完了	・サドル付分水栓または割T字管へのポリスリーブ巻き完了 ・HI-LA チーズへの防食テープ巻き完了	○	○	
4	給水引込管布設完了	黒板に、平面図及び掘削断面図並びに給水引込管の土被り（官民境界付近）及び隣地境界から給水引込管までの距離を記入	○	○	
5	砂基礎埋め戻し完了	・管上10cm ・黒板に、掘削断面図と下がり寸法を記入	—	○	
6	人力埋戻し完了	・管上30cm ・黒板に、掘削断面図と下がり寸法を記入	—	○	
7	埋設表示シート設置完了	・管上30cm ・黒板に、掘削断面図と下がり寸法を記入	○	○	
8	機械埋戻し転圧完了	・各層（20cmピッチ）の埋戻し転圧完了ごと ・黒板に、掘削断面図と下がり寸法を記入	—	○	
9	路床埋戻し転圧完了		—	○	
舗装仮復旧工					
10	下層路盤転圧完了	黒板に、掘削断面図と下がり寸法を記入	—	○	
11	仮舗装完了	黒板に、平面図及び掘削断面図並びに下がり寸法、施工延長及び施工幅を記入	○	○	

給水装置工事写真撮影要領（兼チェックシート） 2 / 2

番号	写真撮影内容	留意点	市道	国道 県道	チェック
舗装復本旧工					
12	本舗装施工前	・仮舗装取壊し後、下層路盤不陸整正完了 ・黒板に、断面図及び下がり寸法を記入	—	○	
13	乳剤散布完了	プライムコート及びタックコート完了	—	○	
14	上層路盤及び基層完了	・各層の完了ごと ・黒板に、断面図、各層の施工厚及び下がり寸法を記入	—	○	
15	乳剤散布完了	タックコート完了	—	○	
16	表層完了	黒板に、平面図及び断面図並びに各層の施工厚、下がり寸法、施工延長及び施工幅を記入	○	○	
メーターボックス、第1止水栓設置工					
17	メーターボックス内配管完了	メーター前後の配管状況を含むボックス内部の近景	○	○	
18	メーターボックス設置完了	・設置した位置関係が分かるよう、道路や外構等背景を入れて撮影 ・黒板に、平面図並びに官民境界及び隣地境界からメーターボックス中心までの距離を記入	○	○	
19	第1止水栓（ボール式止水栓または仕切弁）設置完了	・設置した位置関係が分かるよう、道路や外構等背景を入れて撮影 ・黒板に、平面図並びに官民境界及び隣地境界から第1止水栓までの距離を記入	○	○	

【注意事項】

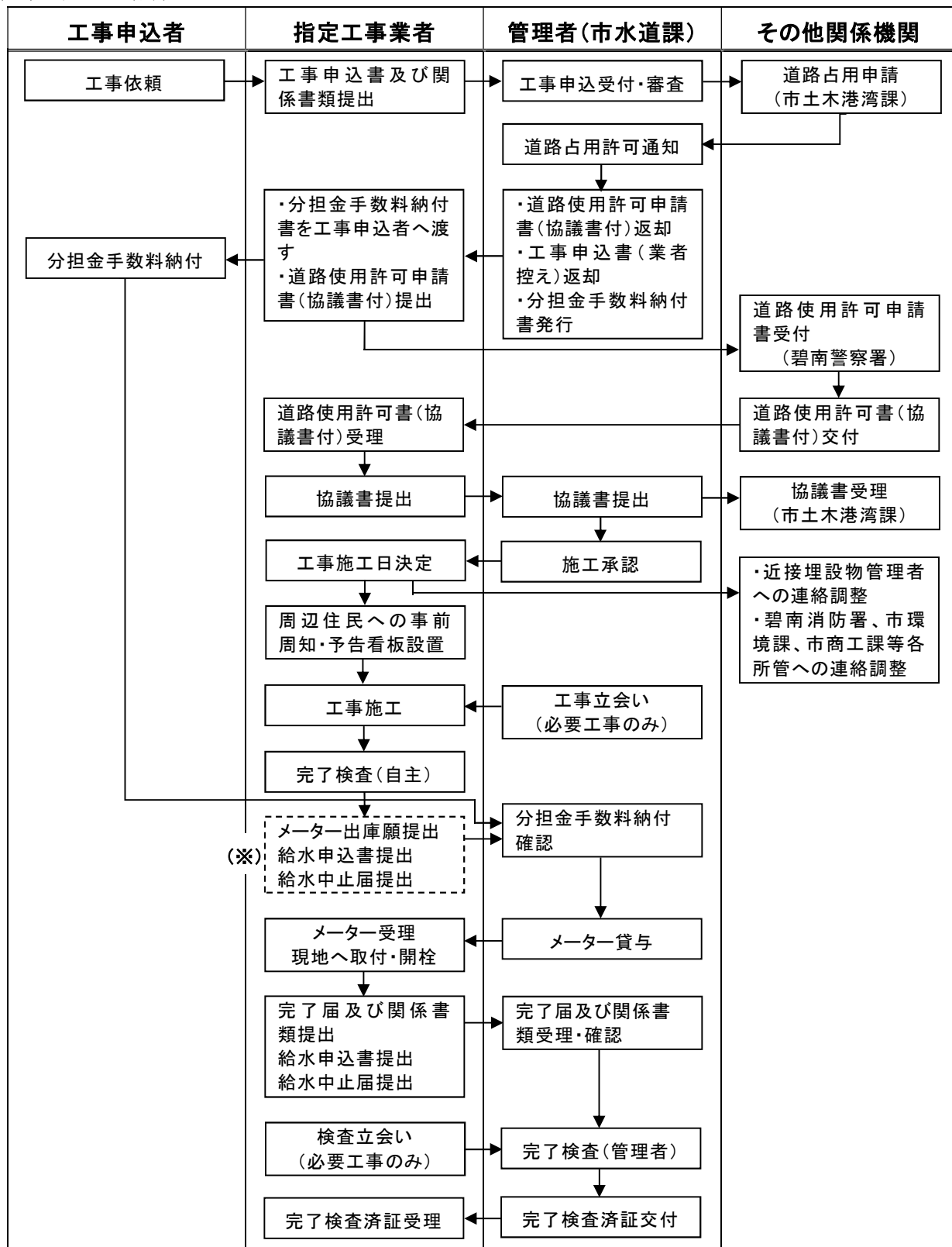
- （1）黒板は、電子黒板を可とする。
- （2）給水管引込工事を伴わない工事の場合は、番号 17～19 のみの撮影とする。
- （3）市道における掘削工事の場合は、番号 5・6・8～10・12～15 の撮影を省略してもよい。
- （4）番号 19 は、第1止水栓を設置した場合に撮影する。
- （5）既設給水引込管の撤去工事を伴う場合は、撤去工前後の写真及び舗装復旧の写真（上記と同様）の撮影も行うこと。

第3章 事務手続き

1 事務手続きフロー

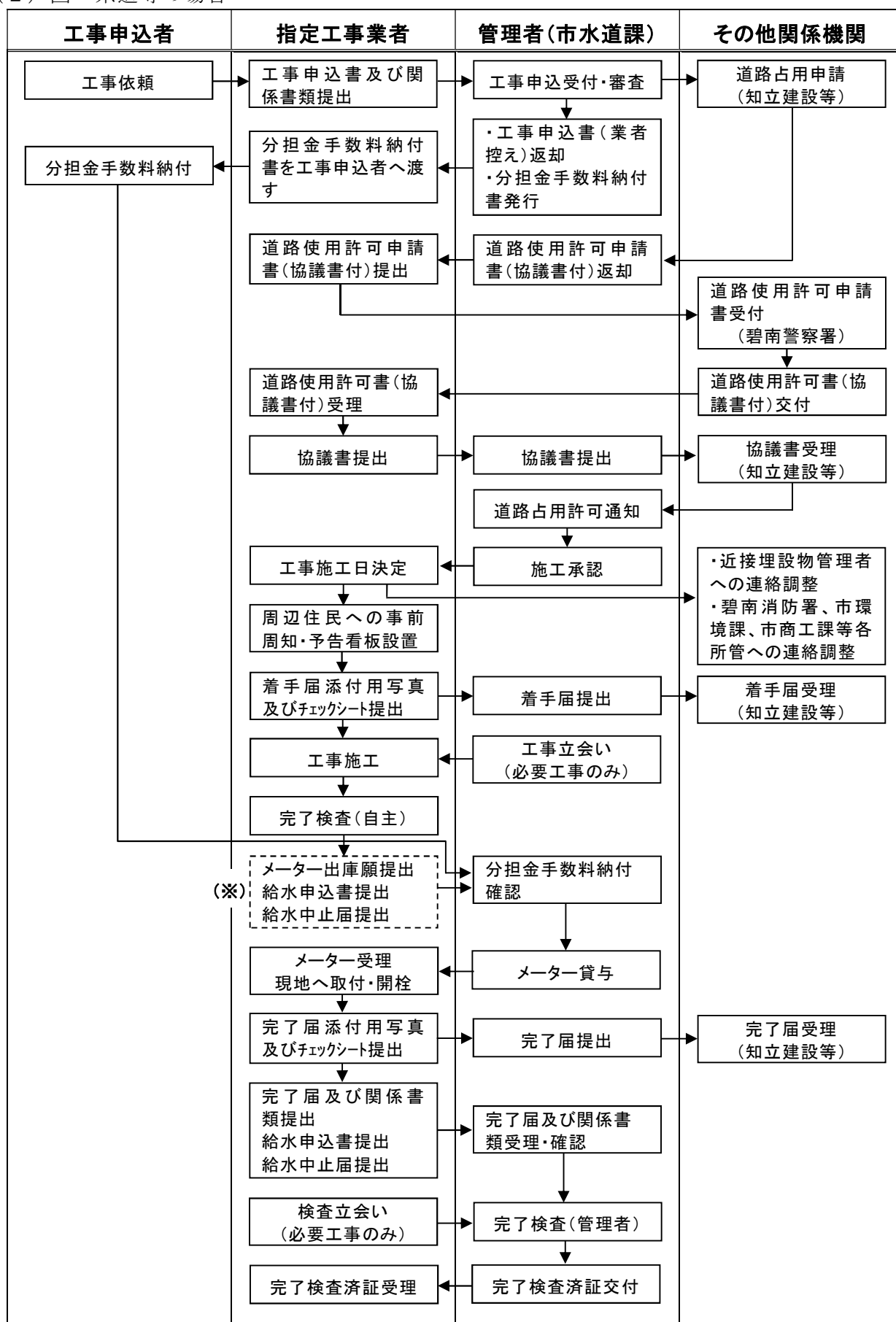
給水装置工事に係る事務手続きフローを次に示す。

(1) 市道の場合



(※) 工事完了前にメーター出庫を求める場合のみ提出すること。該当無き場合は完了届受理時にメーターを貸与する。

(2) 国・県道等の場合



(※) 工事完了前にメーター出庫を求める場合のみ提出すること。該当無き場合は完了届受理時にメーターを貸与する。

2 工事申込書及び関係書類の提出

- (1) 給水装置工事の申込みは、工事申込者から依頼を受けた指定工事業者が、工事施工前に次に掲げる書類を管理者に提出し、設計審査（使用材料の確認を含む。）及び承認を受けなければならない。

ア 給水装置工事申込書（1部）

（ア）申込書用紙は、本基準様式集に掲載した様式を印刷し使用すること。

用紙の仕様：A4サイズ両面印刷、上質紙 110kg（厚さの目安 0.15mm）、白色

（イ）記入方法は、本章第22条第1項のとおりとする。

（ウ）給水台帳図（申請図）の作図方法は、第2章第20条のとおりとする。

イ 給水装置工事申込書の両面コピー（指定工事業者控え）（1部）

ウ 給水装置所有権変更届（1部）

給水装置工事の申込者は、給水装置所有者と同一でなければならない。既設給水装置の所有権（所有者）変更が必要な場合は、工事申込みの事前または同時に給水装置所有権変更届を管理者へ提出すること。

エ 道路占用許可申請書及び道路使用許可申請書（各3部）

道路掘削を伴う工事の場合。なお、市道、国・県道等それぞれに必要な申請書類については、本条第3項のとおりとする。

オ 同意書（土地所有者）（1部）

工事申込者の所有地以外の土地内に給水装置を設置しようとするときは、当該地の土地所有者の同意を得ること。

ただし、同意書が得られず民法第213条の2第1項から第7項に規定された権利を行使する場合は、管理者が認めた場合に限り「土地所有者に通知したことの確認書（任意様式。工事申込者本人の署名のみで可）」の提出に替えることができる。

カ 同意書（家屋所有者）（1部）

工事申込者以外の家屋に給水装置を設置しようとするときは、当該家屋の所有者の同意を得ること。

キ 同意書（支管分岐）（1部）

工事申込者以外 of 既設私有給水管から分岐して給水装置を設置しようとするときは、当該私有給水管所有者及び当該私有給水管から現に給水を受けている支管分岐者全員の同意を得ること。

ク 同意書（支管分岐引込管の増径）（1部）

既設共用給水管より支管分岐により取出ししている引込管口径を増径しようとするときは、当該共用給水管から現に給水を受けている支管分岐者全員の同意を得ること。

ケ 確認書（メーター口径）（1部）

メーター口径選定基準（第2章第7条第2項）よりも小さいメーター口径で工事申

込をしようとするときは、許可を得なければならない。

コ 確認書（引込管口径）（１部）

引込管口径選定基準（第２章第８条第２項）及び管径均等表で算定した適正口径よりも小さい引込管口径で工事申込をしようとするときは、許可を得なければならない。

サ 確認書（メーター設置位置）（１部）

メーターボックスを、基準（官民境界より１．０m以内の民地内）とは異なる位置に設置をしようとするときは、確認書に記載された維持管理等に係る諸条件に同意し確認書を提出したうえで、許可を得なければならない。

シ 確認書（支管分岐）（１部）

支管分岐による引込工事を行おうとするときは、確認書に記載された維持管理等に係る諸条件に同意したうえで、確認書を提出すること。

ス 貯水槽水道施設調査票（１部）

貯水槽を設置しようとするときは、有効容量に関わらず、管理者（水道課）に提出すること。

セ 簡易専用水道施設設置届（１部）

有効容量が１０m³を超える貯水槽を設置しようとするときは、貯水槽水道施設調査票とは別に、「簡易専用水道施設設置届」を碧南市環境課に提出すること。

ソ 共用給水装置の各戸検針及び徴収に関する特別取扱申請書（１部）

中高層集合住宅における共用給水装置の各戸検針及び徴収の取扱いを受けようとするときは、住宅管理者は、管理者と事前協議のうえ本申請書を提出し、承認を受けること。詳細は第６章を参照すること。

タ 集合住宅（各戸検針及び徴収）オートロック措置申請・変更届（１部）

中高層集合住宅における共用給水装置の各戸検針及び徴収の取扱いを受けようとするときは、住宅管理者は、各戸メーターの検針、確認その他各戸検針及び徴収に係る業務を支障なく行うことができる措置について、本届出書を提出すること。

（中高層集合住宅における共用給水装置の各戸検針及び徴収に関する特別取扱要綱第４条第３項）

チ 管理人選任・変更届（１部）

中高層集合住宅における共用給水装置の各戸検針及び徴収の取扱いを受けようとする場合。

ツ 維持管理業者選任・変更届（１部）

中高層集合住宅における共用給水装置の各戸検針及び徴収の取扱いを受けようとする場合。

テ ３階直結直圧給水申請書（１部）

第７章「３階直結直圧給水」の項目に該当する工事を行おうとする場合。

ト ３階直結直圧給水水圧測定記録（１部）

第7章「3階直結直圧給水」の項目に該当する工事を行おうとする場合。

ナ 給水引込管が水路等開渠を横断する工事を行おうとする場合は、事前に水路等管理者と協議を行った結果が確認できる書類（1部）

二 その他管理者において必要と認めた書類

（2）指定工事業者は、工事関係書類の提出に際し、次に掲げる各号について留意すること。

ア 設計審査等に日数を要するため、期日に余裕を持って申請すること。

イ 工事施工にあたり、緊急車両の通行に支障をきたす恐れのある場合は、事前に碧南消防署へ道路工事届出書を提出し、指示に従うこと。

ウ 工事施工にあたり、ゴミ収集車の通行に支障をきたす恐れのある場合は、事前に碧南市環境課へ連絡し、指示に従うこと。

エ 工事施工にあたり、くるくるバス（市内巡回バス）の運行に支障をきたす恐れのある場合は、事前に碧南市商工課へ連絡し、指示に従うこと。

オ 通学路で工事施工しようとする場合は、事前に学校等へ連絡し、指示に従うこと。

カ 建物の新築工事による第1栓だけの申込みは原則避け、屋内工事も記入し申請すること。

キ 付近において、下水道、ガス等他工事が行われる場合は、事前に関係者と協議し、同時施工するなど調整を図ること。

（3）道路占用及び使用許可申請の手続きについては、次に掲げる各号のとおりとする。

ア 申請者及び料金

項 目		市 道	国・県道等
道路 占 用	書類作成	工事店	工事店
	申請書の申請者名	水道課長	市長
	占用料金	免除	免除
道路 使 用	書類作成	工事店	工事店
	申請書の申請者名	工事店	工事店
	使用料金	2,500円	2,500円

イ 申請書必要書類一覧表

申請書類		市道		国・県道等		摘 要
		占用	使用	占用	使用	
1	道路占用許可申請書（表紙）	○	—	—	—	国・県道等の場合は、水道課が作成
2	道路使用許可申請書（表紙）	—	○	—	○	
3	理由書	—	—	○	—	工事を行う理由（目的）を記入
4	占用明細書	—	—	—	—	国・県道等の場合に、水道課が作成

5	前回道路占用許可書	—	—	—	—	国・県道等の場合に、水道課が作成
6	位置図	—	○	○	○	・碧南市全図（縮尺1:2500）上に、施工箇所周囲を赤丸で囲う ・給水管理設箇所を赤色線、撤去箇所を黄色線、配水管を緑色線で図示
7	平面図	—	—	○	○	碧南市全図（縮尺1:500）上に、給水管理設箇所を赤色線、撤去箇所を黄色線、配水管を緑色線で図示
8	迂回路図及び工程表	—	○	○	○	・住宅地図（縮尺1:1500程度）上に、施工箇所の道路を赤色線、通行止めによる迂回道路を緑色線で図示 ・工程表は全工程が3か月以内に完了するように記入 ・工事着手日は、市道の場合は工事申込書提出日より3週間後以降の日付とすること。国・県道等の場合は1.5ヶ月後以降の日付とすること。 ・仮舗装から本舗装までの間は、2週間以上（国県道車道部は4週間程度以上）の養生期間をもうけること
9	公図の写し	—	—	○	—	公図の写し（縮尺1:250～500）上に、給水管理設箇所を赤色線、撤去箇所を黄色線、配水管を緑色線で図示
10	平面図・横断面図・舗装復旧詳細図・管土工図	—	○	○	○	・掘削、埋戻し、路面復旧の設計が、第2章第14条の基準を満たしていることを確認すること ・舗装復旧詳細図には、道路構造物（側溝、水路、歩車道境界ブロック等）を図示するとともに、全幅復旧しない場合は、舗装残幅員（舗装復旧範囲と道路構造物との離隔延長）を記入
11	工作物横断（下越し）の施工方法	—	—	○	—	市が配布する標準図を添付
12	上水道給水管理設工事仕様書	—	○	—	—	市が配布する仕様書（市道用）を添付
13	工事仕様書	—	—	○	○	市が配布する仕様書（国・県道用）を添付
14	交通安全設備図	—	○	○	○	・「愛知県道路工事保安設備設置基準」に基づき、現場状況を反映して作成 ・市道の場合、市が配布する「交通安全設備配置標準図」に該当する交通処理形態がある場合に限り、これを赤色線で囲った図面に替えることができる
15	交通安全施設詳細図	—	○	○	○	市が配布する標準図に、該当する道路標識等を赤色線で囲う
16	道路工事・占用埋設工事に関する打合せ記録	—	○	○	—	他占用事業者（①碧南市下水道課②NTT③中部電力④東邦ガス⑤工業用水【西三河水道事務所】⑥農業用水【碧南市農業水産課】⑦その他）の埋設状況を照会し、市が配布する様式に、照会結果を記入
17	現場写真撮影箇所図	—	—	○	○	写真撮影方向（①右→左 ②左→右 ③正面）を矢印と数字で図示
18	現場写真	—	—	○	○	・給水管理設箇所を赤色線、撤去箇所を黄色線、配水管を緑色線で図示 ・舗装仮復旧範囲を赤色破線、本復旧範囲を赤色実線で図示

※注意事項

（ア）用紙はすべて日本工業規格A4版とする。

（イ）書類を上記表の順で綴じたものを各3部作成すること。

（ウ）市道の場合は工事着手の3週間前までに、国・県道等の場合は1.5ヶ月前

までに、給水装置工事申込書と同時に市水道課へ提出すること。
(エ) 道路占用及び使用許可が下りるまでは、絶対に施工しないこと。

3 工事申込の受付

管理者は、工事申込書及び関係書類の受付を行う。

4 審査

- (1) 管理者は、安全な水の供給と健全な水道事業の運営を行う観点から、本基準に基づき給水装置工事の適正な施行を審査する。
- (2) 指定工事業者は、管理者から申請書類の修正指示を受けた場合は、速やかに修正し再提出を行うこと。

5 道路占用及び使用許可申請書の道路管理者への提出

管理者は、指定工事業者から受理した道路占用許可申請書及び道路使用許可申請書を、各道路管理者へ提出する。

6 分担金・手数料納付書の発行及び書類の返却

- (1) 管理者は、各道路管理者から道路使用許可申請書（協議書添付）の返却を受け次第、速やかに、指定工事業者に分担金・手数料納付書の発行及び書類返却を行う準備が整った旨の連絡を行うものとする。

なお、分担金・手数料納付書及び返却書類は、水道課事務所備付の業者別引出しへ入れるものとする。

- (2) 指定工事業者は、上記により管理者から連絡を受け次第、水道課事務所備付の業者別引出しから、下記の書類を受領すること。

ア 道路使用許可申請書（協議書添付）

イ 分担金・手数料納付書

工事申込者または指定工事業者が、納付書に記載した納期限までに納入すること。

ただし、メーター出庫願または給水装置工事完了届提出時点で納入済みであることが確認できればよい。

ウ 給水装置工事申込書の両面コピー（指定工事業者控え）

(ア) 必要に応じて管理者が指示事項を朱書きしているため、必ず確認すること。

(イ) 工事中はこれを現場に携帯し、申請内容（許可内容）どおりに施工を行うこと。

(ウ) 完了時に完了届とともに完了報告書類として再度提出すること。

(エ) この書類は、管理者が行う完了検査後に合格印を押印し、検査済証として返却する書類であるため、大切に保管すること。

7 道路使用許可申請書の警察署への提出

指定工事業者は、前条第2項により返却を受けた道路使用許可申請書（協議書添付）を、速やかに碧南警察署へ提出すること。

8 道路使用許可書の受理及び協議書の提出

（1）指定工事業者は、碧南警察署から道路使用許可書（協議書添付）の交付を受け次第、速やかに協議書（1枚）を、市水道課へ提出すること。

なお、道路使用許可書は自社保管し、工事現場に携帯すること。

（2）管理者は、上記により受理した協議書を各道路管理者へ提出し、道路占用許可通知を受けるものとする。

ただし、市道の場合、許可通知書類は発行されない。国・県道等の場合、占用許可書が発行される。

9 施工承認

（1）市道における工事の場合、指定工事業者が管理者へ協議書の提出を行ったことをもって、施工承認とする。

（2）国・県道における工事の場合、管理者は、道路管理者から道路占用許可通知を受理次第、指定工事業者に対し施工承認の連絡をおこなうものとする。

（3）前2項に関わらず、道路占用及び使用許可申請を伴わない工事の場合、指定工事業者は本章第6条第2項イ及びウの書類を受領した時点で、工事着手してよいものとする（施工承認）。

10 関係各所管理者への連絡調整及び地元周知

（1）近接埋設物がある場合は、必要に応じて、埋設物管理者へ施工日の連絡や事前立会の実施など、最終調整を図ること。

（2）工事施工にあたり、緊急車両、ゴミ収集車、くるくるバス（市内巡回バス）の運行に支障が生じる場合は、各所管理者（それぞれ碧南警察署、碧南市環境課、碧南市商工課へ施工日の連絡を行うなど、最終調整を図ること。

（3）通学路で工事施工する場合は、関係する学校等へ施工日の連絡を行うなど、最終調整を図ること。

（4）周辺住民へ工事施工の事前周知を行うとともに、工事予告看板の設置等を行うこと。

11 工事着手届の提出

（1）国・県道等において道路掘削工事を行う場合、指定工事業者は、管理者から施工承認連絡を受けた後、道路占用及び使用許可条件及びチェックシート（道路管理者指定の様式）に基づいて工事現場に予告看板等を設置した後、看板類の写真撮影を行うこと。

- また、工事着手の 7 日前までに、写真及びチェックシートを市水道課へ提出すること。
- (2) 市水道課は、工事着手届に、前項により受理した写真及びチェックシートを添付し、道路管理者へ提出するものとする。

1 2 工事施工

工事施工にあたっては次の各項に留意すること。

- (1) 本基準、道路占用使用等の許可条件及び工事期間を厳守し、適切に施工すること。
- (2) 許可条件に基づく十分な保安設備の設置を行うこと。
- (3) 周辺住民からの苦情に適切に対応すること。
- (4) 工事責任者を配備し、直ちに連絡がとれるようにしておくこと。
- (5) 無断、無届工事は絶対に行わないこと。
- (6) 工事施工中は、工事責任者が必ず「給水装置工事申込書の両面コピー（指定工事業者控え）」を現場に携帯するとともに、次の各号に留意すること。
- ア 申請内容（許可内容）どおりに施工を行うこと。
- イ 申請内容（許可内容）に変更が生じる場合は、必ず施工の事前に管理者に報告し、変更許可を得たうえで施工すること。なお、変更が生じた場合は、図面を朱書き訂正し、変更内容を記録すること。
- ウ 完了時に完了届とともに完了報告書類として再度提出すること。
- エ この書類は、管理者が行う完了検査後に合格印を押印し、検査済証として返却する書類であるため、大切に保管すること。
- (7) 工事施工時、「給水装置工事写真撮影要領（兼チェックシート）（第 2 章第 21 条）」に基づき、施工状況写真の撮影を行うこと。

1 3 工事立会い

指定工事業者は、断水を伴う工事で配水管上の仕切弁の操作を必要とする場合は、管理者の立会いのもとに行うものとする。但し、管理者が特に認めたものはこの限りではない。

1 4 完了検査（指定工事業者が行う自主検査）

指定工事業者の主任技術者は、自社による検査を行わなければならない。なお、検査項目は、次の各項のとおりとする。

- (1) 「給水装置の構造及び材質の基準」との適合検査
- 給水装置の構造及び材質が、法第 16 条及び施行令第 6 条に定める基準に適合しているか。
- (2) 施工の適正検査
- 給水装置全体（末端給水栓まで）の配管、接合、工法及び材質が適正であるか。また、本基準に定める基準に適合しているか。

(3) 耐圧試験

ア 配水管との分岐部から第1止水栓（仕切弁）までの間と、メーター以降下流側の末端給水栓までの間の耐圧試験を行うこととし、原則として水圧テストポンプを使用すること。

なお、配管等の条件から耐圧試験ができない場合は、管理者と協議すること。

イ 配水管との分岐部から第1止水栓（仕切弁）までの間の耐圧試験は、1.00MPaに加圧し1分間以上保持させ、水圧の低下の有無を確認すること。

ウ メーターより下流側の直圧部の末端給水栓までの間の耐圧試験は、1.75MPaに加圧し1時間以上保持させ、水圧の低下の有無を確認すること。

エ 導水系統（受水槽より下流側の末端給水栓まで）では、その系統の最高使用圧力の2倍（ただし、最小圧力0.75MPa）に加圧し1時間以上保持させ、水圧の低下の有無を確認すること。

(4) 水質検査

ア 配水管との分岐部において、残留塩素濃度測定を行い、0.1mg/ℓ以上であるかの検査を行うこと。

イ 給水装置全体（末端給水栓まで）において、他水施設との誤接合が無く水道水であることの確認のため、水質（残留塩素濃度、色、濁り、臭気、味）に異常が無いことを検査すること。

(5) 書類検査

ア 実際の施工内容と給水台帳図（完成図）の記載内容を照合すること。不備があれば責任をもって手直しを行ったうえで、相違が無いことを確認すること。

イ 給水装置完了届をはじめとした、完了後に管理者へ提出する書類の内容に誤りが無いことを確認すること。

1.5 水道メーター出庫願の提出

(1) 水道メーターは原則、申請工事内容の全てが完了し、完了届の提出を受けた時点で貸与（出庫）するものとする。

ただし、申請工事内容の全てが完了する前に水道メーターの貸与を求める場合、指定工事業者は、完了届の提出前に、次の各号の書類を管理者に提出しなければならない。

ア 水道メーター出庫願（1部）

イ 給水申込書及び給水中止届（各1部）

（ア）新設工事の場合は、必ず給水申込書を提出すること。

（イ）改造工事のうち、現時点で閉栓中である場合は、必ず給水申込書を提出すること。

（ウ）改造工事のうち、現使用者を新たな使用者に変更する場合は、現使用者の給水中止届及び新たな使用者の給水申込書を提出すること。

（エ）改造工事のうち、口径変更を伴う工事の場合は、口径変更前の使用者（現使用者）

の給水中止届及び口径変更後の使用者（現使用者と同一である場合を含む）の給水申込書を提出すること。（注：水道料金契約口径が変更となるため必要である。）

ウ 分担金・手数料領収書（またはその写し）

近々に納付し、金融機関から管理者へ納付があった旨の情報が入っておらず納付の確認ができない場合に限り、提出を求める。

（２）管理者は、前項の書類に不備がないときは、完了届を受理する前にメーターを貸与できるものとする。なお、メーター貸与の手続きは、本章第 17 条に示すとおりとする。

（３）申請工事内容の全てが完了した後にメーターの貸与を受ける場合は、水道メーター出庫願の提出は行わないこと。この場合の手続きは、次条に示すとおりとする。

1 6 完了届及び関係書類の提出

指定工事業者は、申請工事内容の全てが完了した後、次の各項に掲げる書類を速やかに管理者に提出しなければならない。

（１）給水装置工事完了届（１部）

ア 申込書用紙は、本基準様式集に掲載した様式を印刷し使用すること。

用紙の仕様：A 4 サイズ両面印刷、上質紙 110kg（厚さの目安 0.15mm）、白色

イ 記入方法は、本章第 22 条第 2 項を参照すること。

ウ 給水台帳図（完成図）の作図方法は、第 2 章第 20 条を参照すること。

（２）工事施工写真（１部）

給水装置工事写真撮影要領（兼チェックシート）（第 2 章第 21 条）に基づき撮影した写真を提出すること。

（３）給水装置工事申込書の両面コピー（指定工事業者控え）（１部）

（４）給水申込書及び給水中止届（各 1 部）

ア 新設工事の場合は、必ず給水申込書を提出すること。

イ 改造工事のうち、現時点で閉栓中である場合は、必ず給水申込書を提出すること。

ウ 改造工事のうち、現使用者を新たな使用者に変更する場合は、現使用者の給水中止届及び新たな使用者の給水申込書を提出すること。

エ 改造工事のうち、口径変更を伴う工事の場合は、口径変更前の使用者（現使用者）の給水中止届及び口径変更後の使用者（現使用者と同一である場合を含む）の給水申込書を提出すること。（注：水道料金契約口径が変更となるため必要である。）

オ 新設工事のうち、完了届の提出後、メーター貸与時点において閉栓（使用者無し）の状態を希望する場合は、完了届表面「新設閉栓」欄の□にチェック印を記入すること。

（５）分担金・手数料領収書（またはその写し）

近々に納付し、金融機関から管理者へ納付があった旨の情報が入っておらず納付の確

認ができない場合に限り、提出を求める。

- (6) 国・県道等において道路掘削を伴う工事を行った場合は、本条第2項の工事施工写真に加え、チェックシート（道路管理者指定の様式）を市水道課へ提出すること。

市水道課は、工事完了届（道路管理者指定の様式）に、受理した工事施工写真及びチェックシートを添付して、道路管理者へ提出するものとする。

17 メーターの貸与

- (1) 管理者は、前2条により受理した書類に不備が無いこと及び分担金・手数料が納入済みであることを確認したうえで、メーターを貸与する。
- (2) 指定工事業者は、貸与を受けたメーターを現地に取付け、止水栓を開栓状態とすること。
- (3) 前項に関わらず、新設閉栓（前条第4項オ号 参照）の対象物件の場合、メーター取付けした後、必ず閉栓状態としたうえで丙止水栓のレバーを取り外し、市水道課に返却しなければならない。

また、改造閉栓（改造工事のうち、メーター貸与時点で使用者が無く閉栓状態の維持を希望するもの）の対象物件の場合は、止水栓を開栓状態に変えてはならない。必ず閉栓状態のままとすること。

- (4) 集合住宅等で複数のメーターを設置する場合、指定工事業者はメーターの蓋裏に、マジック等で部屋番号を記入すること。

18 完了検査（管理者が行う検査）

- (1) 工事完了後、管理者は完了検査を行うものとする。
- (2) 集合住宅、大規模事業所または開発事業等の工事において、管理者が行う検査に主任技術者立会いの求めを受けた場合は、主任技術者は立会わなければならない。
- (3) 管理者が行う完了検査は、次の各号のとおりとする。

ア 書類検査

給水台帳図（完成図）等受理書類と現地とが一致しているか。相違が認められる場合は訂正を指導する。

イ 「給水装置の構造及び材質の基準」との適合検査

給水装置の構造及び材質が、法第16条及び施行令第6条に定める基準に適合しているか。

ウ 出来栄検査

配水管との分岐部からメーターまでの給水装置の配管、接合、工法及び材質が適正であるか。また、本基準に定める基準に適合しているか。

また、施工された給水装置に故障や漏水等の異常が無いか。

エ 通水検査

支管分岐を伴う工事の場合、各戸のメーターと給水装置の整合が取れているか。

オ 水質検査

引込みを伴う工事の場合、残留塩素濃度が、 0.1 mg/l 以上であるか。

取水した水の色、濁り、臭気及び味を観察し、異常がないか。

カ 路面復旧等の仕上がり状態の確認

路面及び側溝等道路構造物の復旧状態に不備が無いか。

キ その他の検査

前各号の他、管理者が必要と認めた検査を行うものとする。

- (4) 指定工事業者は、管理者が行う検査において不合格と指摘された場合は、速やかに修正を行い、管理者に報告を行ったうえで、再度検査を受けなければならない。

19 完了検査済証の交付

管理者は、完了検査結果が合格の場合は、検査合格済証として、給水装置工事申込書の両面コピー（指定工事業者控え）に合格印（「完成」の文字）を押印し、指定工事業者へ返却するものとする。

20 給水装置工事記録の保存

指定工事業者は、施行した給水装置工事に係る記録を作成し、作成の日から3年間保存しなければならない。なお、記録すべき内容は、施行規則第36条第6項各号のとおりとする。

21 工事申請内容の変更及び申請の取下げ

- (1) 指定工事業者は、工事申込書の提出後に、申請内容に変更等が生じた場合は、「給水装置工事申込書変更届」を管理者に速やかに提出し、指示に従わなければならない。
- (2) 指定工事業者は、工事申込書の提出後に、申請を取り下げる場合は、「給水装置工事申込書取下書」を管理者に速やかに提出し、指示に従わなければならない。
- (3) 既に納入された分担金及び手数料は、還付しない。ただし、工事着手前に承認を受けた工事の取下げを申し出た場合その他特に管理者が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 既に納入された分担金及び工事検査手数料の返金が生じる場合は、「還付金口座振込申出書」を提出すること。
- (5) 既に設計審査済みである工事申請については、申請の取下げを申し出た場合でも、設計審査手数料の還付は行わない（納入前である場合は徴収する）。

2 2 工事申込書及び工事完了届作成要領

(1) 給水装置工事申込書の作成要領（兼チェックリスト）

番号	内 容	記載方法	チェック
①	日付欄	工事申込書提出日を記入	
②	工事申込者（給水装置所有者）	・工事申込者（給水装置所有者）の郵便番号、住所、氏名、フリガナ、電話番号、生年月日を記入 ・押印不要 ・改造工事の場合、工事申込者が既設給水装置の所有者（現所有者）と同一でなければ申請受付できない。異なる場合は所有権変更届を提出して所有者を変更するか、現所有者名で工事申請を行うこと。	
③	現給水装置所有者名	改造工事の場合に限り、申請時点の給水装置所有者名を記入	
④	現水道使用者名	改造工事の場合に限り、申請時点の水道使用者名を記入	
⑤	現メーター口径	改造工事の場合に限り、申請時点のメーター口径を記入	
⑥	現メーター番号	改造工事の場合に限り、申請時点のメーター番号を記入	
⑦	給水装置の種類	「専用栓」、「共用栓」、「臨時栓」を選択 種別は第1章第4条を参照	
⑧	工事の種別	「新設」、「改造」、「修繕」を選択 種別は第1章第5条を参照	
⑨	申込口径	申込メーター口径を記入 Φ13、20、25、40、50、75、100、150、200	
⑩	給水装置設置場所	・給水装置を設置する場所の地番を1筆のみ記入（注：複数地番の記入はありえない） ・必ず公図を確認すること（市税務課で確認可能） ・施設名称がある場合は、アパート名、店舗名、施設名等を記入 ・区画整理地内の場合は、底地番（公図で要確認）とブロック番号を確認し記入（市都市整備課で確認可能） ・最近分筆をした場合は、公図の写しを提出すること	
⑪	口径変更	改造工事のうち、メーター口径の変更を伴う場合は「有」を選択し、口径を記入（例：13mm から 20mm に変更）。それ以外は「無」を選択。	
⑫	附帯工事	配水管工事を要する場合（新設、増径を問わない）は「必要」を選択。不要の場合は「必要無し」を選択。	
⑬	貯水槽	貯水槽を設置する場合（新設、取替を問わない）は「有」を選択し、有効容量を記入。設置しない場合は「無」を選択 （注：有効容量とは、使用可能な水量のことで、水槽の規格容量ではないので注意すること）	
⑭	所有権変更	・給水装置所有権の変更を要する場合は「必要」を、不要の場合は「必要無し」を選択 ・所有権変更手続き完了後、「済」欄にチェック印を記入	
⑮	給水管の引込	道路を掘削し引込管を布設する場合は「要引込」を、既設引込管を流用する場合は「引込済」を選択	

⑩	既設給水管撤去	・改造工事で既設給水管の撤去を要する場合は「必要」を、それ以外は「必要無し」を選択 ・撤去工事完了後、「済」欄にチェック印を記入	
⑪	支管分岐	・1本の給水引込管から民地内で分岐してメーターを設置する場合は「有」を、それ以外は「無」を選択 ・「有」の場合、括弧内に親水栓（または支管分岐元）のお客様番号を記入	
⑫	工事着手・完了予定日	申請工事の着手予定日及び完了予定日を記入	
⑬	道路種別	給水管（新設、既設を問わない）の引込対象道路種別を選択 （市土木港湾課で確認すること）	
⑭	配水管の管種・口径	給水管を分岐する（または現にしている）配水管の管種及び口径を記入 （市水道課で確認すること）	
⑮	指定給水装置工事事業者	名称、指定番号、電話番号、主任技術者の氏名及び免許交付番号を記入	
⑯	屋内給水栓（蛇口）の数	・屋内の給水栓の数量（新設と既設の合計）を記入 ・「第2章第7条第2項 ア ただし書き」に留意し計上すること	
⑰	分担金・手数料等の表示	水道課記入欄のため、記入しないこと ・分担金及び手数料収納済通知書に記載される「通知番号」を、整理番号欄に記入 ・分担金額を、分担金金額欄に記入 ・金融機関から収納済情報を受理した後、収納確認欄に収納日を記入	
⑱	付近見取地図	第2章第20条の規定に従い製図すること	
⑲	給水管引込詳細図	同上	
⑳	平面図及び立体図	同上	

水道技術管理者	課 長	補佐・係長	係	お 客 様 番 号
				受 付 番 号



碧南市水道事業
碧南市長 殿

給水装置工事申込書

① 令和 年 月 日

② 工事申込者 (給水装置所有者)	〒	—
	住 所	
	(フリガナ)	
	氏 名	
	電 話	— —
	生年月日	年 月 日

下記のとおり給水装置工事を施工したいので承認して下さい。

③	現給水装置所有者		現水道使用者		④
⑤	現メーター口径	φ mm	現メーター番号		⑥
⑦	給水装置の種類	☐ 専用栓 ☐ 共用栓 ☐ 臨時栓	申込口径	mm	⑨
⑧	工 事 の 種 別	☐ 新 設 ☐ 改 造 ☐ 修 繕			
⑩	給水装置設置場所	碧南市 町 丁目 番地	(施設名称)		
			(区画整理ブロック番号)	土地区画整理事業 B	
⑪	口 径 変 更	☐ 無 ☐ 有 mmから mmに変更	貯水槽	☐ 無 ☐ 有	⑬
⑫	附 帯 工 事 (※配水管布設工事)	☐ 必要無し ☐ 必要		(有効容量) m3	
⑭	所 有 権 変 更	☐ 必要無し ☐ 必要 (☐ 済)	給水管の引込	☐ 引込済 ☐ 要引込	⑮
⑯	既設給水管撤去	☐ 必要無し ☐ 必要 (☐ 済)	支管分岐	☐ 有 () ☐ 無	⑰
⑱	工事着手予定日	令和 年 月 日	工事完了予定日	令和 年 月 日	
⑲	道 路 種 別	☐ 市道 ☐ 県道 ☐ 国道 ☐ 赤道 ☐ 通路 ☐ 私道 ☐ その他 ()			
⑳	配水管の管種・口径	☐ HIVP ☐ VP ☐ DIP ☐ CIP ☐ PEP ☐ その他 ()、φ mm			
㉑	指定給水装置 工事事業者	名称	指定番号	電話	— —
		主任技術者氏名	免許交付番号	第	号
㉒	屋内給水栓(蛇口)の数	栓			
	備 考				

《注》□印には該当する箇所に☑印を付けて下さい。

※下記には記入しないで下さい。(市記入欄)

㉓	分 担 金 ・ 手 数 料 等 の 表 示			
	区 分	整 理 番 号	金 額	精 算 金 額
	分 担 金		円	
	設計審査手数料		200円	
	工事検査手数料		300円	

給水台帳図（申請図）

付近見取地図 ②④	給水管引込詳細図 官民境界線 民地 公道 ← オフセット → ②⑤ 給水管土被り m 配水管土被り m 給水管の管種・口径 φ 配水管の管種・口径 φ
平面図及び立体図 ②⑥	

(2) 給水装置工事完了届の作成要領 (兼チェックリスト)

番号	内 容	記載方法	チェック
①	日付欄	完了届提出日を記入	
②	指定給水装置工事事業者	名称、指定番号を記入 押印は不要	
③	工事の種別	「新設」、「改造」、「修繕」を選択	
④	申込口径	申込メーター口径を記入	
⑤	給水装置設置場所	- 給水装置を設置する場所の地番を1筆のみ記入。原則工事申込書に記入した設置場所と同地番を記入。ただし、完了届提出時点で地番に変更が生じた場合は、変更後の地番を記入。 - 施設名称がある場合は、アパート名、店舗名、施設名等を記入 - 区画整理地内の場合は、底地番とブロック番号を記入 - 工事申込後に分筆登記が行われ、申請地番の変更が生じた場合は、公図の写しを提出すること	
⑥	完了年月日	給水装置工事完了日を記入	
⑦	新設閉栓チェック欄	新設工事において、メーター貸与時点の水道使用者（水道料金支払者）を無しとする場合（閉栓状態とする場合）のみ、チェック印を記入	
⑧	移譲移管届兼メーター保管証の承諾欄	- 工事完了後の給水引込管の移譲移管及び貸与を受けたメーターの保管に関する注意事項に、工事申込者（給水装置所有者）本人が承諾したうえで、住所、氏名、記入日を記入 - 個人の場合は、自署または記名押印。法人の場合は、記名押印。	
⑨	量水器情報欄	- 水道課使用欄のため記入しないこと - メーターの貸与を行った場合は、口径、番号、貸与年月日及び貸与時の指針を記入 - 改造工事において、メーターの貸与を行わない場合は、既設メーターの口径及び番号のみを記入し、貸与年月日及び貸与時の指針欄には斜線を記入	
⑩	旧量水器情報欄	- 水道課使用欄のため記入しないこと - 口径変更を伴う改造工事の場合、返却を受けた既設メーター（旧メーター）の口径、番号、返却年月日及び返却時の指針を記入	
⑪	完了検査情報欄	- 水道課使用欄のため記入しないこと - 完了検査実施結果を記入	
⑫	給水装置設置場所	- 給水装置を設置する場所の地番を1筆のみ記入 - 施設名称、区画整理ブロック番号も記入	
⑬	付近見取地図	給水装置工事申込書裏面の給水台帳図（申請図）と同様に製図すること	
⑭	給水管引込詳細図	- 配水管及び給水引込管の管種及び口径を正しく記入すること - 配水管のオフセット並びに配水管及び給水引込管の埋設土被りを、実寸法で正しく記入すること。 ただし、給水管引込工事を行わない場合は、掘削しておらず不明のため、記入しないこと。	

⑮	平面図及び立体図	・給水台帳図（申請図）を基に、必ず工事施工した実際の状態に図面修正を行うこと（記号、文字、数値を含めた全てを修正すること） ・隣地境界から給水引込管までの離隔距離を、施工時に測定した実寸法で正しく記入すること ・メーターボックス設置位置を正確に図示したうえで、官民境界及び隣地境界からの離隔距離を、施工時に測定した実寸法で正しく記入すること ・既設給水引込管の撤去を行った場合は、平面図及び立体図に図示すること。また、「既設給水引込管全撤去」の文字と、配水管との分岐部の閉栓方法（例：サドル付分水栓キャップ止め、チーズ管を撤去し直管に布設替）を記入すること。	
⑯	指定給水装置工事事業者名	事業者名を記入	
⑰	製図年月日	給水台帳図（完成図）に誤りが無いことを最終確認したうえで、完成図製図日を記入 《注》給水台帳図（完成図）は、管理者及び工事申込者（給水装置所有者）が永久的に保管する非常に大切な図面であることを十分認識し、完了届提出前に誤りが無いことを今一度よく確認すること	

水道技術管理者	課 長	補佐・係長	係	お 客 様 番 号
				受 付 番 号



給水装置工事完了届

①	令和	年	月	日
②	指定給水装置 工事事業者	名 称		
		指定番号		

下記のとおり給水装置工事が、給水台帳図（完成図）のとおり完成したので完了検査をお願いします。

③	工 事 の 種 別	☐ 新 設	☐ 改 造	☐ 修 繕	申込口径		mm	④
⑤	給水装置設置場所	碧南市 町 丁目 番地						
⑥	完了年月日	令和 年 月 日						
⑦	新設閉栓	☐	←メーター貸与時点で閉栓（水道使用者無し）の状態とする場合のみ☑印を記入して下さい。					

移譲移管届 兼 メーター保管証

1. 工事申込により布設した給水引込管（配水管との分岐部から第1止水栓までの間の給水装置）は、工事完了後直ちに市に移譲移管します。
2. 貸与を受けたメーターは清潔に保管し、設置場所には将来に渡りメーターの検針、取替及び修理等の妨げになるような物件または工作物を設置することはありません。
3. メーター設置場所の変更等改善指示を受けた場合は、当方の費用で速やかに対応します。
4. 万一、メーター保管中故意または過失により当該メーターを亡失、若しくは破損した場合は、市から指示のあった損害額を弁償します。

上記の内容について承諾します。 令和 年 月 日

⑧	工事申込者 (給水装置所有者)	住 所	
		氏 名	⑨
※自署または記名押印（法人の場合は記名押印）			

※下記には記入しないで下さい。（市記入欄）

⑨	量 水 器	口径	mm	番号	P A B	貸与時の指針	m3		
		貸与年月日	令和	年	月	日			
⑩	旧量水器 (※口径変更の場合のみ記入する)	口径	mm	番号	P A B	返却時の指針	m3		
		返却年月日	令和	年	月	日			
⑪	完了検査	検査日	令和	年	月	日	検査員	⑩	
		主任技術者立会	☐ 有	☐ 無	水質検査	☐ 必要(※)	☐ 必要無し		
		水質検査結果 (※)	検査項目	判定基準	検査結果				
			残留塩素	0.1mg/ℓ以上					
			色	観察により異常でないこと	☐ 異常あり	☐ 異常無し			
		濁り	観察により異常でないこと	☐ 異常あり	☐ 異常無し				
完了検査結果	☐ 合格	☐ 不合格							

給水台帳図（完成図）

お客様番号

12	給水装置 設置場所	碧南市	町	丁目	番地		
	付近見取地図	13					
給水管引込詳細図						14	
官民境界線							
民地 公道							
オフセット							
給水管土被り							
配水管土被り							
給水管の管種・口径		配水管の管種・口径					
φ		φ					
平面図及び立体図		15					
16	指定給水装置工事事業者名	製図年月日		令和	年	月	日

第4章 給水装置の移譲移管と維持管理

1 給水装置の移譲移管

(1) 給水装置の移譲移管範囲は次のとおりとする。

ア 給水装置のうち、給水引込管については、当該給水装置工事の完了後直ちに市に移譲移管するものとする。

イ 給水引込管とは、配水管との分岐部から第1止水栓までの間の給水装置をいう。ただし、メーターボックス及び第1止水栓筐は含まない。

(2) 前項の規定により移譲移管を受けた給水装置の所有権は市に帰属し、市は責任をもって管理するものとする。(施行規程第8条)

2 給水装置の維持管理

水道使用者、給水装置所有者または管理人（以下「水道使用者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、または漏水しないよう給水装置を管理しなければならない。

3 メーターボックス及び止水栓（または仕切弁）筐の維持管理

(1) メーターボックス及び止水栓（または仕切弁）筐は、内部のメーター及び止水栓（または仕切弁）の適正な機能を保てるよう、土砂や舗装材などで埋まらないように、水道使用者等が善良な注意をもって管理しなければならない。なお、機能に支障が生じた場合は、水道使用者等が修復しなければならない。

(2) メーターボックス及び止水栓（または仕切弁）筐に破損等が生じたときは、水道使用者等が速やかに修繕しなければならない。

4 メーターの維持管理

(1) 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

(2) 水道使用者等は、前項に規定する管理を怠ったために、メーターを亡失し、または損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。ただし、非常災害その他やむを得ない理由によりメーターを亡失し、または損傷した場合は、この限りでない。

(3) 使用廃止または口径変更により撤去したメーターは、速やかに管理者に返納しなければならない。

(4) 公設メーターは、検定有効期間内に、管理者が取り替える。

(5) 私設メーターは、検定有効期間内に、水道使用者等が取り替えなければならない。

5 給水装置の水質における責任分界

給水装置の水質における管理者の責任分界は、末端給水栓までとする。ただし、給水方

式が貯水槽方式の場合においては、貯水槽への給水口までとする。

第5章 貯水槽給水

1 貯水槽の維持管理

(1) 簡易専用水道の場合

有効容量が10立方メートルを超える貯水槽（法でいう簡易専用水道）の設置者は、法令等（法第34条の2、施行規則第55条及び56条、条例第36条及び37条）の定めるところにより、定期清掃等適切な維持管理を行うとともに、管理の状況に関する定期検査を受けなければならない。

(2) 簡易専用水道以外の場合

有効容量が10立方メートル以下の貯水槽の場合でも、装置の設置者は、供給規程（条例第37条第2項、施行規程第24条）の定めるところにより、定期清掃等適切な維持管理を行うとともに、管理の状況に関する定期検査を行うよう努めなければならない。

2 貯水槽の届出

(1) 貯水槽を設置しようとする者は、有効容量に関わらず、給水装置工事申込書の提出と同時に、「貯水槽水道施設調査票」を碧南市水道課に提出しなければならない。

(2) 有効容量が10立方メートルを超える貯水槽（簡易専用水道）の設置者は、前項とは別に「簡易専用水道施設設置届」を碧南市環境課に提出しなければならない。

3 貯水槽の有効容量

(1) 貯水槽の有効容量は、計画一日使用水量の1／2程度（4／10～6／10が標準）が望ましいが、使用時間及び使用水量の時間的变化を考慮して決定すること。

また、有効容量は、計画一日使用水量を超えてはならない。

なお、有効容量の検討にあたっては、第2章第7条第3項の表を参考とすること。

(2) 水槽は消火用、雑用等の他用途水槽と兼用しないこと。

(3) 給水負荷の変動に対して、容易に容量の変更が可能のように施工すること。

4 貯水槽への給水量制限

管理者は、配水管に比べて最大給水量が過大と判断した場合は、給水時間または給水量を制限するための修繕工事を指導することがある。

第6章 中高層集合住宅における共用給水装置の各戸検針及び徴収に関する基準

1 基本事項

中高層集合住宅において、共用給水装置の各戸検針及び徴収を行う場合の手続き方法等については、「中高層集合住宅における共用給水装置の各戸検針及び徴収に関する特別取扱要綱（以下「要綱」という。）」の基準によるものとする。

2 用語の定義

この基準において、次の各項に掲げる用語の意義は、次の各項の定めるところによる。

（１）中高層集合住宅

1棟が地上3階建て以上で、2戸以上が共同で使用している住宅用または店舗付住宅用建物をいう。ただし、店舗等の非住宅部分は含まない。

（２）各戸検針

中高層集合住宅において、独立して用いられる居室ごとに設置されたメーター（以下「各戸メーター」という。）を検針し、使用水量を計算することをいう。

（３）各戸徴収

各戸検針で算出した各戸メーターの使用水量に基づき計算した各戸に係る水道料金を、各戸において水道を使用する者から徴収することをいう。

（４）住宅管理者

当該集合住宅の所有者、管理組合等の代表者、それらの者から当該集合住宅の管理を委託された法人等の代表者その他当該集合住宅を代表する正当な資格を有する者であって、給水装置工事申込書においては使用者をいう。

3 各戸検針の方式

各戸検針は、次の各項のいずれかの方式によるものとする。

（１）直読検針方式

各戸ごとに設置した公設メーターにより検針を行う方法。

（２）集中検針方式

所有者が設置した私設メーター及び集中検針装置により各戸ごとの使用水量の検針を行う方法。なお、各戸ごとに設置された私設メーターが示す指針は遠隔で集中検針装置に送られる構造であり、私設メーターの直接検針は行わない。

4 申請等手続き

（１）中高層集合住宅における共用給水装置の各戸検針及び徴収の取扱いを受けようとするときは、住宅管理者は、管理者と事前協議のうえ、あらかじめ「共用給水装置の各戸検

針及び徴収に関する特別取扱申請書」を提出し、承認を受けなければならない。(施行規程第 18 条、要綱第 5 条)

- (2) 管理者は、住宅管理者との間に、「共用給水装置の各戸検針及び徴収に関する特別取扱契約」を締結するものとする。

なお、住宅管理者は、親メーターまたは第 1 止水栓以降の給水装置及び貯水槽以降の装置の維持管理、検針及び徴収に係る協力を、責任を持って実施しなければならない。

5 直読検針方式メーター設置基準

直読検針方式によりメーター（公設メーター）を設置するときは、次の各号により施工すること。

- (1) メーター位置における最大圧力（静水圧）は、 0.4Mpa 以下とする。
- (2) メーターの口径は 13mm とする。
- (3) 各戸メーターは、第 2 章第 11 条の規定を厳守して設置しなければならない。
- (4) メーター前後の配管構造は、第 2 章第 12 条の規定を厳守しなければならない。

6 集中検針方式に係る基準

- (1) 集中検針装置設置条件

集中検針装置を設置する場合の条件は、次の各号のとおりとする。

ア 維持管理

(ア) 各戸メーター（私設メーター。以下、同じ）及び集中検針盤は、常に良好に作動するよう管理すること。

(イ) 各戸メーター及び集中検針盤を取替、修理または移設する場合は、管理者に届け出ること。

イ オートロック装置を設置する建物は、「集合住宅（各戸検針及び徴収）オートロック措置申請・変更届」により、解錠方法を管理者に届け出ること。

ウ 各戸メーターの取替え

(ア) 検定期間が満了する各戸メーターは、住宅管理者がその期間内に新有効期限のものに取り替えなければならない。

(イ) 集中検針装置は、住宅管理者が各戸メーターの取替えに合わせて取り替えなければならない。ただし、製造メーカーによる検査を行い、継続使用が可能である旨の書面が提出されたときに限り継続使用を認める。

- (2) 集中検針装置設置基準

集中検針装置を設置する場合は、次の各号を厳守しなければならない。

ア 型式

(ア) 各戸メーター

i) 各戸メーターは、計量法で定める型式承認を得たもので、検定有効期限内のもの

のとする。

ii) 各戸メーターは、記憶装置付きまたは電子式の遠隔指示式メーターとする。

iii) 記憶装置は、各戸メーターと着脱自在の構造であること。

(イ) 集中検針盤

i) 集中検針盤は、メーターの指針を手動及び自動で直接読み出し、表示できるものとする。

ii) 集中検針盤は、住居番号と指針を数字表示できるものとし、最大表示目盛りは4桁とする。

iii) 一盤への収容は、1棟分を原則とする。隣接棟も併せて収容可能な場合は、この限りではないが、その場合は棟番号を表示できるものとする。

iv) 読み出し順位は、住居番号順とし、非居住用は住居用の末尾とする。

イ 設置基準

(ア) 各戸メーター

i) 各戸メーターは、第2章第11条の規定を厳守して設置しなければならない。

ii) 各戸メーター前後の配管構造は、第2章第12条の規定を厳守しなければならない。

iii) 散水栓は、集中検針に含み、各戸メーターを設置すること。

(イ) 集中検針盤

i) 集中検針盤は、建屋内1階の見やすい場所に設置すること。

ii) 集中検針盤の取付高さは、中心部が床面から1.5mの高さを基準とすること。

iii) 集中検針盤の扉は、開閉が容易な構造とし、表面に「水道メーター集中検針盤」の文字表記をすること。

iv) 集中検針盤の扉は施錠できるものとし、盤の鍵はタキゲンA147を使用すること。

(3) 工事完了検査

工事が完了したときは、メーター製造業者の総合点検表を提示し、管理者の検査を受けなければならない。

第7章 3階直結直圧給水

1 対象建物

3階直結直圧給水の対象となる建物は、給水設備が4階以上に設置されないもので、建物の用途は次のとおりとする。

- (1) 一戸建て専用住宅（以下「専用住宅」という。）
- (2) 一戸建て小規模店舗または事務所付き併用住宅（以下「併用住宅」という。）
- (3) その他管理者が特に認めたもの

2 配管

3階直結直圧給水の対象となる建物の配管は、次のとおりとする。

- (1) 1建物につき1給水引込みを原則とする。
- (2) 支管分岐は原則不可とする。
- (3) 3階部分への給水管は地上部で分岐させ、1階2階部分とは別系統とする。
- (4) 専用住宅においてのヘッダー工法の場合、ヘッダー以降下流側の1分岐管からは1栓とする。

3 水栓の高さ

3階直結直圧給水を実施する対象建物の水栓の高さは、当該地点の道路面より9m以下とする。

4 配水管の口径

3階直結直圧給水を実施する当該地点における配水管の口径は50mm以上とする。また、給水引込管口径より2口径以上大きいものとする。

5 メーターの口径

メーターの口径は20mm以上40mm以下とする。

6 最小動水圧

平常時において、メーター位置の最小動水圧が0.25MPa以上であること。

7 給水装置の材料及び給水器具の制約

- (1) 給水器具や材料の選定及び給水管口径の決定にあたっては、圧力損失に十分配慮すること。
- (2) 3階直結直圧給水を実施する対象建物の2階及び3階部に設置される給湯器、タンクレス水道直結式洋風大便器、自動水栓、洗浄弁等は特に水圧を必要とするため、各給水

器具の最低作動水圧を水理計算上で満たすものとする。

(3) 瞬間湯沸器等水圧により作動に影響を受ける器具は、原則 3 階への設置を認めない。

8 申請書及び水圧測定記録の提出

(1) 工事申込者は、3 階直結直圧給水を行おうとする場合は、給水装置工事申込書の提出と同時に、「3 階直結直圧給水申請書」及び「3 階直結直圧給水水圧測定記録」に水圧測定記録写真を添えて提出しなければならない。

(2) 水圧測定は、工事申込箇所または近隣のメーター位置において、午前（7 時前後）、昼間（12 時前後）、夕方（18 時前後）の 3 回行わなければならない。

(3) 水圧測定記録写真には、工事申込者名、場所、日時及び水圧測定値を記入した黒板を収めること。

附則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

碧南市給水装置工事施行基準（令和 5 年 3 月 1 日施行）は、廃止する。

様式集

給水装置工事申請に係る提出書類の様式一覧表

番号	提出書類	内 容	備 考
1	給水装置工事申込書 ※裏面：給水台帳図（申請図）	給水装置工事の申込みをするとき	A 4 サイズ 表裏両面印刷 上質紙 110kg （厚 0.15mm） 白色
2	給水装置工事完了届・移譲 移管届兼メーター保管証 ※裏面：給水台帳図（完成図）	給水装置工事が完了したとき	A 4 サイズ 表裏両面印刷 上質紙 110kg （厚 0.15mm） 白色
3	水道メーター出庫願	申請工事内容の全てが完了する前に水道メーターの貸与を求めるとき	
4	給水申込書	水道の使用を開始しようとするとき	
5	給水中止届	水道の使用を中止しようとするとき	
6	同意書 （土地所有者）	工事申込者の所有地以外の土地内に給水装置を設置しようとするとき	
7	同意書 （家屋所有者）	工事申込者以外の家屋に給水装置を設置しようとするとき	
8	同意書 （支管分岐）	既設給水管（工事申込者以外の私有管）から分岐して給水装置を設置しようとするとき	
9	同意書 （支管分岐引込管の増径）	既設共用給水管より支管分岐により取出ししている引込管口径を増径しようとするとき	
10	確認書 （メーター口径）	メーター口径選定基準（第2章第7条第2項）よりも小さいメーター口径で工事申込をしようとするとき	
11	確認書 （引込管口径）	引込管口径選定基準（第2章第8条第2項）及び管径均等表で算定した適正口径よりも小さい引込管口径で工事申込をしようとするとき	
12	確認書 （メーター設置位置）	メーターボックスを、基準（官民境界から1.0m以内の民地内）とは異なる位置に設置をしようとするとき	
13	確認書 （支管分岐）	支管分岐による引込工事を行おうとするとき	
14	貯水槽水道施設調査票	貯水槽を設置しようとするとき	
15	簡易専用水道施設設置届	有効容量が 10m ³ を超える貯水槽を設置しようとするとき	

16	共用給水装置の各戸検針及び徴収に関する特別取扱申請書（様式第3号）	中高層集合住宅における共用給水装置の各戸検針及び徴収の取扱いを受けようとするとき	
17	集合住宅（各戸検針及び徴収）オートロック措置申請・変更届（様式第1号）	同上	
18	管理人選任・変更届（様式第5号）	同上	
19	維持管理業者選任・変更届（様式第6号）	同上	
20	3階直結直圧給水申請書	第7章「3階直結直圧給水」の項目に該当する工事を行おうとするとき	
21	3階直結直圧給水水圧測定記録	同上	
22	水道施設承認工事申請書（様式第1号）	水道施設承認工事を行おうとするとき	
23	水道施設承認工事着手届（様式第3号）	水道施設承認工事に着手するとき	
24	水道施設承認工事完了届（様式第4号）	水道施設承認工事が完了したとき	
25	給水装置工事申込書変更届	工事申込書の提出後に、申請内容に変更等が生じたとき	
26	給水装置工事申込書取下書	工事申込書の提出後に、申請を取り下げるとき	
27	還付金口座振込申出書（変更）	工事申請内容の変更により、既に納入済みの分担金の返金が生じるとき	
28	還付金口座振込申出書（取下）	工事申請の取下げにより、既に納入済みの分担金及び工事検査手数料の返金が生じるとき	

水道技術管理者	課 長	補佐・係長	係	お 客 様 番 号
				受 付 番 号



給水装置工事申込書

令和	年	月	日
----	---	---	---

碧南市水道事業
碧南市長 殿

工事申込者 (給水装置所有者)	〒	—
	住 所	
	(フリガナ)	
	氏 名	
	電 話	— —
	生年月日	年 月 日

下記のとおり給水装置工事を施工したいので承認して下さい。

現給水装置所有者		現水道使用者	
現メーター口径	φ mm	現メーター番号	
給水装置の種類	☐ 専用栓 ☐ 共用栓 ☐ 臨時栓	申込口径	mm
工 事 の 種 別	☐ 新 設 ☐ 改 造 ☐ 修 繕		
給水装置設置場所	碧南市 町 丁目 番地	(施設名称)	
		(区画整理ブロック番号) 土地区画整理事業 B	
口 径 変 更	☐ 無 ☐ 有 mmから mmに変更	貯水槽	☐ 無 ☐ 有
附 帯 工 事 (※配水管布設工事)	☐ 必要無し ☐ 必要		(有効容量) m3
所 有 権 変 更	☐ 必要無し ☐ 必要 (☐ 済)	給水管の引込	☐ 引込済 ☐ 要引込
既設給水管撤去	☐ 必要無し ☐ 必要 (☐ 済)	支管分岐	☐ 有 () ☐ 無
工事着手予定日	令和 年 月 日	工事完了予定日	令和 年 月 日
道 路 種 別	☐ 市道 ☐ 県道 ☐ 国道 ☐ 赤道 ☐ 通路 ☐ 私道 ☐ その他 ()		
配水管の管種・口径	☐ HIVP ☐ VP ☐ DIP ☐ CIP ☐ PEP ☐ その他 ()、φ mm		
指定給水装置 工事事業者	名称	指定番号	電話
	主任技術者氏名	免許交付番号	第 号
屋内給水栓（蛇口）の数	栓		
備 考			

《注》 □印には該当する箇所に☑印を付けて下さい。

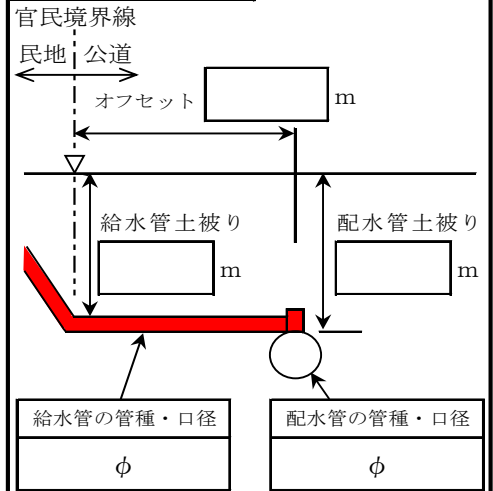
※下記には記入しないで下さい。（市記入欄）

分 担 金 ・ 手 数 料 等 の 表 示				
区 分	整 理 番 号	金 額	精 算 金 額	収 納 確 認
分 担 金		円		
設計審査手数料		200円		
工事検査手数料		300円		

給水台帳図（申請図）

付近見取地図

給水管引込詳細図



平面図及び立体図

水道技術管理者	課 長	補佐・係長	係	お 客 様 番 号
				受 付 番 号



給水装置工事完了届

碧南市水道事業
碧南市長 殿

指定給水装置 工事事業者	名 称	
	指定番号	

令和 年 月 日

下記のとおり給水装置工事が、給水台帳図（完成図）のとおり完成したので完了検査をお願いします。

工 事 の 種 別	☐ 新 設 ☐ 改 造 ☐ 修 繕	申込口径	m m
給水装置設置場所	碧南市 町 丁目 番地		
完 了 年 月 日	令 和 年 月 日		
新設閉栓	☐ ←メーター貸与時点で閉栓（水道使用者無し）の状態とする場合のみ ☒ 印を記入して下さい。		

移譲移管届 兼 メーター保管証

- 工事申込により布設した給水引込管（配水管との分岐部から第1止水栓までの間の給水装置）は、工事完了後直ちに市に移譲移管します。
- 貸与を受けたメーターは清潔に保管し、設置場所には将来に渡りメーターの検針、取替及び修理等の妨げになるような物件または工作物を設置するようなことはしません。
- メーター設置場所の変更等改善指示を受けた場合は、当方の費用で速やかに対応します。
- 万一、メーター保管中故意または過失により当該メーターを亡失、若しくは破損した場合は、市から指示のあった損害額を弁償します。

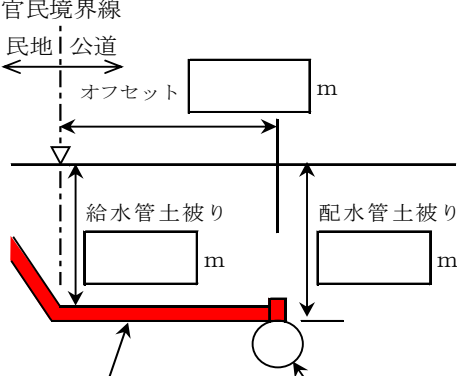
上記の内容について承諾します。 令和 年 月 日

工事申込者 (給水装置所有者)	住 所	
	氏 名	Ⓔ

※自署または記名押印（法人の場合は記名押印）

※下記には記入しないで下さい。（市記入欄）

量 水 器	口径	m m	番号	P A B	貸与時の指針	m 3
	貸与年月日	令和 年 月 日				
旧量水器 (※口径変更の場合のみ記入する)	口径	m m	番号	P A B	返却時の指針	m 3
	返却年月日	令和 年 月 日				
完了検査	検査日	令和 年 月 日			検査員	Ⓔ
	主任技術者立会	☐ 有 ☐ 無	水質検査	☐ 必要（※） ☐ 必要無し		
	水質検査結果 (※)	検査項目	判定基準	検査結果		
		残留塩素	0.1mg/ℓ以上			
		色	観察により異常でないこと	☐ 異常あり ☐ 異常無し		
		濁り	観察により異常でないこと	☐ 異常あり ☐ 異常無し		
	完了検査結果	☐ 合格 ☐ 不合格				

給水台帳図（完成図）			お客様番号	
給水装置 設置場所	碧南市		町丁目番地	
付近見取地図		給水管引込詳細図		
				
		給水管の管種・口径 配水管の管種・口径		
		φ φ		
平面図及び立体図				
指定給水装置工事事業者名		製図年月日		令和 年 月 日

照 合	入 力	お 客 様 番 号
		受 付 番 号



水道メーター出庫願

	令和	年	月	日
碧南市水道事業 碧南市長 殿	指定給水装置 工事事業者	名 称		
		指定番号		

下記の給水装置工事について、完了届の提出に先立ち、水道メーターの出庫をお願いします。

工 事 の 種 別	☐ 新 設	☐ 改 造	☐ 修 繕	申込口径	mm	
給水装置設置場所	碧南市 町 丁目 番地					
工事申込者 (給水装置所有者)	住 所					
	氏 名					
工事完了予定年月日	令和 年 月 日					
水質検査 (※指定工事業者 が行う自主検査)	検査日	令和 年 月 日		担当者		
	水質検査結果	検査項目	判定基準	検査結果		
		残留塩素	0.1mg/ℓ以上	☐ 基準値以上	☐ 基準値未満	
		色	観察により 異常でないこと	☐ 異常あり	☐ 異常無し	
		濁り	観察により 異常でないこと	☐ 異常あり	☐ 異常無し	

《 注意事項 》

- (1) 新設工事の場合は、必ず給水申込書を提出すること。
- (2) 改造工事のうち、現時点で閉栓中である場合は、必ず給水申込書を提出すること。
- (3) 改造工事のうち、現使用者を新たな使用者に変更する場合は、現使用者の給水中止届及び新たな使用者の給水申込書を提出すること。
- (4) 改造工事のうち、口径変更を伴う工事の場合は、口径変更前の使用者（現使用者）の給水中止届及び口径変更後の使用者（現使用者と同一である場合を含む）の給水申込書を提出すること。（※水道料金契約口径が変更となるため必要である。）

※下記には記入しないで下さい。（市記入欄）

量 水 器	口径	mm	番号	P A B	貸与時の指針	m3
	貸与年月日	令和 年 月 日				
旧量水器 (※口径変更の 場合のみ記入 する)	口径	mm	番号	P A B	返却時の指針	m3
	返却年月日	令和 年 月 日				

照 合	再開栓入力	予約受付

令和 年 月 日

※消せるボールペンは使用しないでください。

電話番号

※当日連絡のとれる番号をご記入ください。

給水装置設置場所 (水を使うところ)		碧南市	町	丁目	番
		棟 号			
使用 者 (契約者)	住 所	☐ 給水装置設置場所 ☐ 申込者と同じ 〒			
	フリガナ				
	氏 名 法 人 名	☐ 申込者と同じ			
	電 話 番 号	☐ 申込者と同じ			
	生 年 月 日	昭和・平成	年	月	日
納付書の送付先		☐ 給水装置設置場所 ☐ 使用者住所 ☐ 申込者住所 ☐ その他（ご記入ください） 〒			
		※口座振替は市内金融機関でお手続きが必要です。ご希望の場合、給水開始日に給水装置設置場所に用紙を投函します。 ☐ 用紙の投函を希望 ※直前の使用者が前回の口座の登録を廃止していない場合に限って同じ口座から振替が可能です。 ☐ 前回と同一の口座からの振替を希望			
給水開始日		（注意）給水開始日の <u>前日</u> までに必ずご提出ください。（FAX可） 令和 年 月 日（ 曜日） 土日祝・年末年始を除く。時間指定不可。			

(碧南市役所水道課 FAX(0566)46-9456)

お客様番号	— —	メーター 口径・番号	☐ 13 mm ☐ 20 mm ☐ mm ☐ 取付
☐ 振依頼書 ☐ 受付済 ☐ 配布済 ☐ 直接金融機関 ☐ 投函済 前回 ☐ 座 ☐ 確認済	指針	m ³	

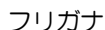
☐ 紙貼 ☐ 連絡

照 合	転居精算入力	予約受付

令和 年 月 日

※消せるボールペンは使用しないでください。

便利な WEB 届出



氏名

電話番号

以下のとおり、給水を中止したいので届けます。

※当日連絡のとれる番号をご記入ください。

【水道課使用欄】 (碧南市役所水道課 F A X (0566) 46-9456)

未納の有無→ ☐ 有 (月分) ☐ 無 ☐ メーター撤去 ☐ レバー返却 ☐ 現地清算【 月 日 : 】 ※基本料金 . カ月 ☐ 共用子 下水の有・無	指針	m ³
--	----	----------------

同意書

令和 年 月 日

碧南市水道事業
碧南市長 殿

工事申込者 住所

氏名

印

下記のとおり、給水装置工事に係る土地所有者の同意書を提出します。

記

給水装置設置場所 碧南市 町 丁目 番地

上記給水装置工事の施工について、私所有の土地に給水装置を設置することに同意します。

土地所有者 住所

氏名

印

同意書

令和 年 月 日

碧南市水道事業
碧南市長 殿

工事申込者 住所

氏名 ⑩

下記のとおり、給水装置工事に係る家屋所有者の同意書を提出します。

記

給水装置設置場所 碧南市 町 丁目 番地

上記給水装置工事の施工について、私所有の家屋に給水装置を設置することに同意します。

家屋所有者 住所

氏名 ⑩

同意書

令和 年 月 日

碧南市水道事業

碧南市長 殿

工事申込者 住所

氏名

印

私は今回、給水装置工事の申込みをするにあたり、既設給水管（工事申込者以外の私有管）から支管分岐して給水引込管を設置したいと思います。

このことにあたり、既設給水管の所有者および既設給水管から既に給水を受けている支管分岐者全員の同意書を提出します。

記

理 由

給水装置設置箇所

碧南市

町

丁目

番地

本給水装置工事については、上記内容のとおり施工することに同意します。

既設給水管の所有者および支管分岐者

(1) 住所

氏名

印

(2) 住所

氏名

印

(3) 住所

氏名

印

(4) 住所

氏名

印

(5) 住所

氏名

印

(6) 住所

氏名

印

同意書

令和 年 月 日

碧南市水道事業

碧南市長 殿

工事申込者 住所

氏名

㊞

私は今回、給水装置工事の申込みをするにあたり、前面共用道路内の既設共用給水管から支管分岐により取出ししている引込管を、口径φ mm から口径φ mm に増径したいと思います。

このことにあたり、既設共用給水管から既に給水を受けている支管分岐者全員の同意書を提出します。

記

理 由

給水装置設置箇所

碧南市

町

丁目

番地

本給水装置工事については、上記内容のとおり施工することに同意します。

支管分岐者

(1) 住所

氏名

㊞

(2) 住所

氏名

㊞

(3) 住所

氏名

㊞

(4) 住所

氏名

㊞

(5) 住所

氏名

㊞

(6) 住所

氏名

㊞

確 認 書

令和 年 月 日

碧南市水道事業
碧南市長 殿

私は今回、給水装置工事の申込みをするにあたり、碧南市給水装置工事施行基準に定めるところにより、メーター口径φ mmを設置することが適していると思われませんが、下記の理由によりメーター口径φ mmを設置したいと思います。

このことにより、水量や水圧が十分得られないあるいは渇水時において水圧が低下することもありうることを理解し納得します。

記

理 由 _____

給水装置設置場所 碧南市 _____

工 事 申 込 者 住 所 _____

工 事 申 込 者 氏 名 _____ 印

確 認 書

令和 年 月 日

碧南市水道事業
碧南市長 殿

私は今回、給水装置工事の申込みをするにあたり、碧南市給水装置工事施行基準に定めるところにより、給水引込管口径φ mmを設置することが適していると思われ
ますが、下記の理由により給水引込管口径φ mmを設置したいと思います。
このことにより、水量や水圧が十分得られないあるいは渇水時において水圧が低下
することもありうることを理解し納得します。

記

理	由	
給 水 装 置 設 置 場 所	碧南市	
工 事 申 込 者 住 所		
工 事 申 込 者 氏 名		印

確 認 書

令和 年 月 日

碧南市水道事業
碧南市長 殿

私は今回、給水装置工事の申込みをするにあたり、下記の理由により、碧南市給水装置工事施行基準に定めるメーター設置位置（官民境界から1.0m以内の民地内）とは異なる位置に設置したいと思います。このことにあたり、下記のことについて誓約します。

- ・メーター設置場所には、市が行う検針や維持管理等に支障となるような障害物等は設置しません。改善の指示を受けた場合は、速やかに改善します。
- ・不在宅の場合を含めて、検針や維持管理等のために敷地内に立ち入ることを承諾します。
- ・管理分界として官民境界から1.0m以内に設置する第1止水栓より宅内側の給水装置は、自費にて維持管理するとともに、破損・漏水等が発生した場合は速やかに修理します。

また、第1止水栓の筐も同様に、土砂や舗装材等で埋まるなど止水栓の機能に障害が生じぬよう適切に維持管理します。万一障害が生じた場合は自費にて速やかに修理します。

記

理	由	
給水装置設置場所	碧南市	
メーター設置場所		
工事申込者住所		
工事申込者氏名		印

確 認 書

令和 年 月 日

碧南市水道事業
碧南市長 殿

私は今回、給水装置工事の申込みをするにあたり、支管分岐により給水引込工事を行いたいと思います。

このことにあたり、管理分界として官民境界から1.0m以内に設置する第1止水栓より宅内側の給水装置は、自費にて維持管理するとともに、破損・漏水等が発生した場合は速やかに修理します。

また、第1止水栓の筐も同様に、土砂や舗装材等で埋まるなど止水栓の機能に障害が生じぬよう適切に維持管理します。万一障害が生じた場合は自費にて速やかに修理します。

記

給水装置設置場所 碧南市

工事申込者住所

工事申込者氏名

印

令和 年 月 日

届出者 住所
氏名
(名称及び
代表者氏名)

建 物	名 称	(TEL)		設置年月	年 月
	所在地			階 数	階建
	主用途	1 共同住宅 2 事務所 3 店舗 4 学校 5 旅館 6 その他()			
所有者(設置者)		住所 氏名又は名称 (TEL)			
管 理 者		住所 氏名又は名称 (TEL)			
施 設 概 要					
		受 水 槽		高 置 水 槽	
				その他の貯水槽	
給水設備 (飲料用)	設 置 場 所	1 屋外 2 屋内 (地上 階、 地下 階)		1 屋上 2 給水塔 3 その他 ()	
	設 置 状 態	1 床置き 2 その他 ()		(屋根) 1 有 2 無 ()	
	水槽の数・容量	()槽 ()m ³ 、()m ³		()槽 ()m ³ 、()m ³	
	材 質	1 合成樹脂 2 ステンレス 3 コンクリート 4 鋼板 5 その他 ()		1 合成樹脂 2 ステンレス 3 コンクリート 4 鋼板 5 その他 ()	
給水管の材質		1 硬質塩化ビニル管 2 硬質塩化ビニルライニング鋼管 3 ポリエチレン管 4 ステンレス管 5 その他()			
滅 菌 機		1 有 2 無			
使 用 水 量		m ³ /月			
残留塩素測定器		1 有 2 無			
備 考					

簡 易 専 用 水 道 施 設 設 置 届

年 月 日

碧 南 市 長 殿

届出者 住所
氏名
(名称及び代表者氏名)

建 物	名 称	電話
	所在地	〒
	主用途	1 共同住宅 2 店舗 3 店舗付住宅 4 事務所 5 その他 () 階建、 戸、店舗等数 店
所有者 (設置者)		住 所 〒
		氏名又は名称
		電話
管 理 者		住 所 〒
		氏名又は名称
		電話

施 設 概 要

		受 水 槽	高 置 水 槽
給水設備 (飲料用)	設 置 場 所	1 屋外 2 屋内 (地上 階、地下 階)	1 屋上 3 その他 () 2 給水塔
	設 置 状 態	1 床置き式 2 その他	(屋根) 1 有 2 無
	設 置 年 月	年 月 設置	年 月 設置
	水 槽 の 数	() 槽	() 槽
	水槽の有効容量	() m ³ () m ³	() m ³ () m ³
	材 質	1 合成樹脂 4 鋼板 2 ステンレス 5 その他 3 コンクリート ()	1 合成樹脂 4 鋼板 2 ステンレス 5 その他 3 コンクリート ()
給水管の材質		1 硬質塩化ビニル管 4 ステンレス管 2 硬質塩化ビニルライニング鋼管 5 その他 () 3 ポリエチレン管	
給 水 状 況		1 全て受水槽から給水 2 () 階・ () 戸は直圧給水	
滅 菌 設 備		1 有 2 無	
使 用 水 量		m ³ /月	
残留塩素測定器		1 有 2 無	

令和 年 月 日

連絡先 () —

記

給 水 装 置 設 置 場 所	碧南市	町	丁目	番
集 合 住 宅 名				
建 物 の 構 造	造 階建 棟			
水 道 メ ー タ ー 等 の 設 置 数	親メーター (ミリ)			個
	各戸メーター (ミリ)			個
	散水栓 (ミリ)			個
	集中検針盤			個
装置機器メーカー名				
施 工 業 者 名				
各 戸 メ ー タ ー の 検 定 期 間 満 了 時 期				
適 用 希 望 年 月 日	令和	年	月	日
※ 水 栓 番 号				
※ 摘 要				

注 ※印の欄は記入しないでください。

要綱様式第 1 号

(中高層集合住宅における共用給水装置の各戸検針及び徴収に関する特別取扱要綱第 4 条 3 項関係)

集合住宅（各戸検針及び徴収）オートロック措置申請・変更届

令和 年 月 日

碧南市水道事業
碧南市長 殿

届出者（住宅管理者）

住 所

氏 名

連絡先（ ） ー

別紙「集合住宅（各戸検針及び徴収）における業務に支障をきたさない措置の取扱い」の内容を確認し同意したうえ、中高層集合住宅における共用給水装置の各戸検針及び徴収に関する特別取扱要綱第 4 条の規定に基づき、当該集合住宅の検針及び確認等の業務に支障をきたさない措置を講じ、措置の内容について下記のとおり届け出ます。なお、措置に変更が生じた場合は、検針及び確認等の業務に支障が出ないように遅滞なく届け出ます。

記

- 1 集合住宅名 _____
- 2 給水装置設置場所 碧南市 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 _____
- 3 オートロック措置の有無〔有・無〕※該当する項目に必要事項を記入してください。

設置箇所 措置内容	玄 関	エレベーター	その他 ()
暗証番号			
鍵	個	個	個
そ の 他			

- ※ 1 複数の場所に暗証番号が設定されている場合は、全ての暗証番号を提供してください。
- ※ 2 複数の種類の鍵が必要な場合は、全ての鍵を貸与してください。
- ※ 3 措置内容が「その他」の場合は、管理者が業務に支障がないと判断する方法とします。

なお、契約締結後の措置変更の際において、変更後の措置の内容が業務に支障をきたす場合は、契約を解除させていただく場合があります。

お客様番号

ー

管理人選任・変更届

令和 年 月 日

碧南市水道事業
碧南市長 殿

届出者（住宅管理者）
住 所
氏 名
連絡先（ ） —

下記のとおり、管理人を選任・変更しましたので届けます。
記

給水装置設置場所			碧南市 町 丁目 番		
選 任 年 月 日			令和 年 月 日		
管 理 人	変 更 前	住 所	碧南市 町 丁目 番地		
		氏 名			
	変 更 後	住 所	碧南市 町 丁目 番地		
		氏 名		電話番号	
変 更 の 理 由					
※水 栓 番 号			—	※検針月	☐ 奇数月・ ☐ 偶数月
※摘 要					
碧南市水道事業給水条例第 1 6 条に規定する管理人となることを承諾します。 令和 年 月 日 住 所 氏 名 ㊟					

注 1 ※印の欄は記入しないでください。

要綱様式第 6 号

(中高層集合住宅における共用給水装置の各戸検針及び徴収に関する特別取扱要綱第 10 条関係)

維持管理業者選任・変更届

令和 年 月 日

碧南市水道事業

碧南市長 殿

届出者（住宅管理者）

住 所

氏 名

連絡先（ ） —

下記のとおり維持管理業者を選任・変更しましたのでお届けします。

なお、維持管理業者には、当該管理業務について責任をもってあたらせま
す。

記

1 集合住宅名 _____ (※1)

2 給水装置設置場所 碧南市 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 _____

3 修繕委託先 (1) 住所 _____

(2) 業者名 _____

(3) 連絡先 () —

4 受水槽等の清掃・点検・水質検査

(1) 住所 _____

(2) 業者名 _____

(3) 連絡先 () —

5 水道メーターの管理 (※2)

(1) 住所 _____

(2) 業者名 _____

(3) 連絡先 () —

(※1) この届出書は、給水装置（親メーター）ごとにご提出ください。

(※2) 「5 水道メーターの管理」については、集中（遠隔）式の場合のみご記
入下さい。

お客様番号

—

(様式1)

3 階直結直圧給水申請書

令和 年 月 日

碧南市水道事業
碧南市長 殿

工事申込者（給水装置所有者）

住 所

氏 名

印

記

下記のとおり、3 階直結直圧給水を申請します。なお、誓約事項を遵守することを誓います。

記

- | | | | | | |
|---|----------|---------------|---|----|------------|
| 1 | 給水装置設置場所 | 碧南市 | 町 | 丁目 | 番 |
| 2 | お客様番号 | | | | |
| 3 | 給水栓高さ | 道路面から最高位までの高さ | | | メートル |
| 4 | メーター口径 | ミリ | | | |
| 5 | 工期 | 令和 | 年 | 月 | 日～令和 年 月 日 |
| 6 | 指定工事業者名 | | | | |
| 7 | 主任技術者名 | | | | |

誓約事項

3 階直結直圧給水とすることで、水量や水圧が十分得られない場合及び将来配水圧の変更等により、または渇水時において水圧が低下するようなことがあっても、水道事業に一切異議申立ていたしません。

(様式2)

3 階直結直圧給水水压測定記録

1 測定場所 碧南市 町 丁目 番

申込水栓 ・ 近隣水栓 (メーター番号:)

2 お客様番号

3 メーター口径 ミリ

4 測定者 指定工事業者名

主任技術者名

5 測定年月日 令和 年 月 日 (曜日) 天候

(午前) 時 分 MPa

(昼間) 時 分 MPa

(夕方) 時 分 MPa

6 添付資料 測定時の写真

様式第 1 号

年 月 日

水道施設承認工事申請書

碧南市水道事業

碧 南 市 長

〒 _____
住 所 _____
フリガナ _____
氏 名 _____
電 話 (_____) _____

受 付 番 号		受付年月日	年 月 日
承認工事施工者 (指定工事事業者名)	担当者 _____ Tel _____		
工 事 場 所	碧南市 _____ 地内		
承認工事の概要	・配水管 管種 口径φ _____ mm 延長L = _____ m 管種 口径φ _____ mm 延長L = _____ m ・仕切弁 _____ 基 ・泥吐弁 _____ 基 ・消火栓 ☐無 ☐有 (☐単口 ☐空気弁付 _____ 基) ・給水管 口径φ _____ mm _____ 箇所 口径φ _____ mm _____ 箇所		
工事完了予定年月日	年 月 日		
添 付 書 類	・位置図 (縮尺 1/1000～1/2500 程度) ・平面図 ・計画配管図 ・横断図 ・交通処理図、保安設備図 ・その他必要な書類		
そ の 他			

注意 ・□のところは、該当するものにレ印を付けてください。
・承認工事の概要は、碧南市水道事業に移譲移管する予定の水道施設を記載してください

様式第3号

水道施設承認工事着手届

年 月 日

碧南市水道事業

碧 南 市 長

申請者 住所
氏 名

承認工事 住所
施工者 氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕

下記のとおり着手します。

記

受 付 番 号	
工 事 場 所	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	工程表

様式第 4 号

水道施設承認工事完了届

年 月 日

碧南市水道事業

碧 南 市 長

申 請 者 住 所
氏 名

承認工事 住 所
施 工 者 氏 名
〔 名 称 及 び 〕
〔 代表者氏名 〕

下記のとおり工事が完了しました。

なお、完了検査において完了と認められた時には、承認工事における水道施設を管理者に移譲移管します。

記

受 付 番 号	
工 事 場 所	
完 了 年 月 日	年 月 日

添付書類

工事写真（着手前及び完了、配水管布設工、給水引込管布設工、材料検収、品質管理、保安設備、その他必要な写真） 1 部

平面図、配管図

2 部

給 水 装 置 工 事 申 込 書 変 更 届

令和 年 月 日

碧南市水道事業
碧南市長 殿

工事申込者（給水装置所有者）
住 所

氏 名
電 話 （ ） ー

下記のとおり、給水装置工事申込書を変更します。
記

給水装置工事申込書 受付年月日及び番号	令和 年 月 日	受付番号 第 号
給水装置設置場所	碧南市 町 丁目 番地	
変 更 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
指定給水装置工事 事業者名		

給 水 装 置 工 事 申 込 書 取 下 書

令和 年 月 日

碧南市水道事業
碧南市長 殿

工事申込者（給水装置所有者）
住 所

氏 名
電 話 （ ） ー

下記のとおり、給水装置工事申込書を取り下げします。

記

給水装置工事申込書 受付年月日及び番号		令和 年 月 日	受付番号 第 号
給水装置設置場所		碧南市 町 丁目 番地	
取り下げ理由			
区分	整理番号	納入年月日	還付年月日
分担金			
設計審査			
竣工検査			
施設負担金			
復旧工事			
配水管布設			
指定給水装置工事 事業者名			

還付金口座振込申出書

給水装置工事申込書の変更による分担金の還付金は、下記の口座に振込んでください。

令和 年 月 日

工事申込者（給水装置所有者）

住所

氏名

㊞

電話 () ー

還付金額	円
------	---

■ ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合

振込先 金融機関名	銀行・農協 信用金庫・組合 支店		
預金種別	普通・当座	口座 番号	
口座名義人 氏 名	フリガナ -----		

■ ゆうちょ銀行の場合

店番（3桁）	
通帳記号	
通帳番号	

- * フリガナは通帳表紙裏面に記載のお名前を記入してください。
- * 本人または同居の家族以外の口座名義の場合は、別紙委任状も必要です。
- * ゆうちょ銀行口座に還付金を振り込む場合は、店番の3桁の数字も必ず記入して下さい。

還付金口座振込申出書

給水装置工事申込書の取下げによる分担金及び工事検査手数料の還付金は、下記の口座に振込んでください。

令和 年 月 日

工事申込者（給水装置所有者）

住所

氏名

㊞

電話 () ー

還付金額	円
------	---

■ ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合

振込先 金融機関名	銀行・農協 信用金庫・組合 支店		
預金種別	普通・当座	口座 番号	
口座名義人 氏 名	フリガナ -----		

■ ゆうちょ銀行の場合

店番（3桁）	
通帳記号	
通帳番号	

- * フリガナは通帳表紙裏面に記載のお名前を記入してください。
- * 本人または同居の家族以外の口座名義の場合は、別紙委任状も必要です。
- * ゆうちょ銀行口座に還付金を振り込む場合は、店番の3桁の数字も必ず記入して下さい。

